

学 生 便 覧

医 学 部

令和 5 年度



Wakayama Medical University

和歌山県立医科大学

和歌山県立医科大学学生歌

「東明又西暗花落又花開」

作詞 大 亦 秀 助

作曲 山 本 純 生

1 はるらんまん はな いろ
春爛漫の花の色
ゆう し にぎわ こ あたり
遊子賑う此の辺
ほりみずきよ こけむ
壕水清く苔蒸して
きょがん し だ ねつたいじゅ
巨巖に枝垂るる熱帯樹
ひと き ひと き いくひやくねん
人去り人来て幾百年
こうぼうさい か いくしゅんじゅう
興亡災禍幾春秋
あらし もの いま なお
嵐も物かは今も猶
ていていそび だいしゅうじゅ
亭々聳ゆる大樟樹

2 し 知るや我が友其の昔
「葵」旗めく「夏の陣」
き 聞かずや徳川南竜の
「うぬ復帰らず十四歳」
「じゅしょう」の庭に託寂びて
つきかげ 月影さやか秋の空
「と の い 宴 毎
あ 在りし日偲ぶ「春盤松」

3 こくう と ぐれん ひ
虚空を熔かす紅蓮の火
てんしゅ お ゆ もうばくしゃ
天守落ち行く猛爆射
こくし かわ あ よ あけ
国史の変る彼の夜明
こんぺきいっせんたいへいよう
紺碧一線太平洋
いわ か どうしず
岩囃む怒涛静まれば
くじら あそ わ だいち
鯨も遊ぶ吾が大地
いき とし 生きる ばんぶつ
生きとし生きる万物に
めぐ めた ひ ひかり
恵み豊かに陽の光

4 ほこ した た しお こじま
「矛ゆ滴瀝る潮孤島
じ な つち お かた な
地鳴り土起き潟を無み
いつしか やま な
いつしか山と成りにける」
ちし ひ おか その
地史をも秘むる「岡」の公園
せん こ ふ めつ その おか
千古不滅の其の丘に
そうきゅうふか てん き
蒼穹深く天を指す
くに まも ますらお
国を護りし丈夫の
ちゅうこんいた ひ いく
忠魂悼む碑よ幾つ

5 うらみ なが す とし
恨は長し過ぐる歲月
う だい ゆる たいせん
宇内を揺ぎし大戦に
やが た み
敗れし国民のあわれなる
しょうじや おご よ なら
盛者の奢りは世の習い
されど あくむ き そ
されど悪夢は醒め初め
は た おこ あ じ あぞく
早や立ち興る亜細亜族
やがて こん ひ ひんがし
やがて来ん日も東方に
ひ おごそ のぼ
陽は厳かに昇るべし

6 せいしゅうゆ ひやく よねん
青洲逝いて百余年
いざよう かお き い こち
偉業が薫る紀伊の故地
ふつこ みさき たたず
伏虎の岬に佇めば
はくあ びょうしゃわ いだい
白亜の病舎我が医大
Ehrenvoller Entdecker
Kynurenins !
Butenandt の 述ぶる 喜寿の 賀辞
も ゆる まなざ わこうどら
燃ゆる眼差し若人等
「し こ へ と こころざし
「師を越え遂げん志」

7 原子雲湧き「死灰」降る
科学の進歩畏るべき
さあれ理想の日は遠く
悩みは尽きず胸痛む
「人もと孤独」と祖師は説く
冷暖自知の茨みち
「非時香菓」樹陰に憩うれば
天使も斯くや乙女達

8 芦辺を差して鳴き渡る
鶴の面影消え失せて
移り行く世の厳しさを
写す鏡の若の浦
「幸い住む」と人の云う
聖の山の嶺高く
北斗の星が瞬けば
燭乗る君の顔映ゆる

9 常に Ars longa
Vita brevis
眼に沁みる古典の文字
哲理はしるく色褪せず
侃諤の論耳朶を打つ
野末の草の一葉にも
探る自然の神秘性
名知らぬ鳥の囀りに
久遠の生命思うなり

10 寄せては返えす黒潮に
心を洗う朝な夕な
世界に求む己が知己
念願は一つ Utopia
自由、平等、信愛に
帰る人類の尊厳さ
目差す四苦の解放に
君が努めの重き哉

11 われ友情に勇み立ち
群がり上る若き鮎
生氣溢るる青春の
歓喜に躍る此の姿
行く紀の川の水ながく
光遍く朝ぼらけ
自主独立の明日の代を
期して待ちたる時ぞ今

校章



マークの意匠は、和歌山が生んだ医聖・華岡青洲が全身麻酔薬として用いた植物「まんだらげ（チョウセンアサガオ）」の花に、「医」の文字をデザインしたものです。

「まんだらげ」の花の絵は陶芸家富本憲吉氏の作で、もとは昭和38年に開催された医学総会のために描かれたものでした。その後「医」の文字を付加して、和歌山県立医科大学のマークとして永年親しまれてきた歴史を経て、昭和62年に正式に校章として認定されました。

目 次

和歌山県立医科大学学生歌

和歌山県立医科大学概要	2
学生生活に関する事項	12
奨学金	19
学生教育研究災害傷害保険等の概要	22
地域医療枠及び県民医療枠について	25
学生課事務	33
諸願書・届書	34
図書館の利用	44
課外活動	51
紀三井寺キャンパス配置図	53
基礎教育棟	54
実習棟	55
研究棟	56
臨床講堂	57
次世代医療研究センター.....	58
高度医療人育成センター	59
福利厚生棟	61
管理棟	62
図書館（紀三井寺館）	63
三葛キャンパス配置図	64
管理・校舎棟	65
図書館・体育館棟	66
研究棟	67
医学部三葛教育棟	68
伏虎キャンパス配置図	69
北棟・南棟	70
南棟.....	71
学則等関係規程・参考資料	72

※防犯上の観点から三葛キャンパスの詳細図(P.65－67)を省略しています。

和歌山県立医科大学概要

1 沿革

昭和	20 年	2 月	8 日和歌山県立医学専門学校設置認可
〃	22 年	6 月	18 日和歌山県立医科大学予科設置認可
〃	23 年	2 月	20 日和歌山県立医科大学設置認可
〃	26 年	3 月	31 日和歌山県立医学専門学校及び和歌山県立医科大学予科廃止認可
〃	27 年	2 月	20 日学制改革により新制度による和歌山県立医科大学設置認可
〃	29 年	6 月	1 日附属病院第 1 病棟完成
〃	30 年	1 月	1 日附属病院紀北分院開院
〃	30 年	1 月	20 日和歌山県立医科大学進学課程設置認可
〃	33 年	7 月	1 日学位規程の設定認可（学位審査権）
〃	35 年	3 月	31 日和歌山県立医科大学大学院設置認可
〃	36 年	3 月	31 日旧制和歌山県立医科大学廃止
〃	38 年	9 月	14 日大学本部及び基礎医学教室全館完成
〃	38 年	10 月	5 日和歌山市弘西に進学課程敷地を取得
〃	39 年	1 月	11 日学生定員(60 名)の変更承認
〃	39 年	12 月	14 日大学院学生定員の変更承認
〃	40 年	4 月	5 日紀伊分校(進学)校舎完成
〃	42 年	4 月	1 日学生部及び進学部設置
〃	44 年	11 月	15 日臨床検査研究棟完成
〃	46 年	3 月	26 日大学院学生定員の変更承認
〃	46 年	7 月	20 日紀伊分校(進学課程)体育館完成
〃	46 年	8 月	1 日応用医学研究所発足
〃	47 年	3 月	28 日大学院学生定員(108 人)の変更承認
〃	49 年	1 月	29 日大学院学生定員(120 人)の変更承認
〃	50 年	4 月	1 日大学院学生定員(124 人)の変更承認
〃	51 年	7 月	1 日創立 30 周年記念式典挙行
〃	59 年	5 月	14 日附属病院別館病棟完成
平成	元年	7 月	1 日高度集中治療センター設置
〃	6 年	12 月	17 日紀三井寺新附属病院着工
〃	7 年	9 月	17 日創立 50 周年記念式典挙行
〃	7 年	10 月	4 日紀三井寺学部施設着工
平成	10 年	9 月	7 日新大学開講式
〃	11 年	3 月	24 日大学・附属病院竣工式

〃	11 年	5 月	13 日	新附属病院開院
〃	12 年	6 月	1 日	救命救急センター設置
〃	14 年	3 月	20 日	大学グラウンド完成
〃	15 年	1 月	1 日	ドクターヘリ就航
〃	16 年	4 月	1 日	保健看護学部設置 入試・教育センター、卒後臨床研修センター設置
〃	16 年	10 月	5 日	大学院医学研究科博士課程再編承認 (5 専攻を 3 専攻に、入学定員 31 名を 42 名に変更)
〃	16 年	11 月	30 日	大学院医学研究科修士課程設置認可
〃	17 年	4 月	1 日	大学院医学研究科修士課程開設、大学院医学研究科博士課程再編
〃	18 年	3 月	17 日	(公立大学法人) 和歌山県立医科大学設置認可
〃	18 年	4 月	1 日	教育研究開発センター設置 産官学連携推進本部設置、地域・国際貢献推進本部設置
〃	19 年	3 月	31 日	和歌山県立医科大学看護短期大学部閉学
〃	19 年	4 月	1 日	健康管理センター設置
〃	19 年	10 月	22 日	医学部学生定員(85 名)の変更受理
〃	19 年	11 月	30 日	大学院保健看護学研究科修士課程設置認可
〃	20 年	4 月	1 日	大学院保健看護学研究科修士課程開設 和歌山県立医科大学助産学専攻科開設
〃	20 年	10 月	29 日	医学部学生定員(95 名)の変更受理
〃	21 年	3 月	24 日	医学部三葛教育棟開所
〃	21 年	11 月	13 日	医学部学生定員(100 名)の変更受理
〃	21 年	12 月	22 日	高度医療人育成センター竣工
〃	22 年	9 月	24 日	附属病院新紀北分院開院
〃	23 年	4 月	1 日	和歌山県地域医療支援センター設置
〃	25 年	4 月	1 日	大学院保健看護学研究科博士後期課程開設
〃	26 年	3 月	29 日	附属病院(東棟)竣工
〃	26 年	4 月	1 日	看護キャリア開発センター設置
〃	26 年	10 月	1 日	臨床研究センター設置
〃	27 年	11 月	1 日	創立 70 周年記念式典挙行
令和	2 年	9 月	18 日	次世代医療研究センター竣工
〃	3 年	4 月	1 日	薬学部設置

2 位 置

和歌山県立医科大学紀三井寺キャンパス・附属病院
和歌山県立医科大学三葛キャンパス
和歌山県立医科大学伏虎キャンパス
和歌山県立医科大学附属病院紀北分院

和歌山市紀三井寺 811-1
和歌山市三葛 580
和歌山市七番丁 25-1
和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺 219

○紀三井寺キャンパス・附属病院

区 分	延面積(㎡)	備 考
附 属 病 院 (中 央 棟)	84,530.76	800 床、外来診療科 27、手術室 12 室等
附 属 病 院 (東 棟)	5,298.89	手術室 7 室、地域医療支援センター、 内視鏡部等
基 礎 教 育 棟	3,209.35	講義室、実習室、ゼミ室等
研 究 棟	15,457.66	基礎医学講座 11、臨床医学講座 27、 共同利用施設等
実 習 棟	2,614.52	臨床医学講座 1、実習室、法医解剖室等
R I ・ 動 物 実 験 施 設	5,819.17	動物実験施設、RI 実験施設等
管 理 棟	2,578.51	学長室、事務室、会議室等
附 属 図 書 館 生 涯 研 修 セ ン タ ー	3,444.19	閲覧室、A V コーナー、研修室等
高度医療人育成センター	3,061.58	研修室、パソコンルーム、スキルスラボ等
次世代医療研究センター	3,058.89	研究室、実験室等
講 堂	1,481.01	客席 500 席、ステージ等
医 学 部 体 育 館	1,819.12	屋内運動施設、武道場等
医 学 部 グ ラ ウ ン ド	14,384.00	グラウンド、体育講義用施設
福 利 厚 生 棟	979.77	食堂、売店
課 外 活 動 施 設	489.00	クラブ部室等 22 室
エ ネ ル ギ ー セ ン タ ー	7,988.78	エネルギー供給施設、防災センター
旧 備 蓄 倉 庫	439.07	研修室等
看 護 師 宿 舎 等	3,860.03	看護師宿舎、国際交流ハウス等
託 児 施 設	792.09	収容定員 100 人（乳幼児）
立 体 駐 車 場	10,253.65	2 層 3 段 収容台数 597 台
合 計	157,176.04	(但し、グラウンド面積を除く)

○三葛キャンパス（医学部・保健看護学部・助産学専攻科）

区	分	延面積(m ²)	備 考
医 学 部	三 葛 教 育 棟	3,041.44	講義室、実習室、実験室、ゼミ室等
管 理	・ 校 舎 棟	5,665.71	実習室、研究室、講義室、事務室
研 究	棟	1,961.22	大講義室、演習室、研究室等
図 書 館	棟	1,400.28	図書室、講義室
体 育 館	棟	1,060.54	体育場、教員室、クラブ室
保 健 看 護 学 部	グ ラ ウ ン ド	9,642.00	グラウンド
合 計		22,771.19	（但し、グラウンド面積を除く）

○伏虎キャンパス（薬学部）

区	分	延面積(m ²)	備 考
北	棟	5,954.23	大講義室、中講義室、アリーナ
南	棟	17,024.99	研究室、実習室、実験室、事務室
接 続	ブ リ ッ ジ	3,085.00	図書室、ラーニング・コモンズ
合 計		26,064.22	

○紀北分院

区	分	延面積(m ²)	備 考
病 院	棟	7,660.79	
エ ネ ル ギ ー	棟	99.75	
防 災 倉 庫		304.73	
附 属 建 物		20.25	
合 計		8,085.52	

3 学生定員及び現員

(1) 医学部学生定員及び現員（令和 5 年 4 月 1 日現在）

入学定員	学生定員	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
100	600	102	108	89	111	102	111	623

※医学部の入学定員は平成 22 年度入学生から 100 名に増員されました。

（定員内訳：一般枠 70 名、県民医療枠 20 名、地域医療枠 10 名）

(2) 大学院学生定員及び現員（令和 5 年 4 月 1 日現在）

博士課程

入学定員	学生定員	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
42	168	27	30	21	69	147

修士課程

入学定員	学生定員	1 年次	2 年次	計
14	28	1	5	6

(3) 大学院研究生・博士研究員現員（令和 5 年 3 月 1 日現在）

区 分	基礎医学部門	臨床医学部門	計
大 学 院 研 究 生（甲）	4	227	231
大 学 院 研 究 生（乙）	0	6	6
博 士 研 究 員	20	289	309

4 歴代学長

	氏 名	期 間	所 属	備 考
1	古武 彌四郎	S20. 3.23 ～ S22. 6.17 S22. 6.18 ～ S23. 2.19 S23. 2.20 ～ S35. 3.31	生化学	(医専学校長) 事務取扱 (予科長)
2	岩鶴 龍三	S35. 4.01 ～ S36. 3.31	内科学	
3	市原 硬 楠井 賢造 村野 匡 藤江 君夫	S36. 4.01 ～ S44. 3. 5 S44. 3.06 ～ S44. 3.16 S44. 3.17 ～ S44. 6.10 S44. 6.11 ～ S45. 4.28	生化学 内科学 薬理学 解剖学	事務取扱 事務取扱 事務取扱
4	村野 匡	S45. 4.29 ～ S53. 4.28	薬理学	
5	宮野 義美 松村 勇一	S53.4.29 ～ S55. 2. 5 S55. 2.06 ～ S55. 3.10	内科学 生化学	事務取扱
6	松村 勇一	S55. 3.11 ～ S59. 3.10	生化学	
7	松下 宏	S59. 3.11 ～ S 63.3.10 S63.3.11 ～ H 4. 3.10	生理学	
8	田端 敏秀 山本 博之	H 4. 3.11 ～ H 5. 1.27 H 5. 1.28 ～ H 5. 3. 9	耳鼻咽喉科学 薬理学	事務取扱
9	駒井 則彦	H 5. 3.10 ～ H 9. 3. 9	脳神経外科学	
10	山本 博之	H 9. 3.10 ～ H17. 3. 9	薬理学	
11	南條 輝志男	H17.3.10 ～ H22. 3.31	内科学	
12	板倉 徹	H22.4. 1 ～ H26. 3.31	脳神経外科学	
13	岡村 吉隆	H26.4. 1 ～ H30. 3.31	外科学	
14	宮下 和久	H30.4. 1 ～	衛生学	

5 役 職 員

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

役 職 名	氏 名	備 考
学 長	宮 下 和 久	
医 学 部 長	伊 東 秀 文	脳神経内科学 教授
学 生 部 長	中 田 正 範	生理学（2） 教授
学 生 部 副 部 長	藤 吉 朗	衛生学 教授
〃	山 田 宏	整形外科学 教授
〃	橋 爪 洋	保健看護学部 教授
〃	平 田 收 正	薬学部 教授
入 試 セ ン タ ー 長	平 井 秀 一	生物学 教授
教育研究開発センター長	村 田 顕 也	教育研究開発センター 教授
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	北 野 雅 之	内科学（2） 教授
先 端 医 学 研 究 所 長	伊 東 秀 文	脳神経内科学 教授
附 属 病 院 長	中 尾 直 之	脳神経外科 教授
附 属 病 院 副 院 長		
〃	川 股 知 之	麻酔科学 教授
〃	山 本 信 之	内科学（3） 教授
〃	廣 西 昌 也	紀北分院長
〃	柳 瀬 安 芸	看護部長
図 書 館 長	金 桶 吉 起	生理学（1） 教授
紀 北 分 院 長	廣 西 昌 也	紀北分院内科 教授
紀 北 分 院 副 分 院 長	中 川 幸 洋	紀北分院整形外科 教授
事 務 局 長	谷 口 善 郎	
事 務 局 次 長	小 西 秀 文	
〃	楠 石 由 則	
学 生 課 長	笹 雅 量	



7 医学部教授一覧

教養教育科目

生物学	平井 秀一	物理学	牧野 誠司
数学・統計学	武田 好史	化学	茂里 康
外国語（英語）	廣田 麻子	法学	神谷 隆一

基礎医学・社会医学科目

解剖学第1	金井 克光	病理学	江幡 正悟
解剖学第2	森川 吉博	微生物学	西尾 真智子
生理学第1	金桶 吉起	衛生学	藤吉 朗
生理学第2	中田 正範	公衆衛生学	
生化学	井原 義人	法医学	近藤 稔和
分子遺伝学	井上 徳光	薬理学	西谷 友重

先端医学研究所

生体調節機構研究部	改正 恒康	難病発症機構研究部	齋藤 伸一郎
分子病態解析研究部	橋本 真一		

臨床医学科目

内科学第1	松岡 孝昭	形成外科学	朝村 真一
内科学第2	北野 雅之	泌尿器科学	原 勲
内科学第3	山本 信之	産科・婦人科学	井篁 一彦
内科学第4	田中 篤	眼科学	雑賀 司珠也
腎臓内科学	荒木 信一	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	保富 宗城
血液内科学	園木 孝志	皮膚科学	神人 正寿
脳神経内科学	伊東 秀文	歯科口腔外科学	松村 達志
リウマチ・膠原病科学	藤井 隆夫	放射線医学	園村 哲郎
小児科学	徳原 大介	リハビリテーション医学	
神経精神医学	紀本 創兵	救急・集中治療医学	
外科学第1	西村 好晴	麻酔科学	川股 知之
外科学第2	川井 学	人体病理学	村田 晋一
脳神経外科学	中尾 直之	臨床検査医学	松岡 孝昭
整形外科	山田 宏	臨床感染制御学	小泉 祐介

紀北分院

内科	廣西 昌也	整形外科	中川 幸洋
眼科	岡田 由香		

教育研究開発センター

村田 顕也

地域医療支援センター

上野 雅巳

臨床研究センター

下川 敏雄

8 学年曆

本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。各年度の学年暦は年度により日程が前後しますが、基本的な構成は来年度以降も同様です。

なお、令和 5 年度学年暦は下記のとおりです。

令和5年度学年暦

前期：令和5年 4月 1日（土）～ 令和5年 9月30日（土）

入学式 令和5年 4月 5日 (水)

スチューデントドクター称号授与式

令和5年 4月19日 (水)

学生健康診断（心電図（1年生）・内科診察・尿検査・視力検査・胸部X線検査）

令和5年 4月11日 (火) 1・5年生

4月12日(水) 3・6年生

4月13日(木) 4年生

4月14日 (金) 2年生

新入生研修 令和5年 4月14日(金)

後期：令和5年10月 1日（日）～ 令和6年 3月31日（日）

篤志解剖体慰霊祭 令和5年10月17日(火)

大学祭 令和5年10月21日（土）～令和5年10月22日（日）

開学記念日 令和6年 2月20日 (火)

卒業式 令和6年 3月19日(火)

学生生活に関する事項

1. はじめに

(1) 事務の取扱時間

学生課窓口受付時間 8 : 45 ~ 17 : 30 (土・日・国民の休日や年末年始は休みです。)

(2) 学生への連絡・通知方法

学生への連絡・通知は、学内の学生用掲示板及び電光掲示板への掲示又は学内メールをもって行います。連絡・通知事項は、すべて学生に周知されたものとして取り扱います。連絡・通知を見なかったことによる不都合・不利益は、当該学生本人の責任と見なされます。登下校の際は必ず掲示板を見る習慣を付け、また、学内メールに関しては自分の携帯電話への転送設定を行うなど、それぞれ見落としのないようにしてください。特に、受付期間が定められている場合は、期間終了後は受け付けられませんので注意してください。

また、学外からの学生に対する私的な電話の呼び出しには、一切応じませんので家族や知人等に周知しておいてください。

(3) 学生から大学への連絡方法

学生から大学への連絡は、学生課が窓口になります。学生証明書などの事務的な用件は学生課に連絡し、交通事故など一身上の用件は学生課もしくは学生部長（副部長を含む）に連絡してください。

和歌山県立医科大学 代表 073-447-2300

学生部長室 (内線 5205)

学生課 (内線 3873、5701、5702、5703、5704、5705)

学生部長（中田教授）	生理学第二教室ダイヤルイン	073-441-0623
	中田教授メールアドレス	mnakata@wakayama-med.ac.jp
入試センター長（平井教授）	生物学教室ダイヤルイン	073-441-0771
	平井教授メールアドレス	hirais@wakayama-med.ac.jp
学生部副部長（藤吉教授）	衛生学教室ダイヤルイン	073-441-0646
	藤吉教授メールアドレス	afujiy@wakayama-med.ac.jp
学生部副部長（山田教授）	整形外科教室ダイヤルイン	073-441-0645
	山田教授メールアドレス	yamacha@wakayama-med.ac.jp
学生部副部長（橋爪教授）	保健看護学部事務室ダイヤルイン	073-446-6700
	橋爪教授メールアドレス	hashizum@wakayama-med.ac.jp
学生部副部長（平田教授）	薬学部事務室ダイヤルイン	073-488-1843
	平田教授メールアドレス	khirata@wakayama-med.ac.jp

(4) キャンパスマナー

本学学生としての品位を保つよう、学内外を問わず自覚を持って行動してください。挨拶は、コミュニケーションの第一歩です。いつも積極的に感じの良い挨拶をしましょう。授業時間中の飲食は、禁止となっていますので、厳に慎むこと。また、身だしなみや言葉遣いに配慮しましょう。周囲に不快感を与える奇異な服装や髪型、染髪等は禁止します。

(5) 授業への出席

授業科目により、出席日数が不足すると定期試験を受けられない場合があります。

なお、本学での在学期間や進級認定などについては、本学学則（p73 参照）及び教育要項（別冊）を熟読し、授業に臨んでください。

(6) 学内の美化

教室をはじめ、建物内・グラウンド等、大学構内を整理・整頓し、美化に気を配ることは、快適な学習・生活環境を維持するために是非とも必要なことです。教室等への私物の放置、ゴミの投げ捨て、校舎内での落書などをしないようにしてください。

また、放置された私物等は、日々の清掃により廃棄される場合がありますので、私物は各自責任を持って管理してください。

(7) 個人情報の厳守について

実習中に知り得た患者さんの個人情報については、学生であっても守秘義務を負います。特に臨床実習においては、電子カルテ等を利用するため、個人情報については細心の注意を払ってください。

なお、個人情報を不正に収集した者、実習中に知り得た情報を漏らした者等については、本学学則に基づき懲戒（訓告、停学、退学）の対象となります。

(8) 薬物乱用の防止・喫煙について

昨今、大学生の「大麻汚染」など薬物乱用が大きな問題となっています。薬物乱用による心身への危害はいうまでもなく、違法に薬物を手にした時点で厳しい社会的制裁を受け、医学部生にとっては致命傷となる医師国家試験への支障など、人生を棒に振ることになりかねません。医学部生の本分を自覚し、良識ある行動をとるよう注意してください。

なお、学生課では薬物乱用防止にかかる冊子を配布していますので、一読のうえ内容を確認しておいてください。

また、附属病院を含む大学敷地内は全面禁煙となっており、校内及び周辺道路等での喫煙は出来ません。

(9) 飲酒について

法律により禁止されている未成年者の飲酒、生命の危機を伴う一気飲み等は絶対に行わないように注意してください。クラブ新入部員歓迎会や様々な会合等では、未成年者の飲酒や一気飲みの禁止を徹底し、飲酒

後は自動車、バイク、自転車などの運転はせず、同乗者も含め、お互いに飲酒運転禁止の注意喚起を行ってください。

また、住居等では地域住民の方々の生活に充分配慮し、常に節度ある行動を取ってください。

(10) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）について

LINE・Facebook・Twitter等のSNSを利用する際は第三者の目に触れることを意識し、軽率な振る舞いや個人情報の取扱いには注意して、適切な利用を心がけてください。また、p97にソーシャルメディア利用ガイドラインを掲載しておりますので、内容を熟読し、遵守した上で、良識ある情報発信を行ってください。

(11) 自動車による通学の禁止及び通学時の注意

自動車による通学は、原則として禁止しています。通学は、徒歩若しくは自転車・バイク・公共交通機関を利用してください。なお、学内には学生用の駐車場はありません。また、通学時は交通ルールを遵守し、時間に余裕を持って通学してください。特に三葛キャンパス周辺道路は、朝の時間帯に通勤・通学で混雑しますので、安全に留意するとともに混雑の緩和に努めてください。

(12) 自転車・バイクの駐輪場について

自転車・バイクは歩行者の安全や避難経路確保等のため、定められた駐輪場に置き、施錠するようにしてください。定められた場所以外に駐輪されていた場合や、放置されている自転車・バイク等は強制的に撤去されることがあります。

2. 学生ボランティア

阪神淡路大震災や東日本大震災など、災害地では、多くの人たちがボランティアとして活動され、被災された方々に大いに役立っています。ボランティア活動は、「自分には何ができるのか」と自分自身を見つめなおし、新しい自分を発見する機会にもなります。日常生活の中で身近なことなど、できることから始めてみましょう。

本学には、緩和ケアボランティア、小児病棟ボランティア、ミュージックボランティアなどの医療現場でのボランティアグループをはじめ、様々な分野で活躍するボランティアグループがあります。先輩などに気軽に相談し、積極的に参加してください。これらのボランティアグループを足がかりに地域社会へ世界へと視野を広げていってください。

また、本学では、ボランティア活動の実績をボランティア単位として認定するなど、ボランティア活動を積極的に推進しています。

3. 身上調書

身上調書（p36 参照）は、入学後及び毎学年始めに速やかに学生課に提出してください。

※2～6年生は 3 cm×3 cmの写真 1 枚を添付してください。

写真の裏面には、学年・氏名を記入しておいてください。

身上調書の記載事項に変更があった場合は、速やかに学生課へ届け出てください。

4. 学生証

- (1) 学生証は入学時に交付します。有効期間は6ヶ年です。
- (2) 学生は、学生証を常に携帯してください。
- (3) 学生証を紛失したとき、または有効期限を延長する必要があるときは、速やかに学生課に届出るとともに再交付願を提出してください（学生証の再発行については、カード代金の実費を負担いただきます。）。
- (4) 卒業、転学、退学、除籍等学籍を失ったとき、又は更新のときは、直ちに返納してください。

5. 通学証明書

通学定期券は、通学の目的で現住所から大学までの最短区間に限り購入できます。JR、バス等公共交通機関で通学定期券を購入する場合、「通学定期乗車券発行控」と「学生証」の提示が必要です。

「通学定期乗車券発行控」の交付は学生課で行います。必要とする場合は、交付願に必要事項を記入し、学生証を添えて学生課へ提出してください。

6. 学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学割証はJRを利用して帰省、正課教育、クラブ活動等で片道100km以上の旅行をする場合に利用できます。学割証の制度は修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に資するためのものですから、この趣旨に合った使い方をしてください。

学割証を必要とする場合は、「学生旅客運賃割引証交付願」に必要事項を記入のうえ学生証を提示し、受け取りの際も同様に学生証を提示するようにしてください。

なお、次の事項について注意してください。

- (1) 学割証には限りがあるので申請枚数は必要最小限としてください。
- (2) 有効期間は発行日から3ヶ月です。ただし、卒業、退学等で学籍を失ってからの使用はできません。
- (3) 学割証は他人に譲渡することはできません。学割証の使用は本人に限ります。
- (4) 学割証を使用するときは、必ず学生証を携帯してください。
- (5) 学割証の不正使用があれば、記名本人に対して使用区間普通運賃の3倍の追徴金が課せられるだけでなく、和歌山県立医科大学への学割証の交付が停止される場合があります。特に注意してください。

7. 各種証明書の申請

在学証明書、卒業見込証明書、成績証明書等各種の大学の証明書を必要とする場合は、原則として学生本人が証明書交付願（p37 参照）に必要事項を記入し、学生課へ提出してください。

なお、証明書の受け取りの際は、学生証を提示してください。

※5、6、7の証明書等の交付は、原則申請をした翌日（土、日、祝日等大学の休みの日を除く。）の午後以降となります。また、成績証明書、英文証明書、特別な証明書等は交付に1週間程度を要するので、留意してください。

8. 住所変更等の手続

住所の変更、保証人の異動その他変更が生じた場合、速かに学生課まで届出てください。

9. 授業料の納付方法

- (1) 授業料は、前期（5月）及び後期（11月）毎に納付いただきます。
- (2) 授業料は、原則として登録された預金口座から引き落としとなります。
- (3) 預金口座からの引き落としを行うため、「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」による届出が必要です。また、預金口座を変更する場合も同様の届出が必要です。
- (4) 預金口座からの引き落としによらず、本学が指定する金融機関の口座へ振込により授業料を納付することも出来ます。希望する場合は、学生課まで申し出てください。なお、振込手数料は本人負担となります。

10. 学生健康診断の実施

学校保健安全法第13条の規定に基づいて、毎年4月に全学生を対象に定期健康診断を実施しています。必ず受診してください。検査結果等の不明点については、気軽に健康管理センターにお問い合わせください。

【健康管理センター（福利厚生棟2階、内線5730）】（p61 参照）

開館時間：原則、平日9：00～12：00、13：00～17：00

電子メールアドレス：kenko-c@wakayama-med.ac.jp

- (1) 健康診断結果証明書は、本年度に受診した学生健康診断の結果に基づいて発行します。証明書を必要とする場合は、原則として学生本人が証明書交付願（健康診断及び抗体検査結果証明書交付願）に必要事項を記入し、健康管理センターへ提出してください。証明書の交付に1週間程度を要するので、留意してください。
- (2) 1年生の学生健康診断と併せて、麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘（以下、4疾患）とB型肝炎について、抗体価測定を実施します。4疾患については、再度、4年次の学生健康診断と併せて抗体価測定を実施します。ワクチンで予防できる疾患（Vaccine Preventable Diseases: VPD）について、ワクチン接種の積極的勧奨を行う目的で、抗体検査の検査報告書とともに、各種ワクチン接種の必要性について通知します（参考：一社 日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン 第3版」）。

なお、本学附属病院を含め実習先の病院等から、各種抗体価が基準を満たしていることやワクチンを接種していることが求められますので、検査報告書は大切に保管してください。

「4 疾患・B型肝炎検査結果証明書」を必要とする場合は、原則として学生本人が証明書交付願（健康診断及び抗体検査結果証明書交付願）に必要事項を記入し、健康管理センターへ提出してください。証明書の交付に1週間程度を要するので、留意してください。

11. 健康相談・メンタルヘルス相談

健康管理センターでは、健康相談やメンタルヘルス相談の窓口を設置しています。相談内容に応じて、臨床心理士や保健師、医師が対応します。秘密は固く守られます。相談予約は、電子メールもしくは電話で受け付けていますし、直接訪問していただいても結構です。また、登校中に体調不良となった場合は、健康管理センターに連絡してください。一時的に休養室を利用していただくこともできます。

12. ハラスメントの防止

本学では、すべての構成員が豊かなキャンパス・ライフを送ることができるように、ハラスメントの防止等に取り組んでいます。我慢したり、ひとりで悩んだりせず、まず、信頼できる教職員や友人などに相談しましょう。ハラスメント等に関する相談を受けるため、プライバシーの保護が義務づけられている相談員が学内にいます。

相談窓口：学生課副課長（内線 3873） 相談員：教務学生委員会委員

13. 担任制度

1年生、2年生については、担任制度を採用しています。1グループを1年生は9人程度、2年生は7人程度とし、1年生は教養・医学教育大講座の教員を、2年生は基礎医学部門の各講座の教員をそれぞれ担任としています。

14. メンター制度

各クラブには生活や学習面での不安、疑問に対し助言、サポートできる学生（メンター）を1名配置しています。

15. 医学部生の相談ホットライン

教員やメンターと向かい合って相談しづらい場合の窓口として、メールで直接学生部長に相談できる「医学部生の相談ホットライン」を設置しています。匿名でも相談できますので、ご活用ください。

【設置場所】

本学ホームページ → 在学生の方へ → 各種相談「医学部生の相談ホットライン」

16. ポスター等の掲示

学生が学内においてポスター等を掲示しようとするときは、学生課に届け出て許可を受けたうえで、所定の場所（学生用掲示板）に掲示することができます。

その場合、掲示責任者の学年・氏名を明示してください。

なお、許可期間を経過したものは、掲示者が自分で取り除いてください。

17. 催物、集会等の実施

学生が学内で催物、集会等をしようとするときは、原則として10日前まで関係課に申し出て許可を受けてください。

18. 施設等の使用

(1) 体育館、テニスコート、グラウンド、課外活動施設

課外活動で体育館等を使用しようとするときは、学生課備え付けの所定用紙に必要事項を記載のうえ、使用予定日の10日前までに申請してください。

また、定期的な点検等で体育館が使用できない場合がありますので、掲示等に留意するようにしてください。

(2) ゼミ室・OSCE室

ゼミ室やOSCE室を使用しようとするときは、学生課備え付けの所定用紙に必要事項を記載のうえ、許可を受けてください。なお、室内には私物等を置かず、ゴミは適宜処分してください。また、貸出時間は、下記のとおりとなっていますので、厳守してください。

ゼミ室・OSCE室：8時30分から22時00分まで

※新型コロナウイルス感染症対策により当面、ゼミ室・OSCE室の貸出は行いません。

なお、講義室等は、原則として学生への貸出は行っていません。

(3) 講堂

講堂を使用しようとするときは、施設管理課所定の用紙に必要事項を記載のうえ、許可を受けてください。

(4) 施設使用上の注意点（共通事項）

- ① 使用時間及び使用上の注意事項を遵守してください。
- ② 火気、戸締まり、消灯等には常に注意し、使用後は施設内外の清掃、整理整頓を行ってください。
- ③ 大学の備品を破損、汚染又は紛失したときは、速やかに学生課に届け出てください。

19. 奨学金（別記）

- (1) 日本学生支援機構奨学金は、4月に希望者を募集します。
- (2) その他各団体から奨学金の募集があり次第、基礎教育棟1階・病院棟4階の掲示板に掲示します。
- (3) 上記(1)(2)の奨学金の交付を希望する者は、それぞれ所定の手続きが必要となりますので、学生課までお問い合わせください。

20. ロッカーの利用

- (1) 入学後全学生に対してスチール製ロッカーを割当て、鍵の貸出を行いますので、鍵の保管について充分留意してください。

- (2) ロッカーを損傷滅失したとき及び鍵を紛失したときは、学生課へ申し出てください。別途実費を徴収します。
- (3) 卒業、転学、退学、除籍、その他の理由でロッカーを使用しなくなったときは、学生課に鍵を速やかに返納してください。

21. 他病院での実習（見学）

他病院での実習（見学）等に参加を希望する学生は、各自実習希望先と日程等を調整した上で、「病院見学計画届書兼見学依頼申請書」（p42 参照）を学生課まで提出してください。

なお、実習先への依頼書が必要な場合は、交付に 3 日程度要しますので気をつけてください。

22. 海外での活動

海外で行われる研修等に参加する場合は、研修内容等が分かる資料を添付のうえ、「海外活動届出書」（p43 参照）を学生課まで提出してください。

その他、海外への渡航を予定している学生は、安全確保の観点から「①渡航期間」「②渡航先」「③緊急連絡先（保護者）」を学生課までメールもしくは窓口にて申し出てください。なお、海外渡航の際は誘拐・脅迫・テロ等の不測の事態に巻き込まれることのないよう、外務省海外安全ホームページにて最新情報を確認のうえ、外務省が実施している渡航登録サービスに必ず登録するよう学生間でも周知徹底を図ってください。

- ・外務省海外安全ホームページ : <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・外務省渡航登録サービス : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

奨 学 金

本学は、高等教育の修学支援新制度の対象大学です。

本学で取り扱っている奨学金は、日本学生支援機構の奨学金と民間及び地方自治体等の奨学金があります。

また、奨学金の種類により、卒業後、返還義務のある「貸与」及び返還義務のない「給付」があります。

奨学金の募集時期は、4～5月に集中しています。募集は掲示板で行いますので、奨学金を希望する学生は、掲示内容に注意しておいてください。

本学独自の奨学金制度としては、卒業後、本学において臨床研修を行う意思、又は基礎医学研究に従事する意思のある医学部 6 年生に対し、月額 5 万又は 10 万円を 1 年間無利子で貸与する制度があります（p119～122 参照）。

また、卒業後、本学において臨床研修を終えた後、県内の医療機関等において、奨学金の給付を受けた期間の 2 分の 3 に相当する期間（本学での卒後臨床研修 2 年間を含む。）を医師（医学研究者を含む。）として

就業する意思のある医学部3年生に対し、月額5万円を原則として卒業まで給付する制度があります。なお、この制度は、寄付金を原資としています（p123～125 参照）。

○独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生支援機構法に基づいて設立された機関で、優秀な学生で経済的理由のため修学困難な者に学資が貸与又は給付されます。

本学では、独立行政法人日本学生支援機構からの推薦依頼に基づき出願者の種々の条件を考慮して選考を行い、独立行政法人日本学生支援機構に推薦します。

(1) 募集・推薦・採用

毎年4月に募集します。希望者はインターネットで申し込み、必要な書類等を学生課まで提出してください。選考のうえ適格者を推薦します。

日本学生支援機構では、審査のうえ採否を決定し、本学あてに通知があります。採否の結果については、学生課から連絡します。採用された場合は、返還誓約書などの提出や連帯保証人などの選任が必要です。期限までに提出されなかった場合は、採用が取り消されます。

(2) 奨学金の種類

①給付奨学金

令和2年4月より、新しい入学金・授業料免除制度の制定及び日本学生支援機構(JASSO)による給付型奨学金の拡充が実施されました。

高等教育の修学支援新制度は以下の2つの支援からなります。

- ・給付奨学金
- ・授業料等の減免

この新制度による支援を受けるには、まず日本学生支援機構の給付奨学金に申請し、採用されることが必要です。

※ 多浪生（3浪以上）、留学生、留年経験者等は対象外です。

- ・給付月額・減免額

採用された給付奨学金の支援区分により、授業料等の減免額も決定されます。支給額は世帯収入に応じて3つの区分があります。

(令和 5 年度入学者)

世帯の所得金額に 基づく区分	給付奨学金支給月額		減免額(年額)	
	自宅通学者	自宅外通学者	入学金	授業料
第Ⅰ区分	29,200 円 (33,300 円)	66,700 円	282,000 円	535,800 円
第Ⅱ区分	19,500 円 (22,200 円)	44,500 円	188,000 円	357,200 円
第Ⅲ区分	9,800 円 (11,100 円)	22,300 円	94,000 円	178,600 円

※ 生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※ 「入学金」の減免は、入学月分から支援を受けられる学生が対象です。

②貸与奨学金

利息の付かない第一種奨学金と、利息の付く第二種奨学金があります。これらとあわせて入学時の一時金として貸与する入学時特別増額貸与奨学金（利息付）があります。返還の必要な「貸与金」です。

・貸与種別・月額

(令和 5 年度入学者)

種類	自宅	自宅外
第一種奨学金	45,000 円	51,000 円
	or 30,000 円 or 20,000 円	or 40,000 円 or 30,000 円 or 20,000 円
第二種奨学金	20,000 円から 120,000 円までの間で 1 万円単位金額	

(3) 貸与又は給付期間及び奨学金の交付

採用時から最短修業年限。(例：3 年生で採用された場合は 4 年間) 出願時に銀行振込口座を届け出、原則として毎月 11 日に振り込まれます。

(4) 奨学金継続願の提出

奨学生は毎年大学が定める期間内（12 月中旬～2 月中旬頃）にインターネットにより奨学金継続願を提出してください。

期限までに提出しなかった者は、貸与奨学金は廃止、給付奨学金は停止されます。

(5) 停止と廃止

①給付奨学金

休学、3カ月未満の停学又は訓告処分の場合、奨学金の支給が停止され、学業成績の基準に満たない場合（留年等）には廃止されます。

②貸与奨学金

留年及び休学した場合は、奨学金の交付が停止され、再度留年した場合や退学した場合には廃止されます。

(6) 奨学金の返還（貸与奨学金）

貸与された奨学金は、貸与終了6か月経過後から所定の期間内に希望の割賦方法にて返還しなければなりません。平成22年度採用生より、返還誓約書などの返還に関する書類は、奨学金採用時に提出することになっています。貸与終了時には、貸与奨学金返還確認票記載内容の確認及び奨学金返還用のリレー口座への加入が必要となります。貸与奨学金返還確認票記載内容に変更がある場合は、届出が必要です。

この返還金は、後輩に奨学金として貸与する仕組みとなっておりますので、定められた期間内に必ず返還してください。定められた期間内に返還されない場合は、卒業生の延滞状況に応じて本学からの採用人数が減少することにもなり、また、大学名が公表される可能性があります。在学時から、返還が完了するまで貸与を受けているという自覚を持ち続け、本学学生として責任を持って返還してください。

なお、卒業後、上級校に進学した時などは、「在学届」の提出により卒業時まで返還が猶予されます。また、住所等を変更した場合は、日本学生支援機構まで変更届を提出してください。

(7) 緊急採用・応急採用・家計急変採用

募集時期以外に家計支持者の失職、破産、倒産、病気又は死亡若しくは火災、風水害等の事由により家計が急変し、緊急に奨学金の貸与又は給付が必要になった場合は、緊急採用の制度がありますので学生課まで相談してください。

学生教育研究災害傷害保険 及び学研災付帯賠償責任保険の概要

この保険の趣旨

この保険は、大学で学ぶ学生が教育研究活動中に被った災害に対して 必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実・発展に寄与することを趣旨とする災害補償制度と、学生が補償対象活動中に生じた他人に対する法律上の賠償責任に対応する賠償責任保険です。

「学研災」「医学賠」は、財団法人日本国際教育支援協会を契約者（保険共同引受会社4社）とする大学

生のための全国規模の保険で、本学は、当保険の賛助会員大学となり、加入受付事務等を行っています。(保険共同引受会社：あいおいニッセイ同和損保、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、三井住友海上)

1. 保険の有効期間

被保険者が在籍する大学に所定の保険料添えて申込みを行った日の翌日午前0時から始まり所定の卒業年次の3月31日の午後12時までとなります。

ただし、新入学生が3月末までに大学に所定の保険料を添えて申込みを行ったときは、4月1日の午前0時から始まり所定の卒業年次の3月31日の午後12時までとなります。

2. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）について

(1) この保険の対象となる障害

①学生教育研究災害傷害保険普通保険

被保険者が在籍する大学の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を生じた場合に保険金が支払われます。ただし「病気」はこの保険の対象となりません。

「教育研究活動中」とは……

ア 正課を受けている間

イ 学校行事に参加している間

ウ ア、イ以外で学校施設内にいる間

エ 学校施設外で大学に届け出た課外活動（クラブ活動）を行っている間

②通学中等傷害危険担保特約

被保険者の住居と学校施設等との通学、学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

③接触感染予防保険金支払特約

被保険者が臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合に保険金が支払われます。

(2) 保険金の種類と額

①死亡保険金（事故の日から180日以内に死亡したとき）

上記(1)の①のア・イの場合 2,000万円

〃 ウ・エ及び②の場合 1,000万円

②後遺傷害保険金

上記(1)の①のア・イの場合 程度に応じて120～3,000万円

〃 ウ・エ及び②の場合 程度に応じて60～1,500万円

③医療保険金

上記（１）の①のア・イの場合	治療日数 １日以上が対象
〃 ②の場合	治療日数 ４日以上が対象
〃 ①のウ・エの場合	治療日数 14 日以上が対象

入院加算金は入院１日に付き 4,000 円加算して支払われます。（入院１日目から）

（注１）この保険金は生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。

（注２）「治療日数」とは、原則として傷害を被った直接の結果として「医師が必要であると認めた治療が完了した日まで」の間の実治療日数（実際に入院または通院した日数）をいいます。薬剤、診断書、医療器具等の受領等、治療を伴わない通院は含みません。また、同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は１日になります。

④ 接触感染予防保険金

上記（１）の③の場合	１事故につき 15,000 円（定額払）
------------	----------------------

3. 学研災付帯賠償責任保険（医学賠）について

（１）この保険の内容

国内外において、学生が、正課、学校行事及びその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

（２）この保険の対象となる活動（国内外の活動が対象になります。）

正課、学校行事及びその往復

（３）補償金額

①対人・対物賠償	１事故	１億円限度
（免責金額 0 円）		

4. 保険料分担金について

保険料分担金は被保険者１名につき次のとおりです。

保 険 期 間	学 研 災	医 学 賠	保 険 期 間	学 研 災	医 学 賠
１年生	1,020 円	500 円	４年生	3,370 円	2,000 円
２年生	1,790 円	1,000 円	５年生	4,130 円	2,500 円
３年生	2,650 円	1,500 円	６年生	4,800 円	3,000 円

※学研災には通学中等傷害危険担保特約保険料及び接触感染予防保険金支払特約保険料が含まれています。

5. 異動の場合の手続について

（１）２年以上の期間をまとめて加入した方は次の場合、学生課で異動通知書を入手し、必要事項記載のうえ日本国際教育支援協会に返還請求を行ってください。

①退学したとき

②保険期間中に通算して1年以上休学したとき

(2) 休学、留年が理由で所定の修業年限が延長される場合は、保険契約の終了のとき新たに追加加入の手続が必要となります。所定の保険金を添えて学生課に申し込んでください。

6. その他

(1) 学研災、医学賠の全員加入について

本学では、平成17年度の新入学生から「教育研究災害補償保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」への加入を義務づけています。

(2) 学研災付帯学生生活総合保険について（任意加入）

これらの保険（学研災・医学賠）のほか、任意加入でさらに広範囲の補償を受けられる保険制度として「学研災付帯学生生活総合保険」があります。

特色

◎海外でもOK、24時間いつでも補償（アルバイト中も補償）

◎（保護者が万一事故で死亡・重度後遺障害の場合）卒業までの学資金、一時金も補償

◎小さなケガや病気でも治療日数1日から補償

※以上の保険を取り扱っている保険会社を参考までにあげておきます。

（取扱代理店）（有）ワコウシステムズ

Tel：073-477-6671

（引受保険会社）東京海上日動（株）和歌山北支店

Tel：073-431-5281

このほかにも、学生向けの保険は学生生協や各損害保険会社や生命保険会社で販売されています。

地域医療枠及び県民医療枠について

1. 入学枠について

(1) 「県民医療枠」（注1）とは、

＜令和5年度医学部学生募集要項より一部抜粋＞

令和5年度から県民医療枠は下記のとおり3種類設けられています。

令和4年度以前の県民医療枠（以下、県民医療枠とする）は県民医療枠Aに該当します。

- ・県民医療枠A 県内で従事する医師を育成する従来の入学枠（診療科指定なし）。
- ・県民医療枠B 県内で「産科」に従事する医師を育成する入学枠。

- ・県民医療枠C 県内で「産科・小児科・精神科」のいずれかに従事する医師を育成する入学枠。初期臨床研修修了年次に3診療科の中から診療科を選択する。

「県民医療枠B」及び「県民医療枠C」は、和歌山県において産科、小児科及び精神科医療に貢献する医師を養成するための入学枠で、和歌山県から修学資金が貸与されます。（詳細は「2. 和歌山県修学資金の貸与制度について」を参照）

和歌山県内の公的医療機関等において地域医療に携わるとともに、医療・医学のリーダーとして活躍できる人材を、大学入学時から15年間一貫した卒前卒後教育によって育成します。本学の教育理念に基づき、入学後から計画性と継続性のあるキャリア形成支援によって、医学者としての科学的探究心と、医療者として高い倫理観及び豊かな人間性を兼ね備え、地域社会に貢献できる医師・医学研究者を育てることを目指します。そのため、学部在籍期間においては、大学院準備課程（M.D-Ph.D コース）や、基礎配属及び臨床実習期間中の海外留学を推奨します。

学部教育からの連続性を重視し、医師法に則った初期研修は本学附属病院で実施することとします。卒後3年目以降については、本学等において、専門研修プログラムによるキャリア形成を支援します。また、大学院博士課程による学位取得も可能です。

なお、卒業後9年間（注2）の期間中に、和歌山県で地域医療を実践していただく際の勤務先は、地域で中核的役割を果たす公的医療機関等の中から、県の地域医療政策と選択した専門研修プログラムの双方を考慮して決定します。

- ◎ 「県民医療枠B」及び「県民医療枠C」では、卒業後2年以内に医師免許を取得する必要があります。

県民医療枠、県民医療枠Aの入学者

県民医療枠、県民医療枠Aの入学者は、本学卒業後に医師免許を取得した後、本学附属病院にて2年間の初期臨床研修を行います。その後の7年間のうち、本人が選択したキャリア形成プログラムに基づき、専門研修プログラムに登録後、専門研修プログラムの基幹施設等（和歌山県内）にて3年間の選択した診療科にかかる研修（※1）に加え、和歌山県内の公的医療機関等（専門研修プログラムの基幹施設を除く）にて、原則4年間、選択した診療科での診療業務に従事（※2）します。

【コースイメージ】

9年									
県内勤務期間									
本学医学部	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
医学生	本学での 初期臨床研修		専門研修 (※1)	2年	地域派遣(※2)	専門研修(※1)		2年	地域派遣(※2)
1～6年生			●和歌山県内の専門研修プログラムに登録						

県民医療枠Bの入学者及び県民医療枠Cの入学者のうち「産科」を選択する者

県民医療枠Bの入学者及び県民医療枠Cの入学者のうち「産科」を選択する者は、本学卒業後に医師免許を取得した後、本学附属病院にて2年間の初期臨床研修を行います。その後の7年間のうち、本人が選択したキャリア形成プログラムに基づき、本学の専門研修プログラムに登録後、本学附属病院等にて2年間の産婦人科にかかる研修(※3)に加え、和歌山県が指定する地域派遣対象医療機関(分娩取扱医療機関)にて、最低5年間、産婦人科での診療業務(婦人科のみの診療業務は対象外)に従事(※4)します。

【コースイメージ】

9年									
貸与期間	県内勤務期間								
本学医学部	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
医学生	本学での 初期臨床研修		3年 地域派遣(※4)			本学等での 専門研修(※3)		2年 地域派遣(※4)	
1～6年生									
●本学の専門研修プログラムに登録									

県民医療枠Cの入学者のうち「小児科」もしくは「精神科」を選択する者

県民医療枠Cの入学者のうち「小児科」もしくは「精神科」を選択する者は、本学卒業後に医師免許を取得した後、本学附属病院にて2年間の初期臨床研修を行います。その後の7年間のうち、本人が選択したキャリア形成プログラムに基づき、本学の専門研修プログラムに登録後、本学附属病院等にて2年間の選択した診療科にかかる研修(※5)に加え、和歌山県が指定する地域派遣対象医療機関にて、最低5年間、選択した診療科での診療業務に従事(※6)します。

【コースイメージ】

貸与期間		9年								
本学医学部		県内勤務期間								
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
医学生	1～6年生	本学での 初期臨床研修		3年 地域派遣(※6)			本学等での 専門研修(※5)		2年 地域派遣(※6)	
				●本学の専門研修プログラムに登録						

(2)「地域医療枠」(注1)とは、

＜令和5年度医学部学生募集要項より一部抜粋＞

和歌山県において地域医療に貢献する医師を養成するための入学枠であり、和歌山県から修学資金が貸与されます。(詳細は「2. 和歌山県修学資金の貸与制度について」を参照)

和歌山県内のへき地医療拠点病院及びへき地診療所等(以下「へき地医療拠点病院等」という。)で勤務する医師を育成するために、県の医療政策の一環として平成20年に設置されました。卒業後9年間(注2)のキャリア形成の一部について、へき地医療拠点病院等を中心に行うことを条件としています。

本学の教育理念に基づき、入学後から計画性と継続性のあるキャリア形成支援によって、医学者としての科学的探究心と、医療者として高い倫理観及び豊かな人間性を兼ね備え、プライマリ・ケアを実践し、高い総合的診療能力を有する医師及び医学研究者を育てます。そのため、学部在籍期間においては、大学院準備課程(M.D-Ph.D コース)や、基礎配属及び臨床実習期間中の海外留学を推奨します。

学部教育からの連続性を重視し、医師法に則った初期研修は本学附属病院で実施することとします。卒後3年目以降については、本学の専門研修プログラムによるキャリア形成を支援します。また、大学院博士課程による学位取得も可能です。

なお、卒業後9年間(注2)の勤務先は、県の地域医療政策に沿って、最低5年間はへき地医療拠点病院等で勤務することとなります。

◎ 卒業後2年以内に医師免許を取得する必要があります。

地域医療枠の入学者

地域医療枠の入学者は、本学卒業後に医師免許を取得した後、本学附属病院にて2年間の初期臨床研修を行います。その後の7年間のうち、本人が選択したキャリア形成プログラムに基づき、本学の専門研修プログラムに登録後、本学附属病院等にて2年間の選択した診療科にかかる研修(※7)に加え、和歌山県が指定するへき地医療拠点病院等にて、

最低5年間、原則、内科・総合診療での診療業務に従事（※8）します。

【コースイメージ】

貸与期間		県内勤務期間								
本学医学部		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
医学生	本学での 初期臨床研修	3年	地域派遣(※8)			本学等での 専門研修(※7)		2年	地域派遣(※8)	
1～6年生		●本学の専門研修プログラムに登録								

（注1） 「県民医療枠」、「県民医療枠A、B、C」及び「地域医療枠」については、卒業後9年間、和歌山県内でキャリア形成を行うことに同意する旨の同意書（令和4年度以前は誓約書）を出願時に和歌山県及び本学へ提出いただいています。

上記（1）「県民医療枠」及び（2）「地域医療枠」の各内容において、やむを得ず遵守することができないと認められる場合は、退学や心身の故障など、医師として従事することが不可能であるときに限ります。

また、在学中の各種書類において入学枠を明記する場合があります。

（注2） 9年間については、「県民医療枠B、C」及び「地域医療枠」において、修学資金の貸与期間が6年間を超える場合、その1.5倍の期間となります。

2. 和歌山県修学資金の貸与制度について

（1） 貸与対象者

- ①「県民医療枠B」の入学者
- ②「県民医療枠C」の入学者
- ③「地域医療枠」の入学者

（2） 貸与人数

15名

（3） 貸与条件

- ①県民医療枠B・C

医師免許取得後、引き続いて修学資金貸与期間の2分の3相当の期間（最低9年間）、和歌山県が指定する県内の公的医療機関等に勤務すること。このうち2分の1以上の期間（最低5年間）は地域派遣対象医療機関において、以下の区分による診療業務に従事すること。

(ア) 県民医療枠Bの入学者：「産科」の業務

(イ) 県民医療枠Cの入学者：「産科」・「小児科」・「精神科」のうち

本人が選択した診療科の業務

※ 「産科」とは、分娩取扱医療機関における分娩業務を含む産婦人科
(婦人科のみを除く) の診療業務をいう。

②地域医療枠

医師免許取得後、引き続いて修学資金貸与期間の2分の3相当の期間(最低9年間)、和歌山県が指定する県内の公的医療機関等に勤務すること。このうち2分の1以上の期間(最低5年間)はへき地医療拠点病院等において、へき地を含む地域医療に従事すること。

(4) 貸与金

金額(予定) 1か月 自宅外から通学する者 15万円

自宅から通学する者 10万円

(5) 貸与期間

6年間(通常)

(6) 返還免除

上記「(3) 貸与条件」を全て満たした場合、貸与金の返還を免除する。

(7) その他

- ・中途退学及び卒業後2年以内に医師免許を取得できなかった場合や、上記「(3) 貸与条件」を満たさなかった場合は、貸与金に一定利息を加えた額を所定の期日までに返還する必要があります。
- ・当該修学資金の内容については、令和4年9月1日時点での予定であり、今後変更する場合があります。

(和歌山県修学資金の詳細について)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/ishisyugaku/ishisyuugaku.html>



(和歌山県修学資金貸与制度に関する問い合わせ先)

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県庁 福祉保健部健康局 医務課 TEL 073-441-2610

3. 卒後3年目以降の研修先

以下の研修先は令和5年2月15日時点での予定であり、今後変更する場合があります。

(1) 県民医療枠、県民医療枠A

【公的医療機関等（予定）】

和歌山県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター、済生会和歌山病院、和歌山労災病院、海南医療センター、国保野上厚生総合病院、公立那賀病院、橋本市民病院、県立医科大学附属病院紀北分院、県立こころの医療センター、有田市立病院、済生会有田病院、ひだか病院、和歌山病院、南和歌山医療センター、紀南病院、紀南こころの医療センター、国保すさみ病院、くしもと町立病院、新宮市立医療センター、那智勝浦町立温泉病院等

(2) 県民医療枠B、県民医療枠C（産科を選択する者）

【地域派遣対象医療機関（分娩取扱医療機関）（予定）】

橋本市民病院、ひだか病院、紀南病院、新宮市立医療センター等

(3) 県民医療枠C（小児科を選択する者）

【地域派遣対象医療機関（予定）】

公立那賀病院、橋本市民病院、有田市立病院、ひだか病院、和歌山病院、紀南病院、新宮市立医療センター等

(4) 県民医療枠C（精神科を選択する者）

【地域派遣対象医療機関（予定）】

国保野上厚生総合病院、県立こころの医療センター、ひだか病院、紀南こころの医療センター等

(5) 地域医療枠

【へき地医療拠点病院等（予定）】

国保野上厚生総合病院、公立那賀病院、橋本市民病院、県立こころの医療センター、有田市立病院、ひだか病院、和歌山病院、南和歌山医療センター、紀南病院、紀南こころの医療センター、国保すさみ病院、くしもと町立病院、新宮市立医療センター、那智勝浦町立温泉病院、市町村開設へき地診療所、市町村開設診療所等

4. 地域医療支援センター

地域医療枠・県民医療枠・県民医療枠A、B、C学生、医師のキャリア形成をサポートするため、附属病院東棟3階に、地域医療支援センターが設置されています。

地域医療枠・県民医療枠・県民医療枠A、B、C学生を対象として新入生説明会、各種セミナー、夏季休業を利用した保健所・病院実習、病院見学、早期学会体験等の行事を実施しています。前記学生に、適宜、面談や知事訪問を行うことで、和歌山県の地域医療を支える医師としての心得を修得してもらっています。

また、令和5年度から、黒潮医療人養成プロジェクトによる教育プログラムを開始し、主に地域医療枠・県民医療枠・県民医療枠A、B、C学生を対象に、正規課程の中で体験実習やICT学習を実施するなど、地域医療に関する多様な学習機会を設けています。

センター内の施設を地域医療枠・県民医療枠・県民医療枠A、B、C学生の自習スペースとして開放（利用時間：平日8：45～17：30）し、購入した医学書籍・雑誌・DVDの貸出も行っています。

不明な点は下記までお問い合わせください。

（問い合わせ先）

附属病院東棟3階 地域医療支援センター事務室

（受付時間：平日8：45～17：30）

TEL：073-441-0845（直通）／FAX：073-441-0846

ホームページ：<https://www.cmssc.jp/>

（センターまでのアクセスも掲載しています。）

学 生 課 事 務

教 務 班

1. 講義及び学科に関する事項
2. 授業時間割の編成に関する事項
3. 学生の学籍簿の整理、保管に関する事項
4. 入学、退学、除籍、転学、休学及び卒業に関する事項
5. 学位に関する事項
6. 非常勤講師に関する事項
7. 教務に係る学生相談に関する事項
8. 教科用図書及び教材教具の整備に関する事項
9. 慰霊祭に関する事項
10. 基礎教授懇談会に関する事項
11. 大学院に関する事項
12. 医学研究科委員会に関する事項
13. 医師国家試験に関する事項
14. 学生の諸願出に関する事項
15. 教育研究開発センターに関する事項
16. 学生の保健衛生に関する事項
17. その他教務に関する事項

入 試 学 務 班

1. 学生募集に関する事項
2. 入学試験に関する事項
3. 大学院研究生の入学、博士研究員の登録に関する事項
4. 日本学生支援機構奨学金その他奨学資金に関する事項
5. 学生の自治会活動及び課外活動に関する事項
6. 生活指導に係る学生相談に関する事項
7. 授業料の納入及び減免に関する事項
8. 実習費等の購入に関する事項
9. 学生の学内における掲示・表示に関する事項
10. 学生の各種証明に関する事項
11. その他学務に関する事項

諸 願 書・届 書

提出書類

種 類	提 出 時 期	提 出 先
在 学 誓 約 書	入 学 時	学 生 課
身 上 調 査 書	入学時及び毎学年初め	〃

願 書

種 類	提 出 時 期	提 出 先
休 学 届	3 月以上休学しようとするとき	学 生 課
復 学 届	休学の事由が止んだとき	〃
退 学 届	退学しようとするとき	〃
学 生 証 紛 失 届 及 び 再 交 付 願	学生証を紛失したとき	〃
証 明 書 交 付 願	随時	〃
健康診断証明書交付願	随時	健康管理センター

届 書

種 類	提 出 時 期	提 出 先
欠 席 届	欠席するとき（1 週間以上の病気の場合は医師の診断書を添えること）	学 生 課
住 所 変 更 届	住所を変更したとき	〃
氏 名 変 更 届	氏名を変更したとき	〃
保 証 人 変 更 届	保証人を変更したとき	〃
交 通 事 故 報 告 書	事故を起こしたとき	〃
病 院 実 習 計 画 届 書 兼 実 習 依 頼 申 請 書	他病院等での実習（見学）に参加しようとするとき	〃
海 外 活 動 届 出 書	海外の研修等に参加しようとするとき	〃

所定の用紙は学生課もしくは健康管理センターに備えています

在 学 誓 約 書

私は今般貴大学へ入学を許可されましたので貴学所定の規則を
堅く遵守いたします。

年 月 日

本籍地 (都道府県のみ記入)

現住所

本人氏^{ふりがな}名

印

年 月 日生

右の者に誓約書のとおり規則を堅く遵守させるとともに
在学中のことに関する一切の責任 (極度額3、214、800円) を
私どもが引き受けます。

年 月 日

現住所

本人との続柄 ()

(1) 保証人氏^{ふりがな}名

印

年 月 日生

現住所

本人との続柄 ()

(2) 保証人氏^{ふりがな}名

印

年 月 日生

和歌山県立医科大学長 様

(注)保証人 (1) は学生の親族 (父母等) (2) は (1) 以外の独立の生計を営む者

極度額は、保証人が保証する金額の上限であり、修業年限に係る授業料に相当する額である。

在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定後の年間授業料相当額を適用する。

身 上 調 書

大学院(修士 ・ 博士)課程 ・ 医学部 学年 番

氏 名	ふりがな	保 護 者 氏 名	ふりがな
現 住 所	ふりがな 〒 Tel() 局 番 携帯電話() 一	保 護 者 現 住 所	ふりがな 〒 Tel() 局 番
家 族 状 況	続柄	氏 名	生年月日
			年 月 日
			メールアドレス
			特記事項

- ※ 2～6年生は、3cm×3cmの写真1枚を添えること。
 ※ 寄宿の場合、現住所欄は、片書(例 ○○様方)まで記入すること。
 ※ メールアドレスは、必ず記入してください。(持っていない場合は不要)

必ず学生課に提出すること！！

休 学 願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

学部等/学年	研究科 / 課程 年
学 籍 番 号	学 部 / 年 番
学 生 氏 名	印
学 生 現 住 所	
電 話 (休学中)	
E-mail (休学中)	
保 証 人 氏 名	印
保 証 人 現 住 所	

下記のとおり休学したいので、許可くださるよう保証人連署をもって
 お願いします。

記

休 学 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
休 学 理 由	

○ 奨学金受給者のみ記入すること。

奨学金の名称	
奨学生番号 (日本学生支援機構のみ)	

※ 休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添付すること。

復 学 願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

学部等/学年	研究科 / 課程 年
学 籍 番 号	学 部 / 年 番
学 生 氏 名	印
学 生 現 住 所	
保 証 人 氏 名	印
保 証 人 現 住 所	

下記のとおり復学したいので、許可くださるよう保証人連署をもって
 お願いします。

記

復 学 日	年 月 日
休学許可期間	年 月 日 ～ 年 月 日
復 学 理 由	

○ 奨学金受給者のみ記入すること。

奨学金の名称	
奨学生番号 (日本学生支援機構のみ)	

※ 休学の理由が病気であった場合は、医師の診断書を添付すること。

退学願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

学部等/学年	研究科 / 課程 年
学籍番号	学部 / 年 番
学生氏名	印
学生現住所	
保証人氏名	印
保証人現住所	

下記の理由により、_____年_____月_____日付けで退学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

(理由)

☐ 奨学金受給者のみ記入すること。

奨学金の名称	
奨学生番号 (日本学生支援機構のみ)	

※ 学生証、図書館の利用者カード及びロッカーの鍵を添えて提出のこと。

学長	医学部長	学生課長	副課長	班長	係
決裁	=	=			

(何い) 交付してよろしいか。

証明書交付願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

学部/学年	研究科 / 課程 年
学籍番号	学部 / 年 番
氏 名	
生年月日	年 月 日
現 住 所	
電話番号	

(使用目的)

(提出先)

のため下記証明書を交付願います。

種類	必要部数	*発行番号	*契印
在学証明書			
成績証明書			
卒業見込証明書			

※1 必要な証明書の部数欄に部数を記入すること。
※2 交付日は、翌日(土、日、祝日等事務室閉鎖日を除く)午後以降。但し、英文証明書など特別な証明書等は、交付に一週間程度要する。
※3 英文の場合はその旨申し出るとともに氏名欄に氏名のスペルを括弧書きで記載すること。

学長	医学部長	学生課長	副課長	班長	係
決裁	=	=			

(何い) 再交付してよろしいか。

学生証紛失届及び再交付願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

(写真添付)

学部/学年	研究科 / 課程 年
学籍番号	学部 / 年 番
氏 名	
生年月日	年 月 日
現住所	

下記理由のため、学生証を再交付くださるようお願いします。

理 由	☐ 紛失 ☐ 破損 ☐ 期限延長 ☐ その他()
-----	--

(1) 紛失の場合に記載

紛失年月日	
紛失の状況	

(2) 期限延長の場合に記載

旧有効期限	
延長の理由	

新有効期限

カード代金徴収済み

※1 写真の変更を希望する場合は、上半身正面脱帽の写真1枚(3cm×2.5cm)を添付すること。
※2 紛失、破損の場合は、カード代金(3,200円)を添えて提出すること。(改姓による再発行の場合は不要)

欠席届

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

学 部/学 年	学部 / 年
学 籍 番 号	番
学 生 氏 名	

下記のとおり欠席しますので届け出ます。

記

期 間	年 月 日(曜)から 年 月 日(曜)まで
理 由	

(注) 1週間以上の病気の場合は、医師の診断書を添えること。

学生部長	学生課長	副課長	班長	係
決裁				

(何い) 担当教員に連絡してよろしいか。

学長	医学部長	学生課長	副課長	班長	係
＝	＝				

(何い)
学籍簿等変更してよろしいやい。

氏 名 変 更 届

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

学 部 / 学 年	研究科 / 年
	学部 / 年
学 籍 番 号	番

下記のとおり氏名を変更しましたので、届け出ます。

ふ り が な	
新 氏 名	
旧 氏 名	
改姓(名)年月日	年 月 日
改姓(名)の理由	

※ 戸籍抄本を添付すること。

学長	医学部長	学生課長	副課長	班長	係
＝	＝				

(何い)
学籍簿等変更してよろしいやい。

住 所 変 更 届

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

学 部 / 学 年	研究科 / 年
	学部 / 年
学 籍 番 号	番
学 生 氏 名	

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

☐ 本人の住所変更

☐ 保護者の住所変更

※ 該当する箇所にチェックを入れること

新 住 所	〒
	(ふりがな)
	(TEL)
旧 住 所	〒
	(TEL)

保証人変更届

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

学 部 / 学 年	学部 / 年
学 籍 番 号	番
学 生 氏 名	

次のように変更しましたのでお届けします。

旧保証人	氏名		学生との続柄
	現住所		
新保証人	氏名		学生との続柄
	現住所		
変更の理由			

証明第 号

在 学 証 明 書

第 学年
氏名

年 月 日生

上記の者は本学医学部学生であることを証明する。

年 月 日

和歌山県立医科大学
学 長

証明第 号

卒業見込証明書

氏 名

年 月 日生
(一般枠入学)

上記の者は 令和 年 月 日をもって

本学医学部を卒業の見込であることを証明する。

年 月 日

和歌山県立医科大学

学 長

証明第 号

卒業見込証明書

氏 名

年 月 日生
(県民医療枠入学)※

上記の者は 令和 年 月 日をもって

本学医学部を卒業の見込であることを証明する。

年 月 日

和歌山県立医科大学

学 長

※当学生は、本学に「県民医療枠」として入学し、卒業後9年間のキャリア形成を本学及び地域の中核的役割を果たす和歌山県内公的病院で行い、県民医療に貢献することを誓約した学生です。

証明第 号

卒業見込証明書

氏 名

年 月 日生
(地域医療枠入学)※

上記の者は 令和 年 月 日をもって

本学医学部を卒業の見込であることを証明する。

年 月 日

和歌山県立医科大学

学 長

※当学生は、本学に「地域医療枠」として入学し、卒業後9年間のキャリア形成を本学及びへき地医療拠点病院、へき地診療所等や和歌山県が指定する公的医療機関等で行い、地域医療に貢献することを誓約した学生です。

証明第 号

卒業証明書

氏 名

年 月 日生

上記の者は 令和 年 月 日をもって

本学医学部を卒業したことを証明する。

年 月 日

和歌山県立医科大学

学 長

卒業証明書

氏 名

年 月 日生
(一般枠入学)

上記の者は 令和 年 月 日をもって
本学医学部を卒業したことを証明する。

年 月 日

和歌山県立医科大学

学 長

卒業証明書

氏 名

年 月 日生
(地域医療枠入学)

上記の者は 令和 年 月 日をもって
本学医学部を卒業したことを証明する。

年 月 日

和歌山県立医科大学

学 長

※当学生は、本学に「地域医療枠」として入学し、卒後9年間のキャリア形成を本学及びへき地医療拠点病院、へき地診療所等、和歌山県が指定する公的医療機関等で行い、地域医療に貢献することを誓約した学生です。

卒業証明書

氏 名

年 月 日生
(県民医療枠入学)

上記の者は 令和 年 月 日をもって
本学医学部を卒業したことを証明する。

年 月 日

和歌山県立医科大学

学 長

※当学生は、本学に「県民医療枠」として入学し、卒後9年間のキャリア形成を本学及び地域の中核的役割を果たす和歌山県内公的病院で行い、県民医療に貢献することを誓約した学生です。

別紙様式 1

交通事故報告書

年 月 日

和歌山県立医科大学
学 長 様

学 年 名
氏 名
保証人
住 所 名
氏 名

<

<

被 害 状 況	本 人	
	相手方	
	その他	
事 故 の 状 況		
事 故 処 理 の 状 況		

区 分	加 害 ・ 被 害 ・ 双 方 ・ 自 損 ・ その他 ()	
	通学途中 ・ その他 ()	
日 時	令和 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分頃	
場 所		
本 人	氏 名	
	住 所	
人	車両の 種 類	自動車 ・ 単車 ・ 自転車 ・ その他 ()
	相 手 方	
相 手 方	氏 名	
	住 所	
方	車両の 種 類	自動車 ・ 単車 ・ 自転車 ・ その他 ()

令和 年 月 日

病院見学計画届書兼見学依頼申請書

医 学 部 長 様

学年 出席番号

氏名

他病院での見学について、下記のとおり届出します。

記

見学先病院等名

所在地 (〒)

電話番号 ()

見学科

見学期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

学生現住所

電話番号 ()

※常時連絡がとれる電話番号

帰省先住所

電話番号 ()

見学先病院長あて依頼書 必要 不要

届出時の留意事項

- ※ 他病院等への病院見学等を希望する学生は、見学先と日程等を調整した上で届出書を学生課まで提出してください。
- ※ 見学病院所定の依頼書が必要な場合は当該用紙を添付すること。
なお、見学先病院長あて依頼書は、届出があった日から土日祝日を除き、3日後以降に交付する。
- ※ 見学先病院の見学要領等がある場合は、コピーを添付すること。

海外活動届出書

和歌山県立医科大学学生部長 様

届出者

学 部

学 年

氏 名



下記のとおり、海外において活動をいたしますので、届け出ます。

記

1 場所（行き先）	国名 地域
2 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
3 目 的	
4 内 容	
5 現地連絡先 （緊急時）	
6 参加者 （学内同行者）	
7 備 考	

※ 計画書、旅程、交通ルート等を示す資料を添付すること。

※ 研修やその他に該当する場合は詳細を記入し、参考資料となるものがあれば併せて添付すること。（場合によっては国際交流センターから助成する場合があります。）

※ 事故等にあった場合は、大学に報告すること。

図 書 館 の 利 用

和歌山県立医科大学には、紀三井寺キャンパス内に紀三井寺館、三葛キャンパス内に三葛館、伏虎キャンパス内に伏虎館があります。なお、詳細な利用案内については、各図書館のホームページ等を参照してください。

○紀三井寺館（紀三井寺キャンパス）

1. 開館及び休館

(1) 開館時間

月曜日～金曜日 9 : 0 0 ～ 2 2 : 0 0

土曜日 1 0 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0

（平日 1 7 : 3 0 ～ 2 2 : 0 0 及び土曜日については、貸出返却等の対応のみ）

(2) 休館日

- ① 国民の祝日（祝日が日曜日にあたる場合は、その翌日）
- ② 日曜日
- ③ 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日までの日
- ④ その他臨時休館日（掲示、ホームページ等によりお知らせします。）

2. 蔵書数と見取図

(1) 蔵書数

区 分	製 本 雑 誌	単行書	計	カレント誌（現行受入雑誌）	
				購 入	寄贈・その他
和 書	29,315	21,213	50,528	67	307
洋 書	59,147	4,669	63,816	174	27
計	88,462	25,882	114,344	241	334

(2) 見取図

P63 を参照。

3. レファレンスサービス（利用時間 ： 平日 9 時 ～ 1 7 時 3 0 分まで）

図書館カウンターでは、図書館の利用についてのさまざまなご質問、ご相談に応じておりますので、わからないことや困ったことがあれば、お気軽にカウンターでお尋ねください。

4. 貸料の利用（貸出・返却・複写・配置）

(1) 資料の貸出・返却

資 料 区 分	貸出冊数（学生）	貸 出 期 間	貸出期間の更新
単 行 本	5 冊	7 日	1 回
製 本 雑 誌	館内閲覧のみ	—	—
未 製 本 雑 誌	館内閲覧のみ	—	—
視 聴 覚 資 料	館内閲覧のみ	—	—

〔貸出〕： 借りたい本と図書館利用カードを、カウンターに提出してください。禁帯出のラベルが貼ってある本は、貸出ができません。

〔返却〕： 返却する本を、カウンターに提出してください。閉館中は、図書館出入口横の返却ポストを使用してください。

返却期日に遅れた場合は、遅れた日数だけ貸出停止になります。

〔予約〕： 借りたい本が貸出中の場合は、予約することができます。カウンター、WEB（オンライン予約）により、2冊まで受付が可能です。

〔更新〕： 単行本に限り、1回（1週間）の貸出期間の延長ができます。

(2) 資料の複写

コピー機を各階に設置しています。カウンターでコピーカード（1枚：510円）を購入の上、セルフサービスでご利用ください。なお、コインでの使用ができるコピー機もあります。

複写にあたっては、著作権に十分配慮のうえ、ご利用ください。

(3) 資料の配置

・単行本

1階に配置しています。

・雑誌

〔1階〕

最新3年分 及び 1991年以降の看護系和雑誌

〔2階〕

〔洋〕1991年～ 〔和〕1996年～ 一昨々年までのバックナンバー

〔2階奥の書庫1および中2階の書庫2〕

〔洋〕1990年 〔和〕1995年 以前のバックナンバー

※ 雑誌はすべて和洋別、誌名のアルファベット順に配架しています。

5. 文献検索・学外文献依頼

(1) 文献検索 : 利用できるデータベースは以下の通りです。

- ・Ovid (Web 版)
- ・医中誌 Web
- ・Web of Science
- ・Dyna Med

(2) 学外文献依頼 : 必要な資料が図書館にない場合は、学外の大学や機関へ依頼して、複写を取り寄せる、または単行本を借りることができます。サービスを利用するには、あらかじめパスワードを登録する必要があります。詳細は、図書館カウンターまでお問い合わせください。

6. 研究個室・グループ閲覧室・AVブース・パソコンの利用

[共通事項]

利用時間 : 開館 ～ 閉館 30 分前まで

利用申込 : 図書館カウンターにて受付

- ・研究個室 (8 室) … 論文作成、国家試験勉強、学習などにご利用ください。
- ・グループ閲覧室 (1 室 12 席) … 3 人以上でご利用ください。
- ・AVブース (2 席)
- ・パソコン … 蔵書検索、文献検索、office などを利用できます。

7. 利用上の注意

- ・図書館への入館時には、利用カードが必要です。
- ・館内は禁煙です。
- ・館内は、飲食禁止です。飲食物の持ち込みも禁止しています。
(ただし、ペットボトル・水筒などフタ付きの密閉できる容器に入った飲料に限り、館内への持ち込みを許可しますが、1Fブラウジングコーナー (ソファ席) での水分補給のみ認めています。)
- ・館内での写真・動画の撮影は禁止です。
- ・館内は、携帯電話の使用禁止です。
- ・返却期限は厳守してください。
- ・館内で利用した資料は、必ず元の位置へ戻してください。
- ・図書館の資料や機器、備品は、大切に利用してください。

※ 図書館に関すること (図書館利用カードの紛失など) は、カウンターまでお申し出ください。

- ※ その他図書館の利用について、ご意見や希望がありましたらカウンターまでお申出ください。
- ※ 下記から保健看護学部、薬学部の学生便覧に記載されている各キャンパス図書館の利用案内を引用しています。各図書館の定めるルールに従って利用することが出来ますので、利用の前に必ず参照しておいてください。

○三葛館（三葛キャンパス）

1. 開館及び休館

(1) 開館日及び時間

月曜日～金曜日 9：00 ～ 22：00

（夏期・学年末休業日 9：00 ～ 17：30）

土曜日・日曜日（一部） 10：00 ～ 17：00（学外者不可）

(2) 休館日

日曜日（一部）、祝日、年末年始（12月28日～翌年1月4日）

その他臨時の休館日（掲示、ウェブサイトでお知らせします）

2 図書館・資料の利用

(1) 利用者カード

図書館へ入館したり資料を借りたりするときには利用者カードが必要です。利用者カードは、在学・在籍期間中有効です。利用者カードは交付を受けた本人の使用に限ります。紛失しないよう大切に取扱ってください。万一紛失した場合は、ただちに図書館へご連絡ください。

(2) 資料の閲覧

館内の図書や雑誌などは自由に閲覧することができます。閲覧後の資料は必ず元の位置に戻してください。

(3) 資料の貸出

借りたい資料と利用者カードを持って、カウンターで貸出手続きをしてください。禁帯出ラベルの貼ってあるものや未製本雑誌、映像資料等は館外貸出できません。

<貸出冊数・期間>

	単行本・CD	製本雑誌
本学の学生等	10冊 2週間	1冊 1日

(4) 資料の返却

返却期限日までにカウンターへ資料を返してください。休館日及び開館時間外の返却には、図書館棟1階入口付近にあるブックポストをご利用ください。紀三井寺館および伏虎館に返却することもできます。

返却期限を過ぎても返却されない場合は、延滞日数に応じて貸出が停止されます。

三葛館のほか、紀三井寺館および伏虎館のいずれかで、延滞資料が1冊でもある場合は新たな貸出ができませんのでご注意ください。

(5) 貸出期間の延長

借りている単行本は、予約が入っていない場合に限り、1回だけ継続して借りることができます。返却期限日までに資料をカウンターまで持参していただくか、web上の図書館ポータルサービス「マイライブラリ」に登録すれば、ご自身で延長手続きすることができます。なお、電話での延長はできません。

(6) 資料の予約

貸出中の資料は、インターネット上でOPAC（蔵書検索）から予約できます。予約にはマイライブラリへの登録が必要です。予約した資料が返却されたらメール等でご連絡します。

(7) 視聴覚（映像）資料の館内閲覧

DVDやCD-ROM等の映像資料は館内で閲覧することができます。カウンターで手続きをしてください。*CDなどの音声のみの資料は館外貸出できます。

(8) 購入希望

図書館に所蔵していない資料で、購入してほしい資料がある場合は、「図書購入リクエスト用紙」に必要事項を記入してカウンターに提出してください。検討したうえで購入します。

「図書購入リクエスト用紙」はカウンター、もしくは、図書館ホームページにて取得することができます。

(9) 資料の複写

館内の資料は、著作権法の許す範囲内で複写することができます。

次の事項を守り、「文献複写申込書」に必要事項を記入のうえ複写してください。

*調査や研究のために個人的に使用する場合に限る。

*複写部数は、同一文献について1人あたり1部とする。

*著作物の一部分(50%)以下とする。雑誌論文も1著作物とする。

*定期刊行物(雑誌)は、発行後相当期間経過するまで複写できない。ただし、相当期間経過後は1論文全体の複写も可能。

3 利用上の注意事項

- ・他の利用者に迷惑をかけるような行為は慎むこと。
- ・館内での飲食、喫煙はしないこと。
- ・携帯電話等は、電源を切るか、マナーモードに設定し、通話はしないこと。
- ・館内で利用した資料は、各自で必ず元の位置へ戻すこと。
- ・図書館の資料や機器、備品は大切に利用すること。紛失、汚損等した場合は、現物あるいは代金で弁償となります。

○伏虎館（伏虎キャンパス）

1. 開館・休館

(1)開館日・時間

月曜日～金曜日：9：00～18：30

(2)休館日

土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

その他の臨時の休館日（掲示、ウェブサイトでお知らせします）

2 図書館・資料の利用

(1) 利用者カード

図書館へ入館したり資料を借りたりするときには利用者カードが必要です。利用者カードは、在学・在籍中有効です。利用者カードは交付を受けた本人の使用に限ります。紛失しないよう大切に取扱ってください。万一紛失した場合は、ただちに図書館へご連絡ください。

(2) 資料の閲覧

館内の図書や雑誌などは自由に閲覧することができます。閲覧後の資料は必ず元の位置に戻してください。

(3) 資料の貸出

借りたい資料と利用者カードを持って、カウンターで貸出手続きをしてください。禁帯出ラベルの貼ってあるものや未製本雑誌、映像資料等は館外貸出できません。

<貸出冊数・期間>

	単行本
本学の学生等	5冊 1週間

(4) 資料の返却

返却期限日までにカウンターへ資料を返してください。休館日及び開館時間外の返却には入口付近にあるブックポストをご利用ください。紀三井寺館および三葛館に返却することもできます。

返却期限を過ぎても返却されない場合は、延滞日数に応じて貸出が停止されます。

紀三井寺館と三葛館を含む全館で、延滞資料が1冊でもある場合は新たな貸出ができませんのでご注意ください。

(5) 貸出期間の延長

借りている単行本は、予約が入っていない場合に限り、1回だけ継続して借りることができます。

返却期限日までに資料をカウンターまで持参するか、WEB（マイライブラリ）から手続きをしてください。貸出期間の延長にはマイライブラリへの登録が必要です。

(6) 資料の予約

貸出中の資料は、WEB（マイライブラリ）から予約できます。予約にはマイライブラリへの登録が必要です。予約した資料が返却されたらメールでご連絡します。

(7) 視聴覚（映像）資料の館内閲覧

DVDやビデオ、CD-ROM等の映像資料は館内で閲覧することができます。カウンターで手続きをしてください。

(8) 購入希望

図書館に所蔵していない資料で、購入してほしい資料がある場合は、図書館カウンターに設置されている「図書購入リクエスト用紙」に記入していただくか、ホームページよりリクエスト用紙をダウンロードしていただき、記入してカウンターまでご提出ください。検討したうえで購入します。

(9) 資料の複写

館内の資料は、著作権法の許す範囲内で複写することができます。

次の事項を守って複写してください。

- ① 調査や研究のために個人的に使用する場合に限る。
- ② 複写部数は、同一文献について1人あたり1部とする。

- ③ 著作物の一部分（50％）以下とする。雑誌論文も1著作物とする。
- ④ 定期刊行物(雑誌)は、発行後相当期間経過するまで複写できない。ただし、相当期間経過後は1論文全体の複写も可能。

3 図書館利用上のお願い

- ★ 他の利用者に迷惑がかかるような行為は慎んでください。
- ★ 館内での飲食、喫煙は禁止です。
- ★ 館内での写真・動画の撮影は禁止です。
- ★ 携帯電話等は、電源を切るか、マナーモードに設定してください。通話は禁止です。
- ★ 館内で利用した資料は、各自で必ず元の位置へ戻してください。
- ★ 図書館の資料や機器、備品は大切に利用してください。紛失、汚損等した場合は、現物あるいは代金で弁償をお願いします。

課 外 活 動

大学における学生生活の主たるものは勉学ですが、それに加えて、課外活動のもつ意義もまた大きなものがあります。

大学教育は、学力養成と人格形成の2つを主眼にしていますが、正課における教育だけではこれらの目的を達成するのは難しく、課外活動を通して補われることも数多くあります。

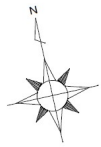
課外活動は、とくに人格形成の場として自主性・社会性・協調性など、社会人として必要な基本を養うのに理想的であるといえます。これは、課外活動が学生の自主的・自発的な活動であることや、先輩や後輩などと協力して目的達成のために努力すること、さらにお互いの立場や気持ちを理解し、尊重し合いながら活動することが、大きな理由としてあげられます。スポーツを通し心身の錬磨につとめ活動する体育会（20団体）、文化・学術の研究活動をする文化会（10団体）があり、それぞれの目的をもって活発に活動しています。

学生諸君にあつては、より一層充実した学生生活を送るためにも、課外活動へ積極的に参加することを望みます。

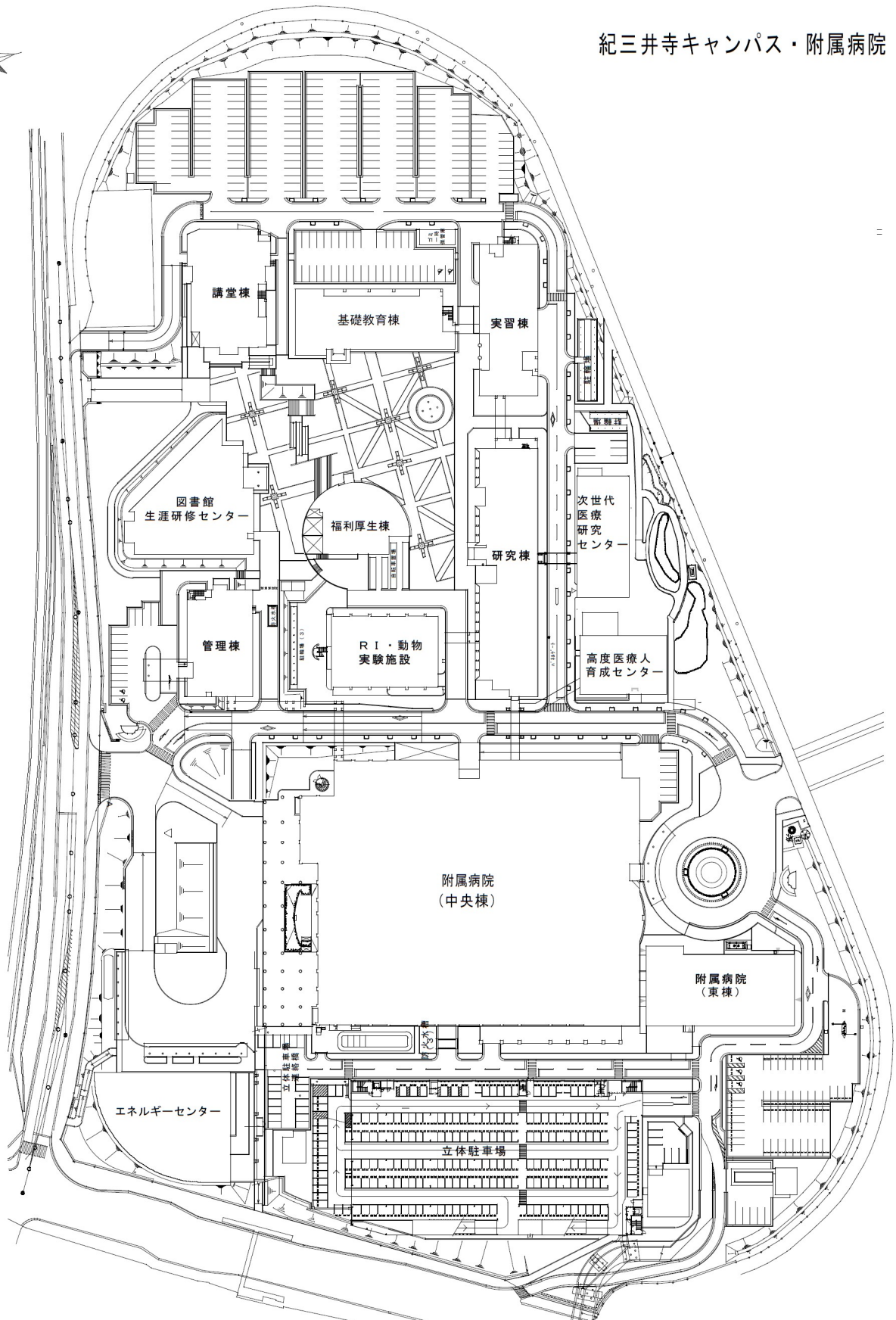
また、本学は第1回、第51回西日本医科学生総合体育大会の主管校であり、体育会は毎年本大会を目標に練習に励み好成績を修めています。

□クラブ一覧

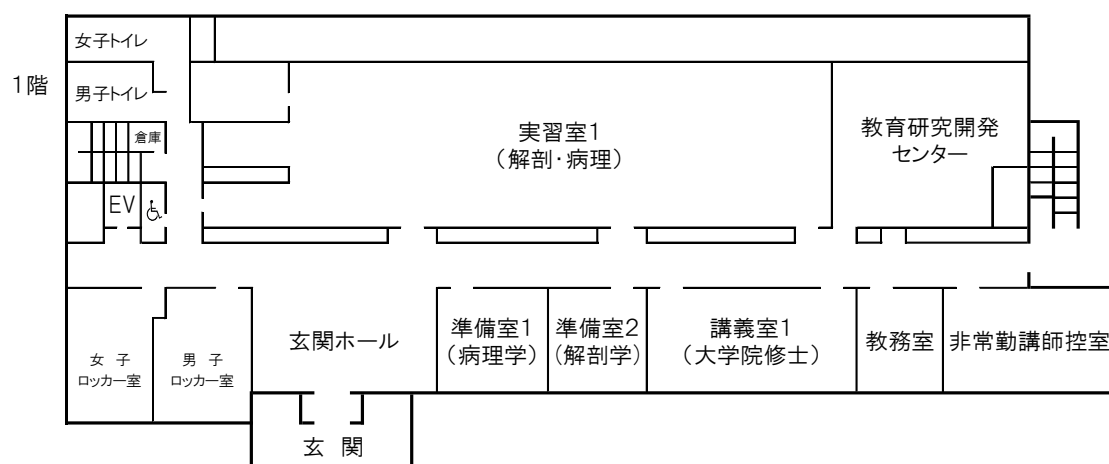
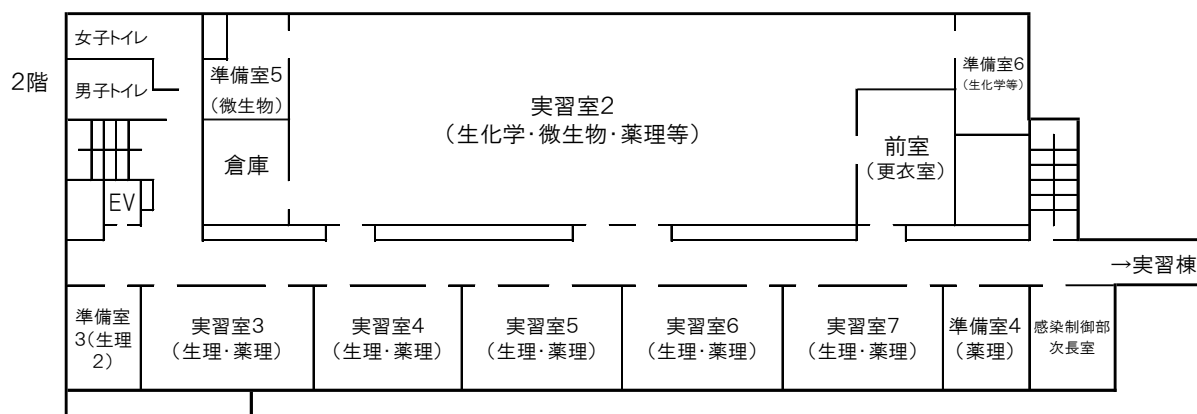
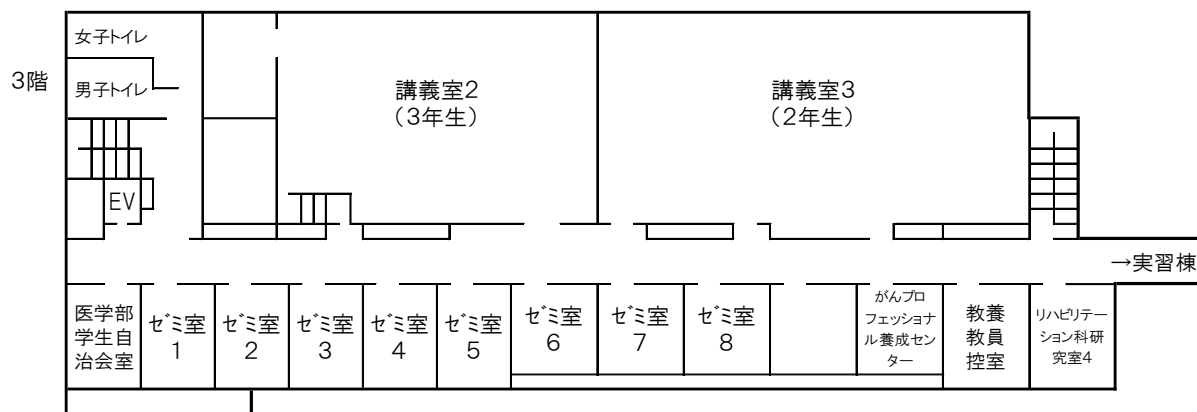
ク ラ ブ 名		部 長	
		氏 名	職 名 (教 科 名)
体 育 会	卓球	時 永 泰 行	講師 (麻醉科学)
	硬式庭球	森 川 吉 博	教授 (解剖学第二)
	ボート	水 本 一 弘	准教授 (医療安全推進部)
	男子バレーボール	山 田 宏	教授 (整形外科学)
	軟式庭球	朝 村 真 一	教授 (形成外科学)
	サッカー	西 村 好 晴	教授 (外科学第1)
	バスケットボール	山 本 信 之	教授 (内科学第3)
	ヨット	上 田 健太郎	准教授 (救急・集中治療医学)
	バドミントン	松 岡 孝 昭	教授 (内科学第1)
	剣道	近 藤 稔 和	教授 (法医学)
	準硬式野球	田 村 彰	准教授 (医療安全推進部)
	空手	保 富 宗 城	教授 (耳鼻咽喉科・頭頸部外科学)
	柔道	橋 爪 洋	教授 (保健看護学部)
	スキー・山岳	川 股 知 之	教授 (麻醉科学)
	ラグビー	北 野 雅 之	教授 (内科学第2)
	水泳	紀 本 創 兵	教授 (神経精神医学)
	陸上	山 本 信 之	教授 (内科学第3)
	合気道		
	ゴルフ	原 勲	教授 (泌尿器科学)
	フットサル	西 辻 和 親	准教授 (生化学)
文 化 会	軽音楽	井 原 義 人	教授 (生化学)
	美術	及 川 恒 輔	講師 (病理学)
	茶道	神 人 正 寿	教授 (皮膚科学)
	音楽研究会	吉 川 和 朗	講師 (泌尿器科学)
	E S S	蒸 野 寿 紀	講師 (血液内科学)
	演劇部	廣 田 麻 子	教授 (教養・医学教育大講座)
	Wakayama Will		
	アカペラ	井 原 勇 人	講師 (RI実験施設)
	釣魚	金 井 克 光	教授 (解剖学第一)
	米国医学研究会×USMLE	村 田 顕 也	教授 (教育研究開発センター)
	華道部	中 田 正 範	教授 (生理学第2)
	文芸部	佐々木 洋 子	講師 (センター)



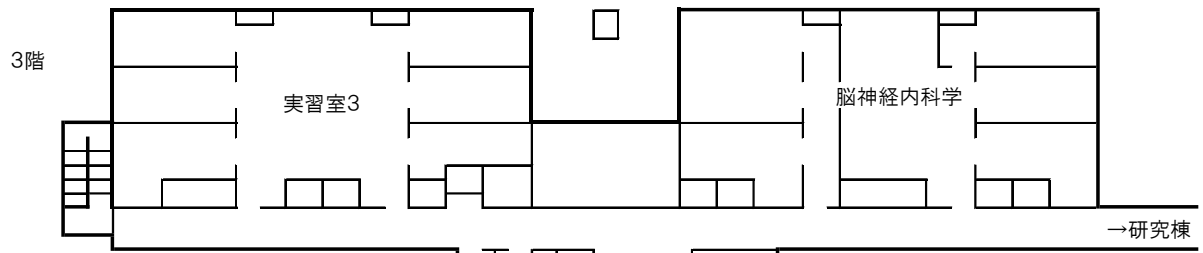
紀三井寺キャンパス・附属病院



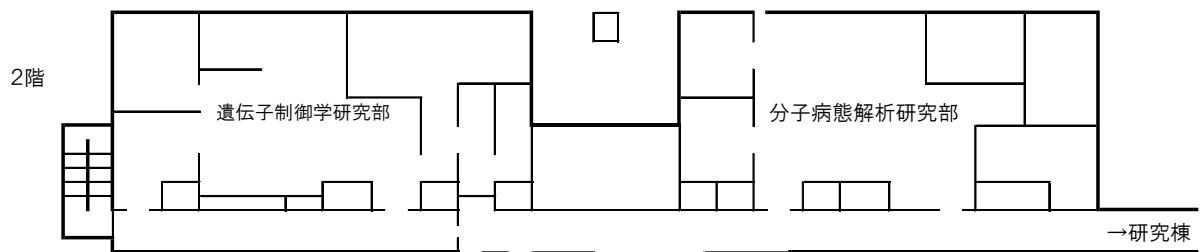
基礎教育棟



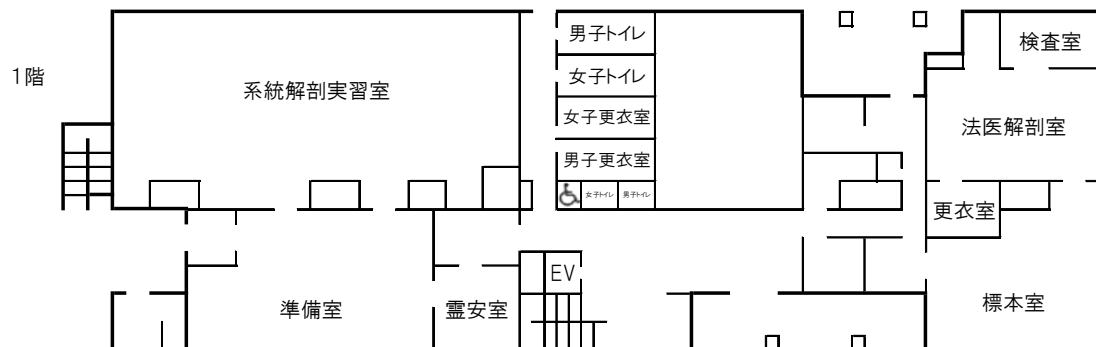
実 習 棟



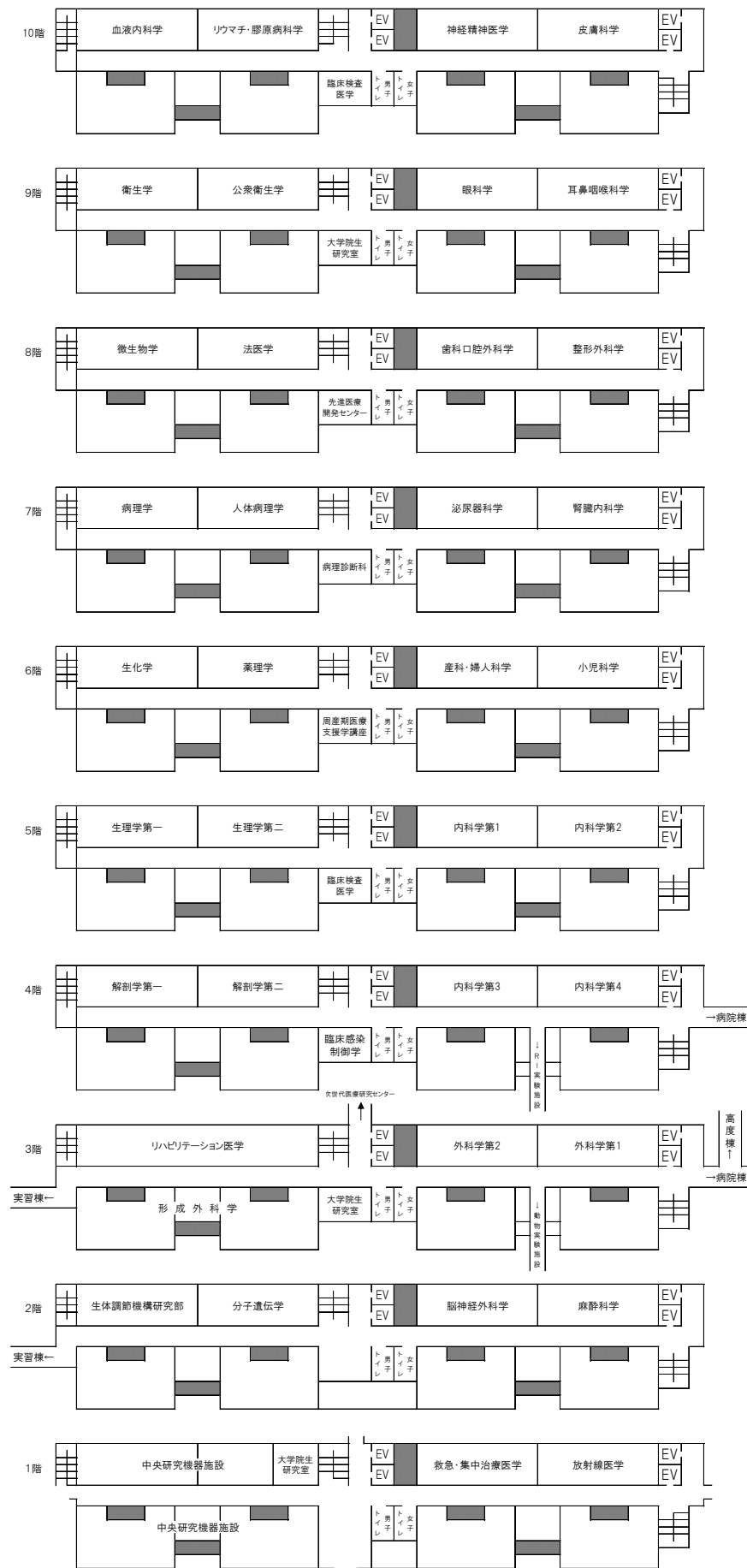
基礎教育棟



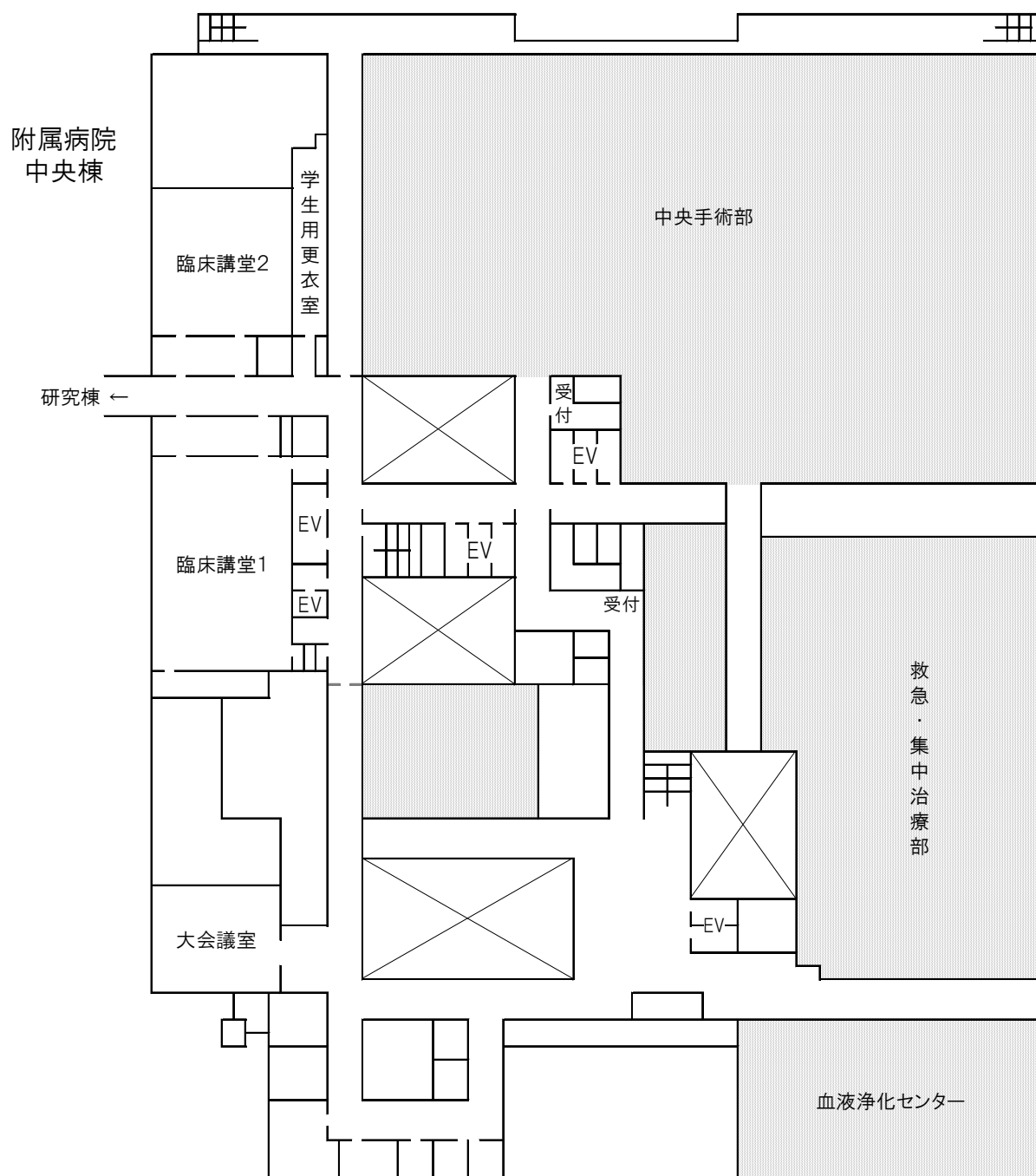
基礎教育棟



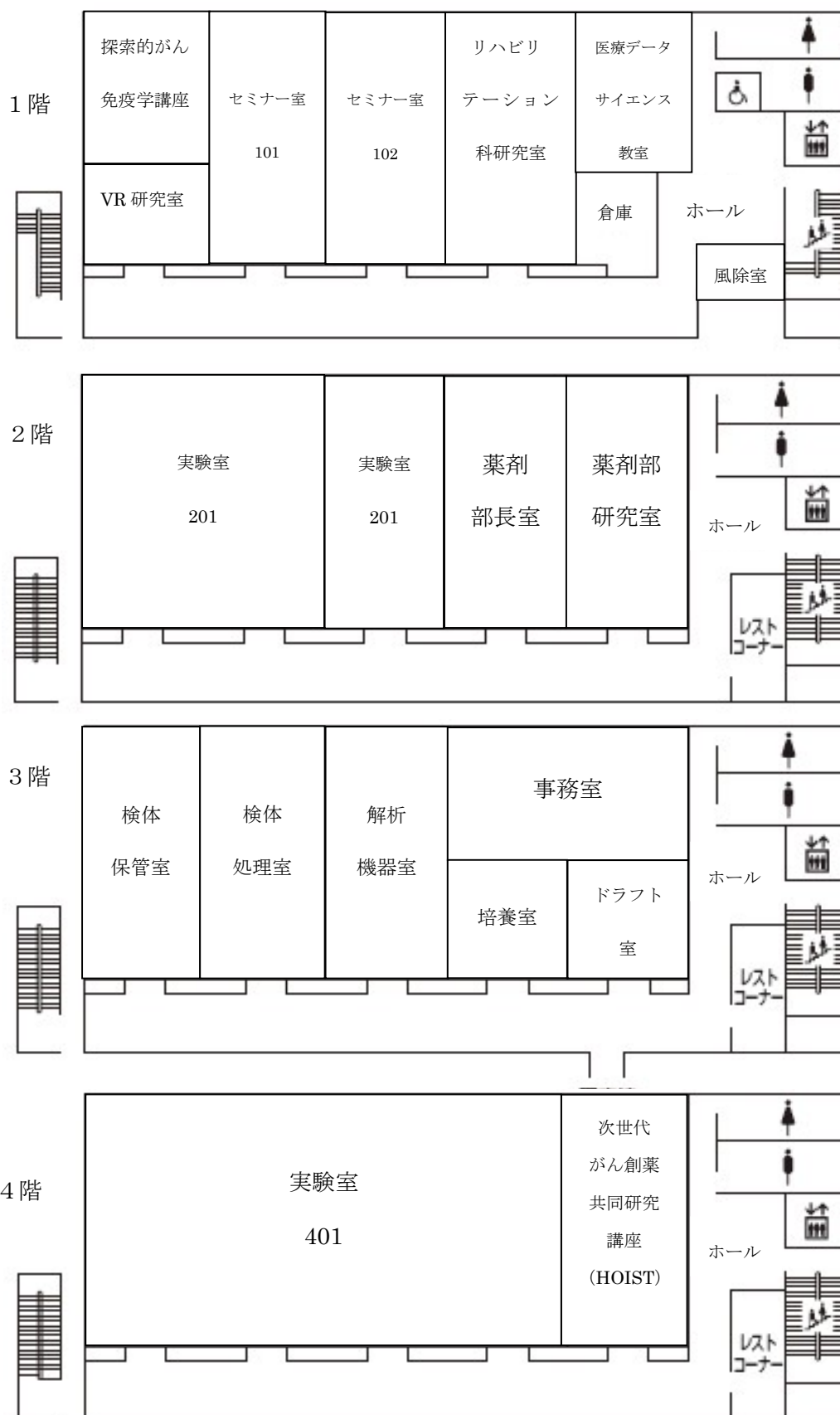
研 究 棟



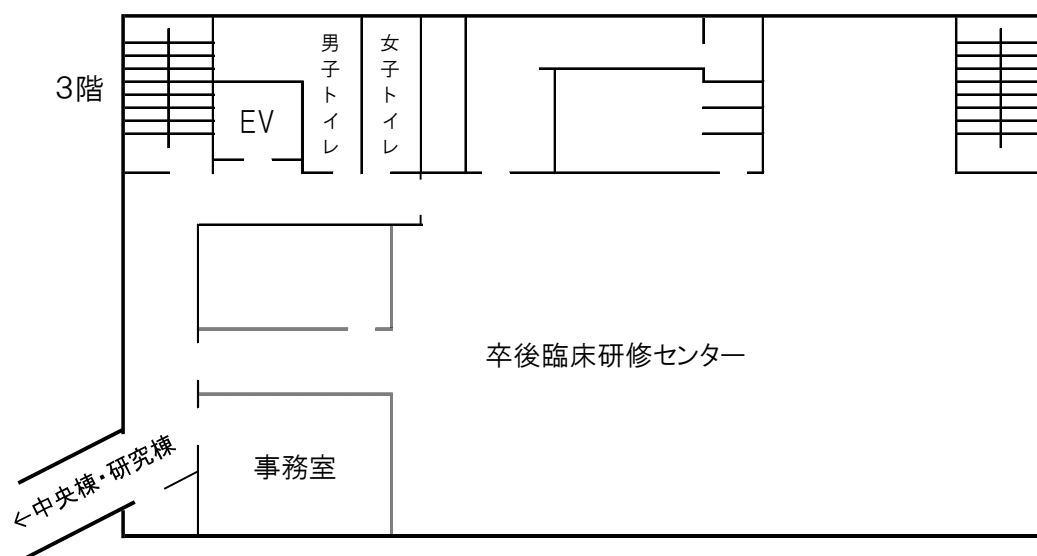
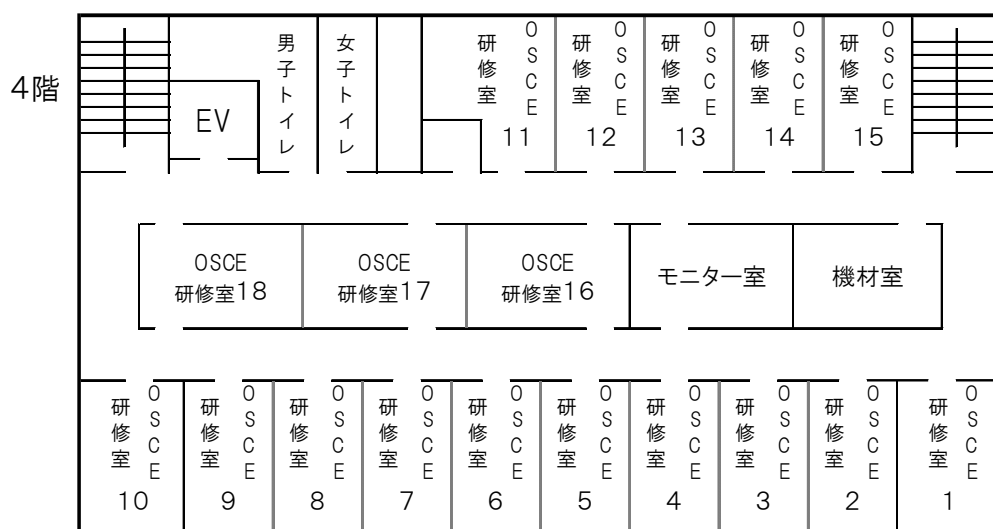
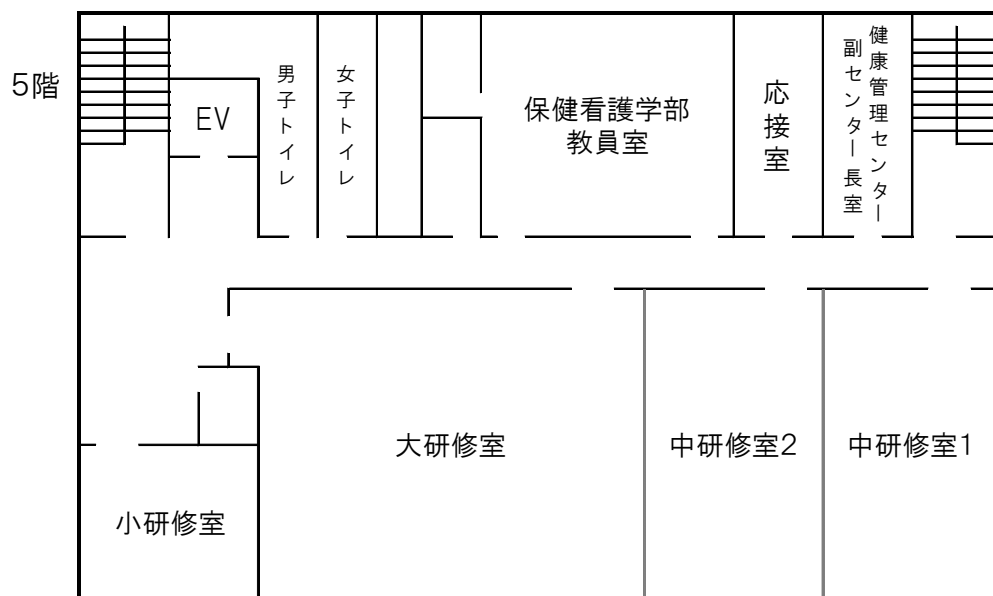
臨床講堂



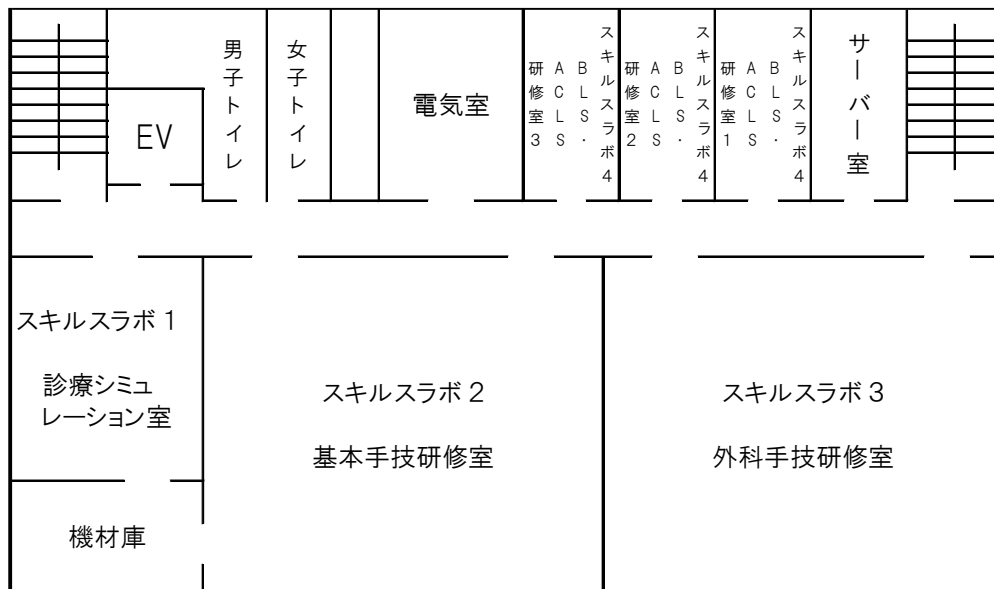
次世代医療研究センター



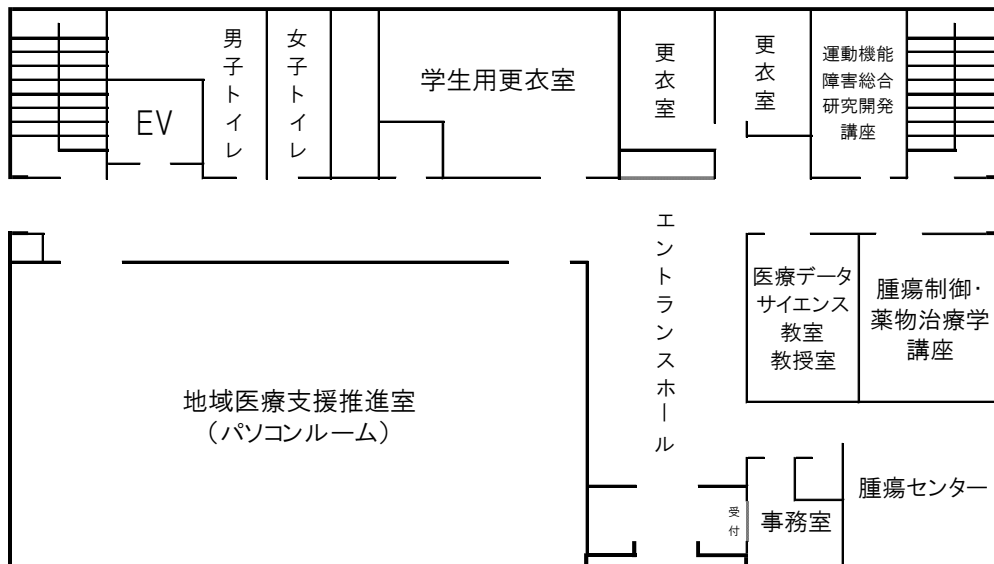
高度医療人育成センター



2階

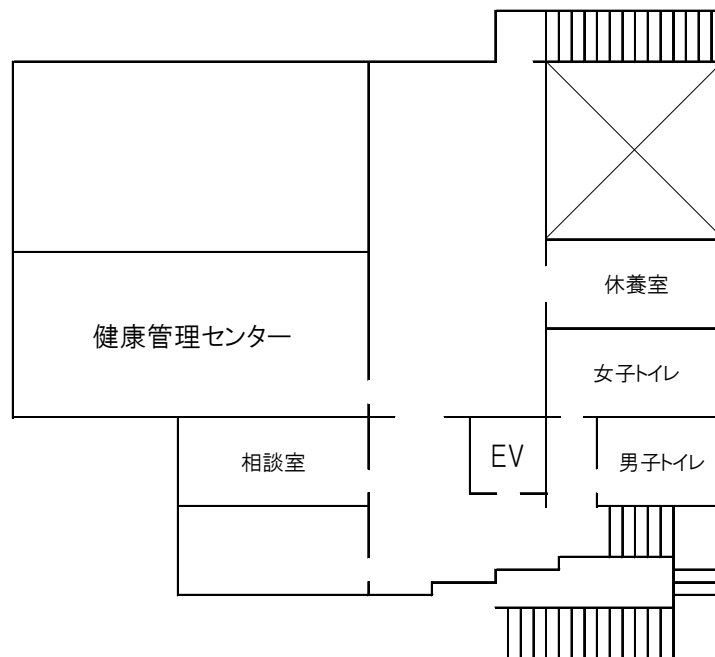


1階

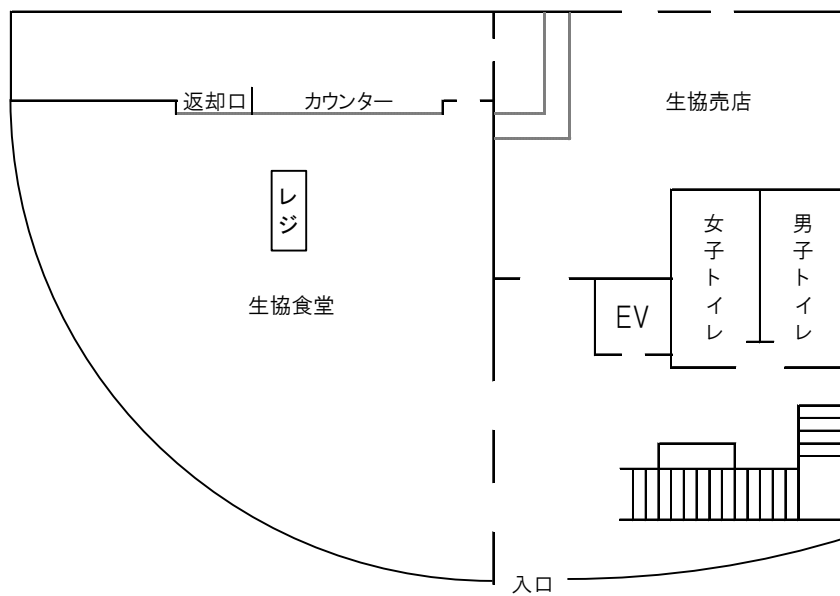


福利厚生棟

2階

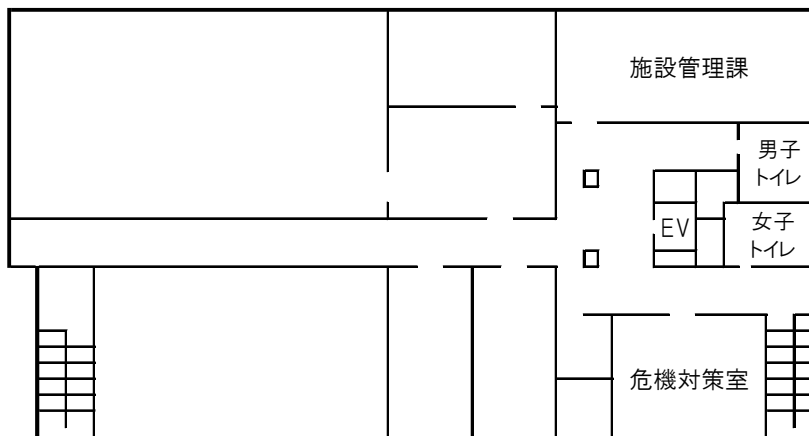


1階

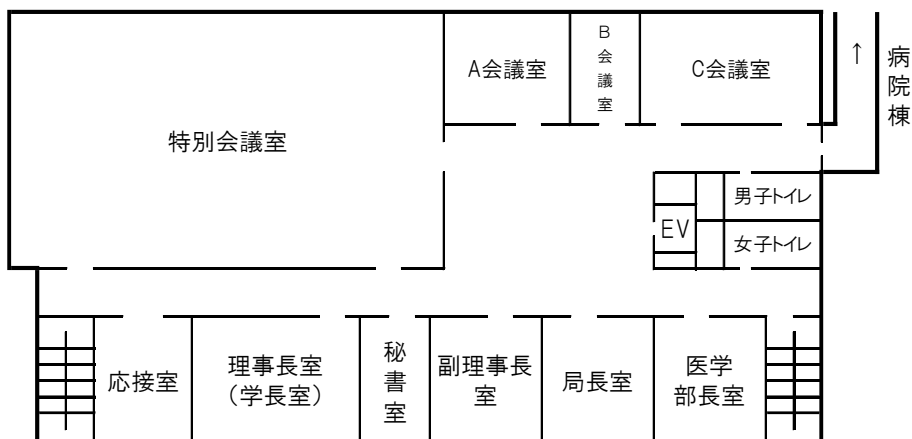


管 理 棟

3階



2階



1階

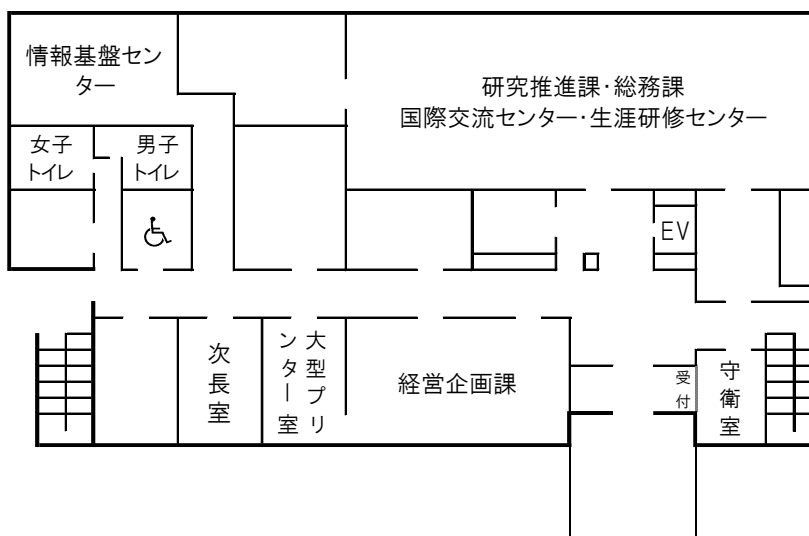
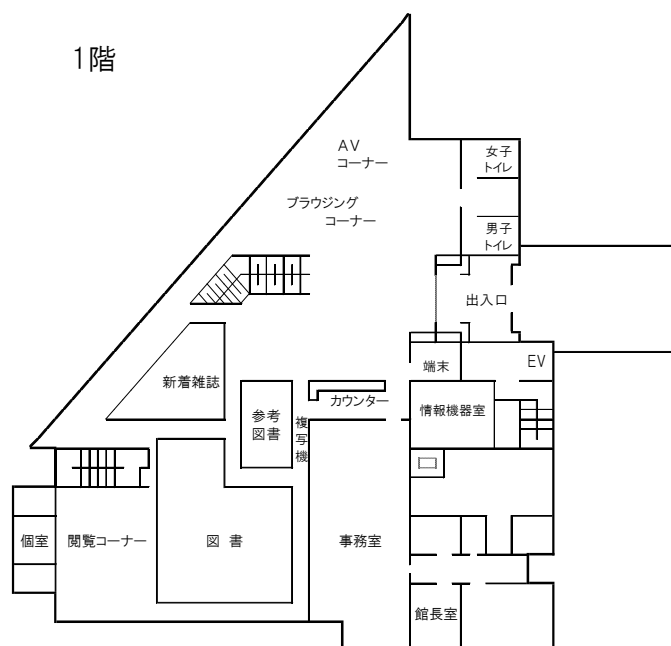
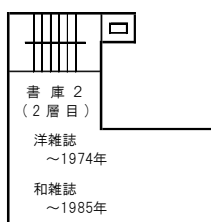


図 書 館（紀 三 井 寺 館）

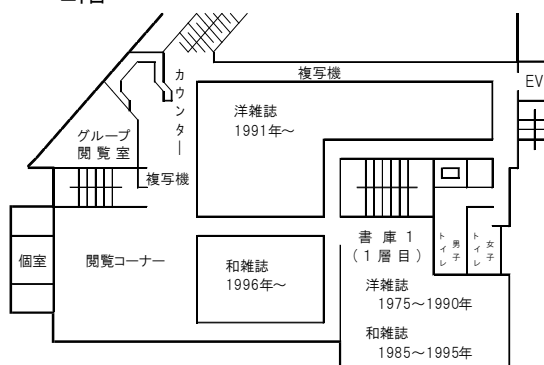
1階



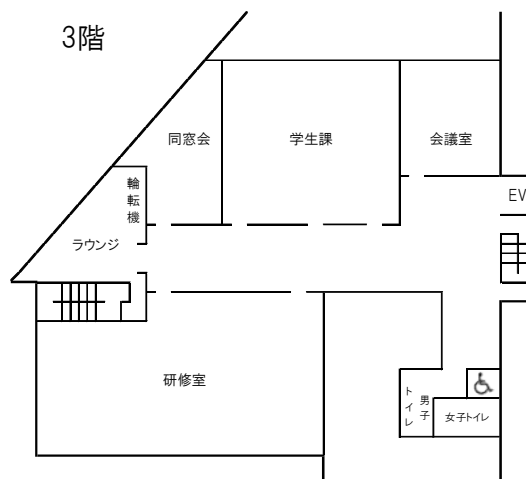
中2階



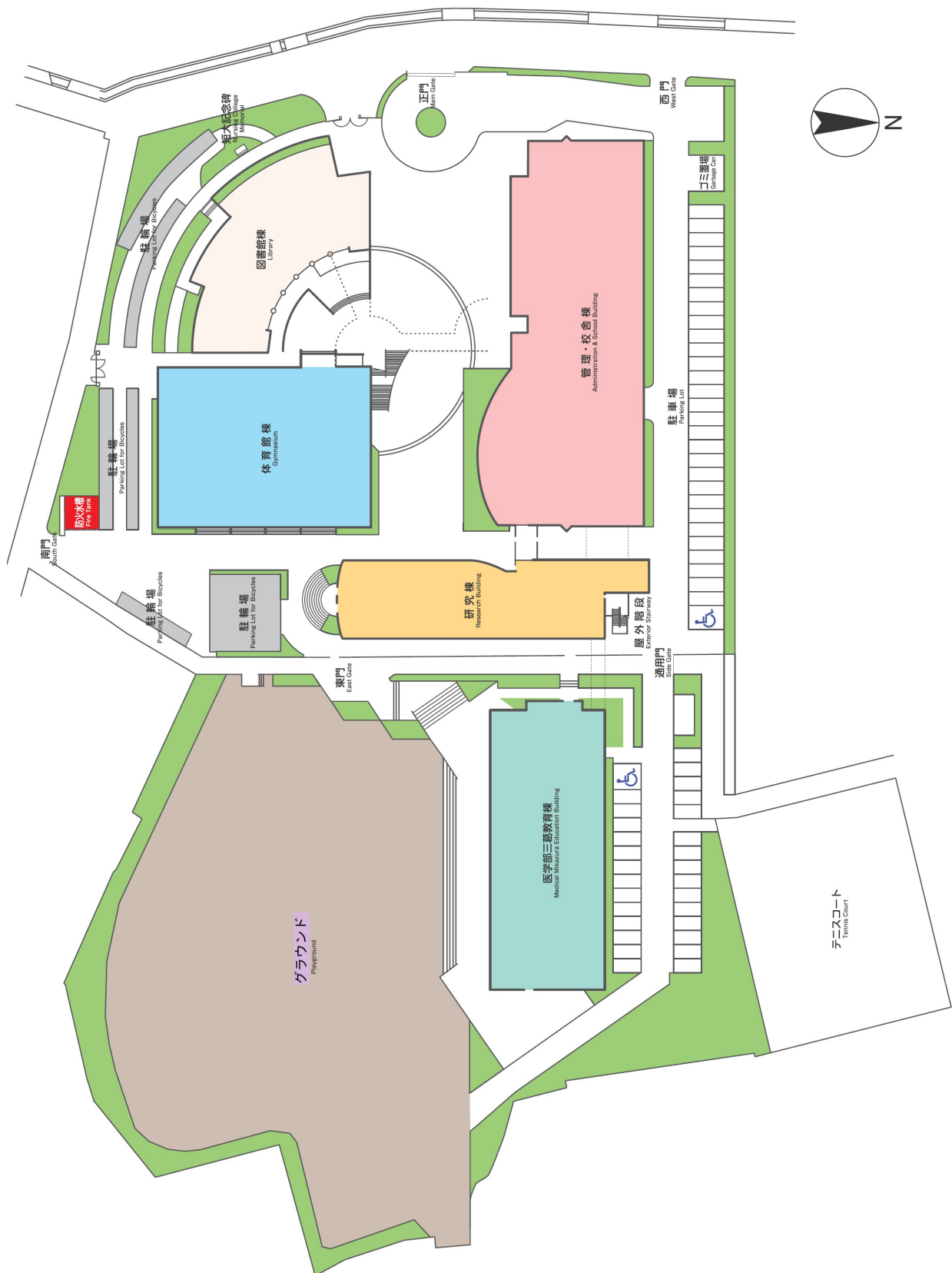
2階



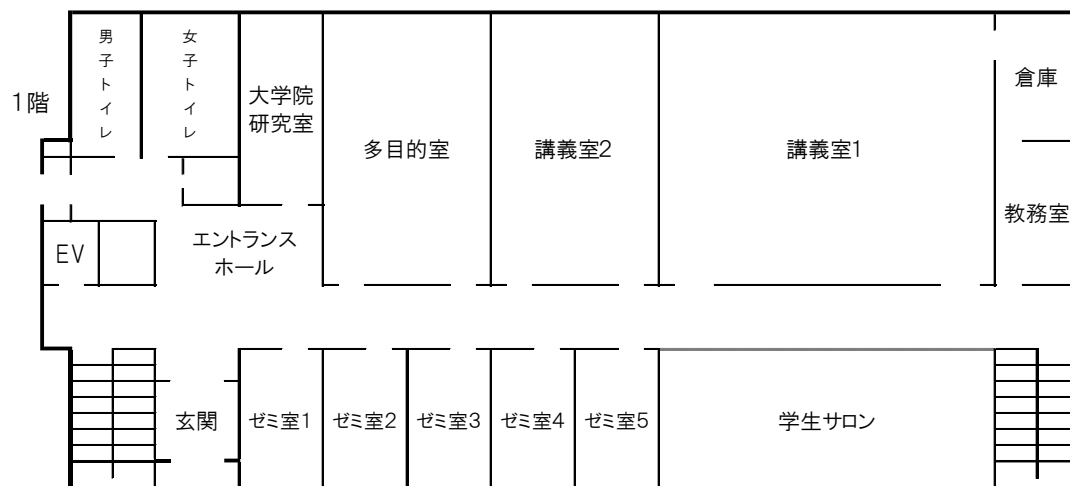
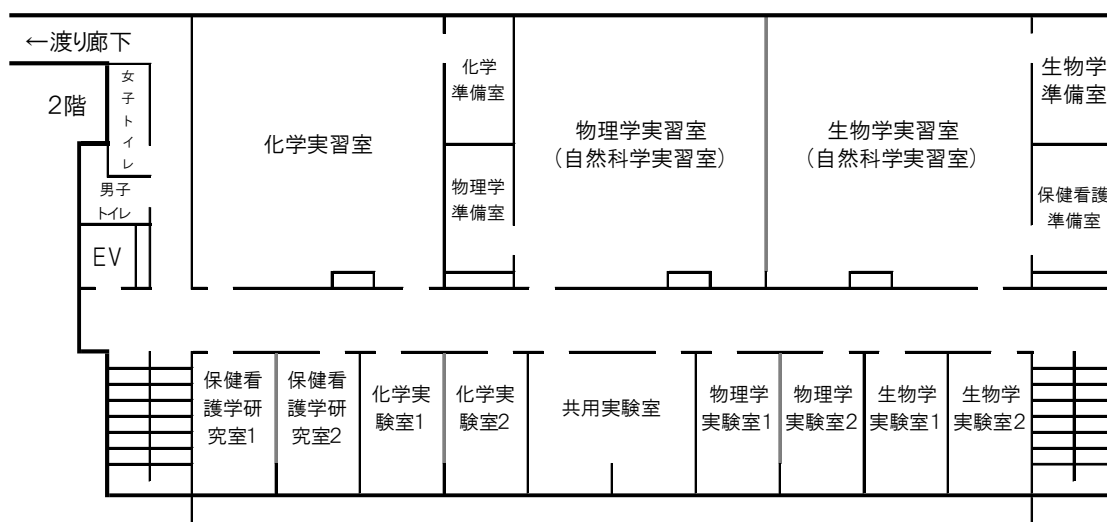
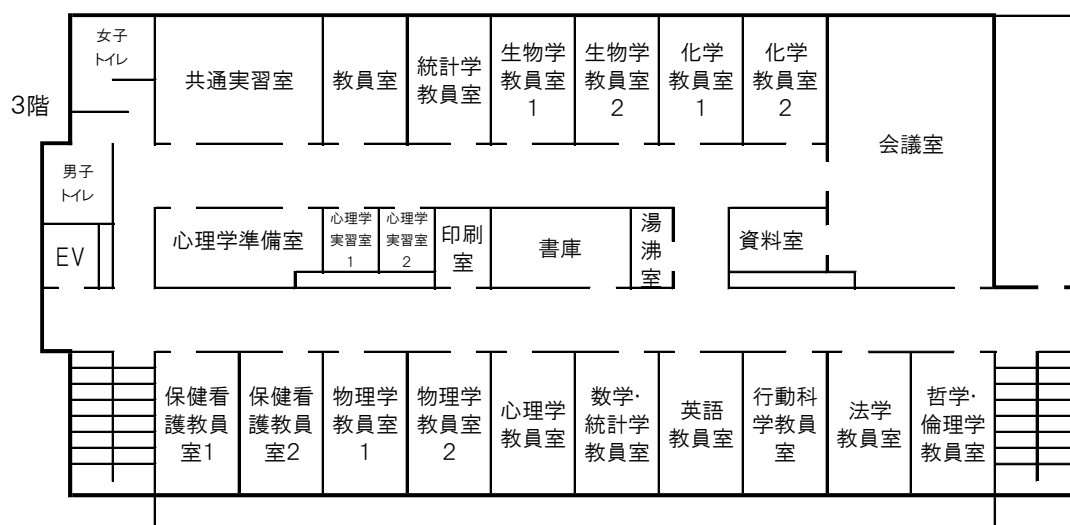
3階



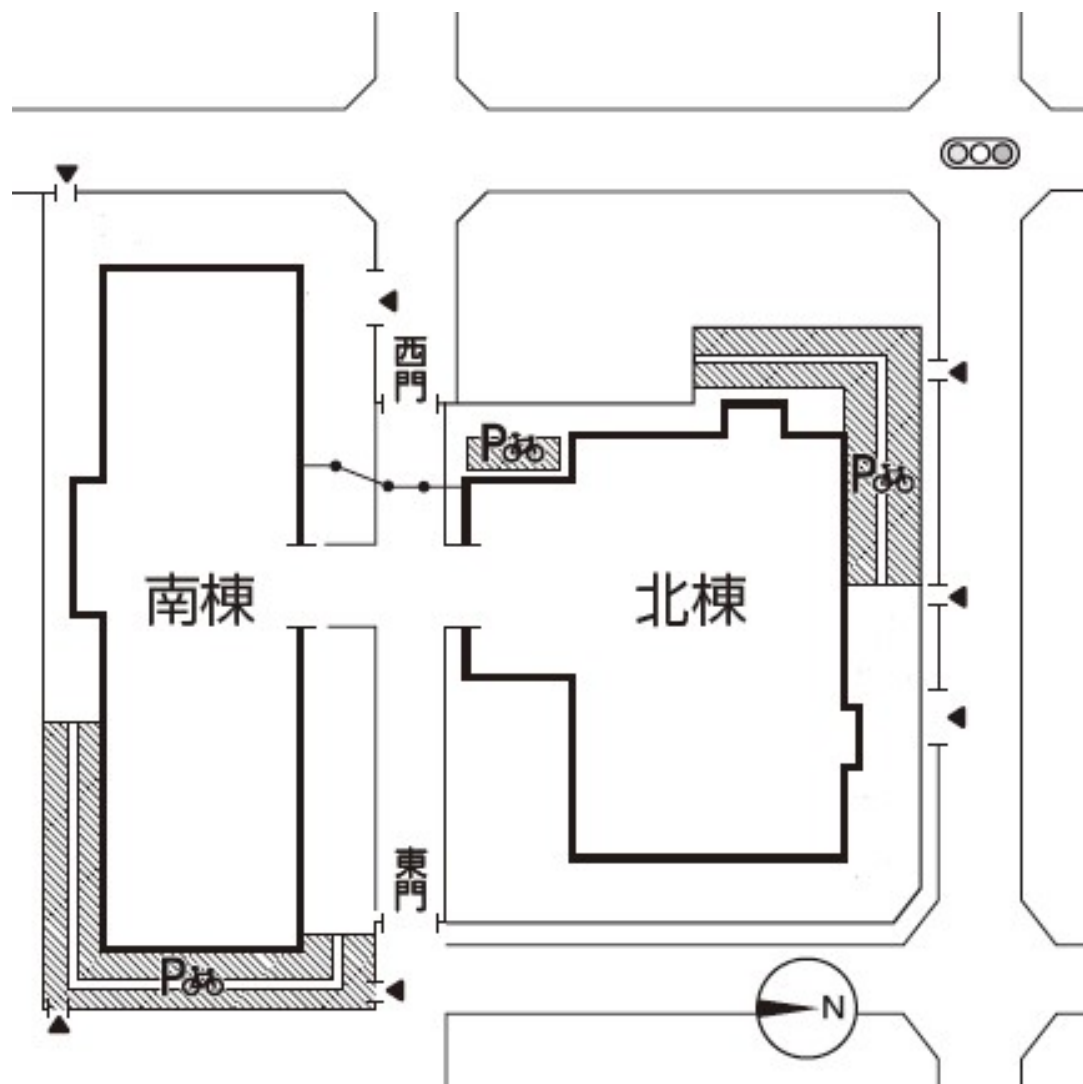
三葛キャンパス



医学部三葛教育棟

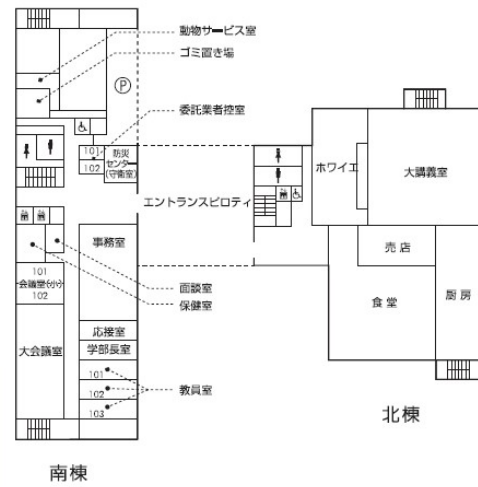


伏虎キャンパス

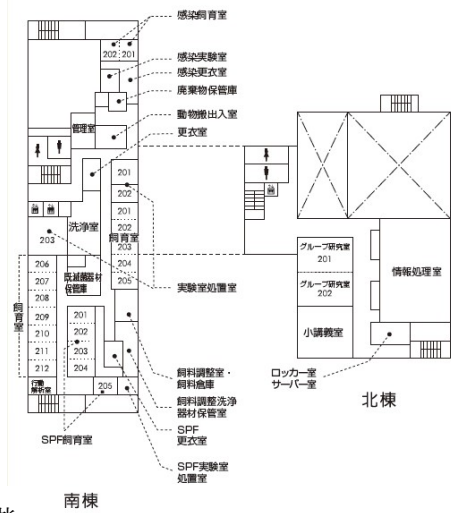


北棟・南棟

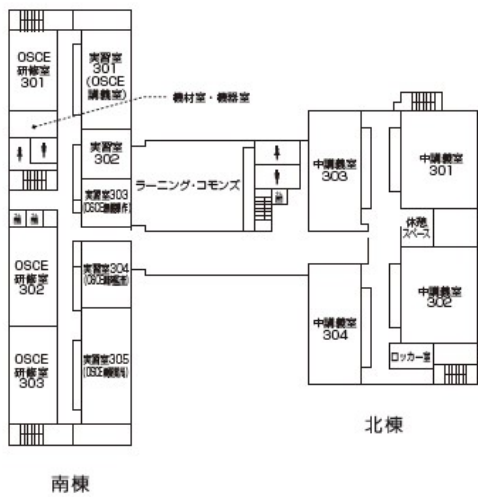
1 階



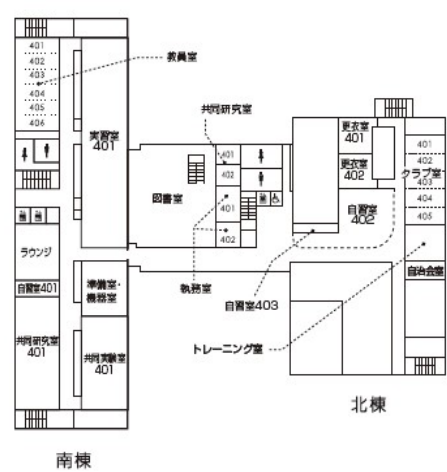
2 階



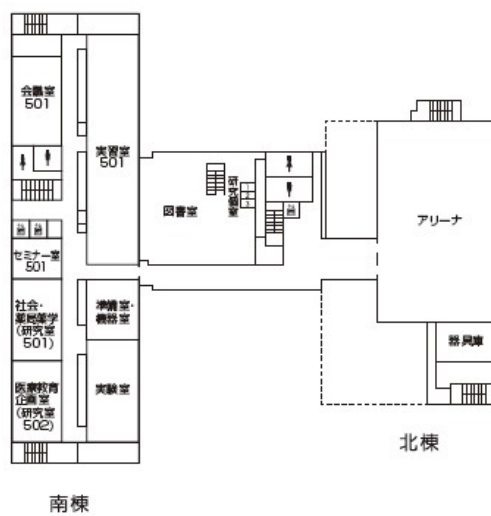
3 階



4 階

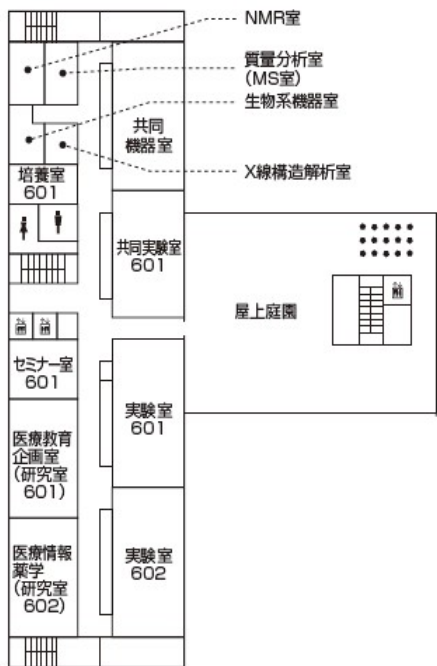


5 階

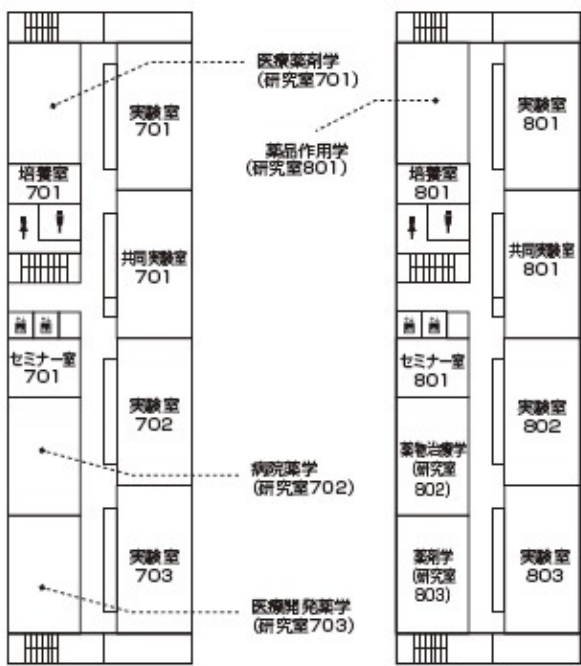


南棟

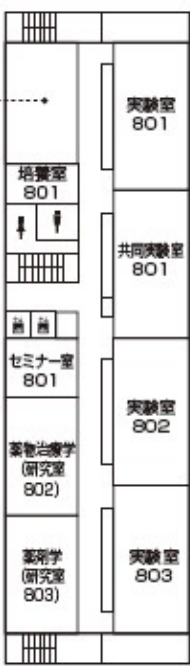
6 階



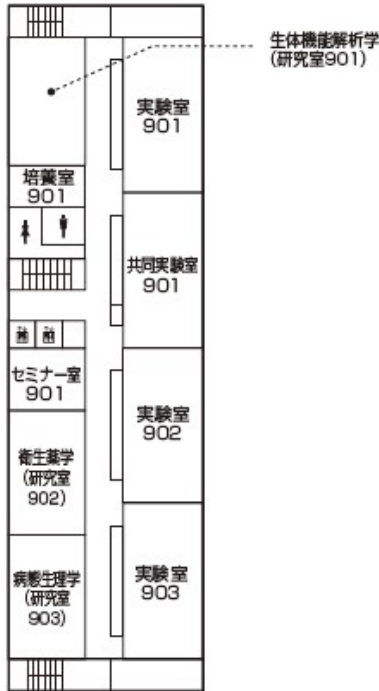
7 階



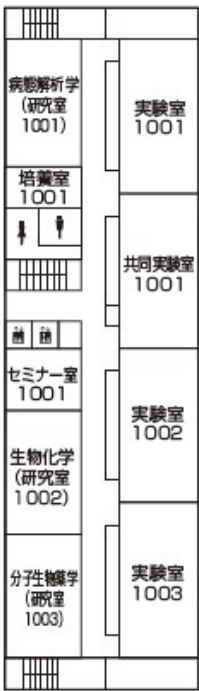
8 階



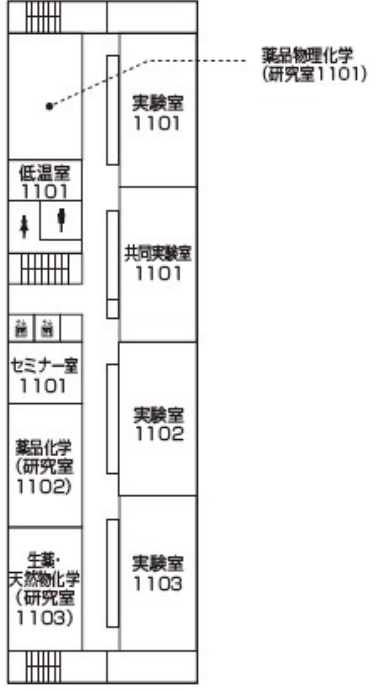
9 階



10 階



11 階



学則等関係規程

和歌山県立医科大学学則	73
和歌山県立医科大学医学部施行細則	85
和歌山県立医科大学の授業科目に関する規程	86
和歌山県立医科大学学生懲戒規定	90
和歌山県立医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン	97
和歌山県立医科大学医学部入学前の既修得単位等の認定に関する規程	101
医学部における進級判定・卒業判定に対する異議申立てについて	103
和歌山県立医科大学医学部・大学院医学研究科博士課程履修プログラム取扱内規	105
和歌山県立医科大学の気象警報発令時の授業等の取扱いに関する申合せ	109
公立大学法人和歌山県立医科大学における授業料その他費用に関する規程	111
和歌山県立医科大学修学奨学金（臨床研修者用）貸付事務取扱要領	115
和歌山県立医科大学修学奨励金（基礎医学研究者用）貸付事務取扱要領	119
和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金給付事務取扱要領	123
和歌山県立医科大学の校章に関する規程	126
和歌山県立医科大学の校章使用規程	127
和歌山県立医科大学医学部福利厚生棟管理規程	128
和歌山県立医科大学医学部講義室等の使用に関する申合せ	130
和歌山県立医科大学医学部体育施設使用規程	134
和歌山県立医科大学医学部課外活動施設使用規程	138
和歌山県立医科大学の学生団体設立に関する申合せ	141
課外活動による欠席届の扱いについて	145
和歌山県立医科大学附属図書館規程	148

参考資料

和歌山県立医科大学医学部学生自治会会則	150
和歌山県立医科大学医学部同窓会定款	153
医師法（抄）	158

和歌山県立医科大学学則

制 定 平成18年4月1日和医大規則第1号
最終改正 令和4年11月15日和医大規則第7号

第1章 総則

(目的)

第1条 和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第22号）に則り、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学として、医学、保健看護学及び薬学に関する基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授、研究するとともに、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成することにより、和歌山県の医療・保健の充実を図り、もって文化の進展と人類の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の点検及び評価の結果について、本学関係者以外の者による検証を行うものとする。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(学部及び学科並びに医学部の大講座及び講座)

第3条 本学に、医学部医学科、保健看護学部保健看護学科及び薬学部薬学科を置く。

2 医学部医学科に別表に掲げる大講座及び講座を置く。

(専攻科)

第3条の2 本学に専攻科を置く。

2 専攻科に関する事項は、別に定める。

(大学院)

第4条 本学に設置する大学院の組織、修学等に関し必要な事項は別に定める。

(学生定員)

第5条 各学部の学生（研究生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生を除く。）の定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
医 学 部	90人	540人
保健看護学部	80人	320人
薬 学 部	100人	600人

(職員組織)

第6条 本学に置く教員及び職員は、別に定める。

第2章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は、医学部及び薬学部にあつては6年とし、保健看護学部にあつては4年とする。

(在学期間)

第8条 医学部の在学期間は、12年を超えることはできない。

2 前項の場合において、第1学年から第4学年までの区分につきそれぞれ2年及び第5学年から第6学年までの区分につき4年を超えて在学することができない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

3 前2項の在学期間の計算に当たっては、再入学した者にあつては本学に在学した期間、転入

学した者にあつては転入学前における当該大学の在学期間を通算するものとする。

- 4 保健看護学部 of 在学期間は、8 年を超えることはできない。
- 5 前項の規定にかかわらず、再入学及び転入学した者は、学長が教授会の審議を経て定めた在学年限の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。
- 6 薬学部 of 在学期間は、12 年を超えることはできない。
- 7 前項の場合において、第 1 学年から第 3 学年までの区分につきそれぞれ 2 年及び第 4 学年から第 6 学年までの区分につき 6 年を超えて在学することができない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。
- 8 前 2 項 of 在学期間の計算に当たっては、再入学した者にあつては本学に在学した期間、転入学した者にあつては転入学前における当該大学の在学期間を通算するものとする。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 9 条 本学の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 10 条 学期は、前期及び後期の二期制とする。

- 2 前期は 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期は 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(休業日)

第 11 条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 2 月 20 日
- (4) 学年末休業日 3 月 25 日から 3 月 31 日まで
- (5) 春期休業日 4 月 1 日から 4 月 10 日まで
- (6) 夏期休業日 7 月 18 日から 9 月 3 日まで
- (7) 冬期休業日 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで
- 2 学長は、必要があると認めるときは、前項第 3 号から第 7 号までに掲げる休業日を変更し、又は前項に掲げる休業日以外の日を臨時に休業日とすることができる。

第 4 章 授業科目及び履修方法等

(授業科目)

第 12 条 学部に置く授業科目は、別に定める。

- 2 学長は、前項に定めるもののほか、教育上必要と認める授業科目を当該各学部教授会の審議を経て設けることができる。

(授業の方法)

第 12 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項 of 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目の期別配分)

第 13 条 第 12 条 of 授業科目の期別配分は、当該各学部教授会の審議を経て学長が別に定める。

(授業科目の履修)

第 14 条 授業科目の履修は、当該各学部教授会の審議を経て学長が別に定める。

(単位の授与、授業科目修了の認定及び進級の認定)

第 15 条 単位の授与及び授業科目修了の認定は、試験その他の審査により担当の教員が行う。

- 2 前項 of 試験その他による審査は、当該授業科目を履修した者でなければ受けることができない。
- 3 進級の認定は、医学部にあつては第 1 学年修了時、第 2 学年修了時、第 3 学年修了時及び第 4 学年修了時に、保健看護学部にあつては第 1 学年修了時及び第 2 学年修了時に、薬学部にあ

っては第1学年修了時、第2学年修了時及び第3学年修了時に当該各学部教授会教授会の審議を経て学長が行う。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）との協定に基づき、学生が他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該各学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得した単位の取扱いは、別に定める。

(大学等以外の教育施設等における学修)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該各学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により修得した単位の取扱いは、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該各学部教授会の審議を経て入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該各学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得した単位の取扱いは、別に定める。

(試験の種類)

第19条 各授業科目の試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、追試験は定期試験を受けなかった者に対して行うものとし、再試験は試験に不合格となった者に対して行うものとする。

2 前項に規定する試験のほか、授業科目担当教員は必要と認めたときは、随時に試験を行うことができるものとする。

(学位記の授与)

第20条 学長は、医学部において、6年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士（医学）の学位記（別記第1号様式）を授与する。

2 学長は、保健看護学部において、4年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士（保健看護学）の学位記（別記第2号様式）を授与する。

3 学長は、薬学部において、6年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士（薬学）の学位記（別記第3号様式）を授与する。

第5章 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（入学志願の手続）

第23条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に検定料及び別に定める書類

を添えてこれを学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第24条 前条により本学に入学を志願する者に対しては、学長の定めるところにより選考を行う。

2 選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の手續及び入学許可)

第25条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、入学に際して、学長の定めるところにより宣誓するとともに、指定する期日までに、保証人を定め、在学誓約書(別記第4号様式)に所定の入学金を添えて提出しなければならない。

2 前項の保証人は、2人とし、いずれも成年者であつて独立して生計を営む者でなければならない。

3 前2項の入学手續を完了した者(入学金の免除申請中の者及び徴収猶予申請中の者を含む。)に入学を許可する。

4 正当な理由がなく第1項及び第2項に規定する手續をしない者に対しては、入学を許可しないものとする。

(編入学、転入学及び再入学)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の医学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 他の大学において、医学進学課程又はそれに相当する課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの

(2) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で、当該大学長の許可を受けて専門課程に転入学を志願するもの

(3) 本学の医学部を退学した者で再入学を志願するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の保健看護学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち短期大学を卒業し編入学を志願するもの

(2) 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち専修学校の専門課程を修了(第24条に規定する者に限る。)し編入学を志願するもの

(3) 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所のうち専修学校の専門課程(保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)第4条第1項に規定する指定基準により指定したものに限る。)を修了(第24条に規定する者に限る。)し編入学を志願するもの

(4) 他の大学の看護に係る学科に在籍中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの

(5) 本学の保健看護学部を退学した者で再入学を志願するもの

3 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の薬学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 他の大学において、薬学進学課程又はそれに相当する課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの

(2) 他の大学の薬学に係る学科に在籍中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの

(3) 本学の薬学部を退学した者で再入学を志願するもの

4 前3項の入学許可に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学及び復学)

第27条 病気その他やむを得ない理由により引き続き3箇月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、保証人と連署した休学願を学長に提出しなければならない。

3 学長は、病気その他の事由により修学することが不相当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。

4 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合において学長の許可

を受けたときは、この限りでない。

5 休学した期間は、在学期間に算入しない。

6 休学の事由が消滅したときは、学長に復学を願い出てその許可を受けなければならない。

(転学)

第28条 他の大学に転学しようとする者は、その理由を記載した書類に保証人と連署し、これを学長に提出してその許可を受けなければならない。

(留学)

第29条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

(退学)

第30条 病気その他の理由により、退学しようとする者は、その理由を記載した書類に保証人と連署し、これを学長に提出してその許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、当該各学部教授会及び教育研究審議会の審議を経て除籍することができる。

(1) 第8条第1項若しくは第2項又は同条第4項若しくは第5項に規定する在学期間を超えた者

(2) 第49条第2項に規定する納付命令に応じない者

(3) 入学金の免除若しくは徴収猶予を不承認とされた者又は一部の免除を承認された者であって、その納付すべき入学金を学長が指定する日までに納付しない者

(4) 病気その他の理由により、成業の見込みがない者

第7章 研究生、研修生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第32条 学長は、保健看護学部又は薬学部において保健看護学又は薬学に関する特定の専門事項について研究しようとする者に対し、当該各学部教授会の審議を経て研究生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第33条 保健看護学部の研究生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち大学を卒業した者

(2) 前号以外の大学を卒業した者

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者

2 薬学部の研究生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 大学の薬学部を卒業した者

(2) 前号以外の大学を卒業した者

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者

(入学手続)

第34条 第32条の許可を受けようとする者は、研究科目を記載した入学願書に履歴書及び最終学校卒業証明書を添えてこれを学長に提出しなければならない。

(研究生の在学期間)

第35条 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、学長の許可を得てその期間を延長することができる。

(研修生)

第36条 学長は、医学部において医学に関する専門知識及び医療技術を修得しようとする者に対し、教授会の審議を経て研修生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第37条 医学部の研修生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 医科大学又は大学の医学部（旧大学令（大正7年勅令第388号）による医科大学又は大学

の医学部を含む。)を卒業した者

(2) 前号以外の大学を卒業した者

(3) 医療技術者等の養成を目的とする学校又養成所等を卒業し、当該医療技術等の資格を有する者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者

(入学手続)

第38条 第36条の許可を受けようとする者は、研修科目を記載した入学願書に履歴書及び最終学校卒業証明書を添えてこれを学長に提出しなければならない。

(研修生の在学期間)

第39条 研修生の在学期間は、1年とする。ただし、学長の許可を得てその期間を延長することができる。

(聴講生及び特別聴講学生)

第40条 学長は、本学において一定の講義を聴講しようとする者に対し、当該各学部教授会の審議を経て学生の学習に支障がない限り聴講生としてこれを許可することができる。

2 学長は、他の大学等との協議に基づき当該大学に在学する者を当該各学部教授会の審議を経て本学において特別聴講学生として授業科目を履修させることができる。

3 特別聴講学生には、第15条第1項及び第2項の規定を準用し、単位を与えることができる。

(聴講生及び特別聴講学生の聴講手続)

第41条 前条第1項及び第2項の許可を受けようとする者は、聴講科目を記載した聴講願書に、

履歴書及び最終学校卒業証明書を添えて学長に提出しなければならない。

(聴講生及び特別聴講学生の在学期間)

第42条 聴講生及び特別聴講学生の在学期間は、1年以内とする。ただし、学長の許可を得てその期間を延長することができる。

(科目等履修生)

第43条 学長は、保健看護学部又は薬学部において、一又は複数の授業科目を履修しようとする者に対し、当該授業科目の授業に支障がないときに限り、選考の上、当該各学部教授会の審議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、第15条第1項及び第2項の規定を準用し、単位を与えることができる。

3 その他科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 学長は、外国人で本学に留学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て入学を許可することができる。

(出願手続)

第45条 本学に外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、これを学長に提出しなければならない。

(1) 外国人留学生入学願書

(2) 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書

(3) 履歴書

(4) 健康診断書

(5) 出身国の戸籍抄本又はこれに相当する証明書(旅券又は外国人登録証明書を所持する場合は、その写し)

(6) 出身国政府又は在日出身国公館の発行する身元保証書

(7) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書

(入学資格)

第46条 外国人留学生として本学に入学することのできる者は、入学後に在籍しようとする学生及び研究生の入学資格に準ずるものとする。

(入学手続)

第47条 入学の選考に合格した者は、学長が指定する期日までに所定の入学金を納付するとともに、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第7条の2第1項の規定により交付された在留資格認定証明書の写し及び外国人登録証明書の写しを提出しなければならない。

第8章 授業料、入学金及び検定料

(授業料納付の義務並びに授業料、入学金等の額及び納付方法)

第48条 学生、研究生、研修生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生は、授業料を納めなければならない。

2 授業料、入学金及び検定料の額並びにその納付方法は和歌山県立医科大学における授業料その他の費用に関する規程（以下「費用に関する規程」という。）及びこの学則の定めるところによる。

（授業料の納期等）

第49条 学生の授業料の納期及び額は、別に定める。ただし、学長において事情やむを得ないものと認めた場合は、分納を許可することができる。

2 学長は、別に定める納期内に授業料を納付しない者に対しては、直ちにその旨を当該授業料を納付しない者の保証人に通知するとともに期日を指定して未納授業料の納付を命じなければならない。

（休学中の授業料）

第50条 休学の期間が1学期にわたる場合においては、その期に属する授業料は、徴収しない。ただし、復学したときは、その期に属する授業料を徴収する。

（既納の入学金及び検定料）

第51条 既に納付した入学金及び検定料は、返還しない。ただし、検定料については、費用に関する規程により返還する場合は、この限りでない。

（停学中の授業料）

第52条 停学期間中の授業料は、徴収する。

（退学等の授業料）

第53条 前期又は後期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。

（授業料、入学金の免除及び徴収猶予）

第54条 授業料、入学金の納付が経済的理由により困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者に対しては、別に定めるところにより、その授業料、入学金を免除又は徴収猶予とすることができる。

第9章 賞罰

（表彰）

第55条 学長は、当該各学部教授会及び教育研究審議会の審議を経て学生のうち、成績が優良で行いが正しく、他の模範とすることのできる者を表彰することができる。

（懲戒）

第56条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各学部教授会及び教育研究審議会の審議を経て懲戒することができる。

- (1) 学則その他規程に違反した者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (4) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (5) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第10章 福利厚生施設

（福利厚生施設）

第57条 本学に、学生の福利厚生施設を設置する。

2 前項の福利厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 雑則

（管理運営事項）

第58条 この規則に定めるもののほか、本学の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年3月31日に和歌山県立医科大学に在学する学生の教育課程その他教育にかかる事項は、本学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定にかかわらず、平成20年度から令和10年度までの間における医学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
入学定員	85人	95人	100人	100人	100人	100人	100人	100人
収容定員	385人	420人	460人	500人	540人	580人	595人	600人
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学定員	100人	100人	100人	100人	100人	100人	100人	100人
収容定員	600人	600人	600人	600人	600人	600人	600人	600人
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			
入学定員	90人	90人	90人	90人	90人			
収容定員	590人	580人	570人	560人	550人			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日に和歌山県立医科大学に在学する学生の教育課程その他教育にかかる事項は、本学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年2月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、平成24年度から25年度までの間における保健看護学部の編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成24年度 平成25年度

編入学定員 4人 4人

収容定員 328人 324人

附 則

(施行期日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月10日和医大規則第5号)

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日和医大規則第7号)

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月31日和医大規則第3号)

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

講座	
名称	数
教養・医学教育大講座	1
解剖学	2
生理学	2
生化学	1
分子遺伝学	1
薬理学	1
病理学	1
微生物学	1
衛生学	1
公衆衛生学	1
法医学	1
内科学	4
腎臓内科学	1
血液内科学	1
脳神経内科学	1
リウマチ・膠原病科学	1
小児科学	1
神経精神医学	1
外科学	2
脳神経外科学	1
整形外科科学	1
形成外科学	1
泌尿器科学	1
産科・婦人科学	1
眼科学	1
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	1
皮膚科学	1
歯科口腔外科学	1
放射線医学	1
リハビリテーション医学	1
救急・集中治療医学	1
麻酔科学	1
人体病理学	1
臨床検査医学	1
臨床感染制御学	1

別記第1号様式（第20条関係）

		第 号	
		学 位 記	
大 学 之 印	(氏名)		
	年 月 日生		
本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（医学）の学位を授与する。			
年 月 日			
和歌山県立医科大学			
学長（氏名）			印

別記第2号様式（第20条関係）

		第 号	
		学 位 記	
大 学 之 印	(氏名)		
	年 月 日生		
本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（保健看護学）の学位を授与する。			
年 月 日			
和歌山県立医科大学			
学長（氏名）			印

別記第3号様式（第20条関係）

		第 号	
		学 位 記	
大 学 之 印	(氏名)		
	年 月 日生		
本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（薬学）の学位を授与する。			
年 月 日			
和歌山県立医科大学			
学長（氏名）			印

別記第4号様式（第25条関係）

在学誓約書	
私は今般貴学へ入学を許可されましたので貴学所定の規則を堅く遵守いたします。	
年	月 日
本籍地（都道府県のみ記入）	
現住所	
本人	氏 名 印
年	月 日生
上記の者に誓約書のとおり規則を堅く遵守させるとともに在学中のことに関する一切の責任(極度額 円)を私どもが引き受けます。	
年	月 日
現住所	
本人との続柄	
(1) 保証人	氏 名 印
年	月 日生
現住所	
本人との続柄	
(2) 保証人	氏 名 印
年	月 日生
和歌山県立医科大学長 氏 名 様	
(注)保証人（1）は学生の親族（父母等）（2）は（1）以外の独立の生計を営む者	
極度額は、保証人が保証する金額の上限であり、修業年限に係る授業料に相当する額である。	
在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定後の年間授業料相当額を適用する。	

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、和歌山県立医科大学学則（以下「学則」という。）の医学部における施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 授業

第 2 条 授業時間は、次のとおりとする。

- 1 時限 午前 8 時 50 分から午前 10 時まで
- 2 時限 午前 10 時 10 分から午前 11 時 20 分まで
- 3 時限 午前 11 時 30 分から午後 0 時 40 分まで
- 4 時限 午後 1 時 40 分から午後 2 時 50 分まで
- 5 時限 午後 3 時から午後 4 時 10 分まで

第 3 章 授業科目履修

(授業科目履修の方法)

第 3 条 授業科目履修の方法については、別に定める。

(選択科目の届出)

第 4 条 選択科目の履修をしようとするときは、あらかじめ学長に履修届を提出しなければならない。

(授業科目履修状況の把握)

第 5 条 授業科目の履修状況の把握は、担当教員がこれを行う。

第 4 章 試験

(試験期日)

第 6 条 定期試験は、原則として所定の試験期間に実施する。

- 2 中間試験、追試験及び再試験は、随時行うことができる。

(試験の公示)

第 7 条 定期試験の科目及び期日は、原則として 2 週間前に公示する。

(試験の方法)

第 8 条 試験は、筆答及び口答による。ただし、そのいずれかによることもできる。

(試験の実施)

第 9 条 授業科目についての試験は、担当教員が行う。

(試験欠席の手續及び試験中の不正行為の取扱い)

第 10 条 病気その他やむをえない事由により受験できない者は、その理由を記して医学部長に届け出なければならない。

- 2 試験中に不正行為を行った者については、当該試験を含め、その試験期間中のすべての試験を無効とし、その期の受験資格を停止する。

なお、試験期間の定めのない学年については、その学年のすべての試験をこの措置の対象とする。

第 5 章 研修生及び聴講生

(研修生の研究費用の負担等)

第 11 条 研修のため必要な材料、薬品等の購入に要する費用は、研修生の負担とする。

- 2 研修生は、担当教授の承認を得なければ患者を取り扱い、又は備付けの器具、材料、薬品等を使用することができない。

(聴講生の聴講証明)

第 12 条 学長は、聴講生の願い出によりその聴講科目についての聴講証明書を交付する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規程に係わらず、平成 27 年度の第 1 学年の授業時間については、なお従前の例による。

和歌山県立医科大学の授業科目に関する規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第11号

最終改正 令和4年12月5日和医大規程第41号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学学則（平成18年4月1日和医大規則第1号）第12条第1項の規定に基づき、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）の授業科目を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 本学の授業科目は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

学部名	授業科目		
医学部	教養教育科目	人文社会科学系	倫理学
			法学
			心理学Ⅰ
			心理学Ⅱ
			哲学
			社会学
			心理学実習
			医療行動科学
			医療社会科学Ⅰ
			医療社会科学Ⅱ
			医療経済学
		自然科学系	数学
			統計学
			医学統計学
			数理科学
			物理学A
			物理学B
			化学A
			化学B
			生物学A
			生物学B
			基礎物理学
			基礎化学
			基礎生物学
			物理学実習Ⅰ
			物理学実習Ⅱ
			化学実習Ⅰ
			化学実習Ⅱ
			生物学実習Ⅰ
			生物学実習Ⅱ
		外国語科目	英語Ⅰa
			英語Ⅰb
			英語Ⅱa
			英語Ⅱb
			英語Ⅱc
			ドイツ語Ⅰ
			ドイツ語Ⅱ
			フランス語Ⅰ
			フランス語Ⅱ
			中国語Ⅰ
			中国語Ⅱ
			基礎医学英語

		医学英語
		臨床英語
専門教育科目	基礎医学	情報処理
		保健体育Ⅰ
		保健体育Ⅱ
		医療入門(ケア・マインド教育)
		教養セミナーⅠ
		教養セミナーⅡ
		医学入門
		医学概論Ⅰ
		医学概論Ⅱ
		データサイエンス
		キャリア形成
		生体分子の構造と機能(Ⅰ)
		生体分子の構造と機能(Ⅱ)
		細胞の構造と機能
		人体の正常構造と機能
専門教育科目	社会医学	生体と微生物
		病因と病態
		人の死(法医学)
		免疫と生体防御
		生体と薬物
		生体と薬物Ⅰ
		生態と病害動物(寄生虫学)
		遺伝子と遺伝子異常
		特別講義
		基礎配属
		研究倫理
		衛生学
		公衆衛生学
		地域医療・地域保健Ⅰ
		地域医療・地域保健Ⅱ
専門教育科目	臨床医学	地域実習
		地域マインド教育Ⅰ
		地域マインド教育Ⅱ
		地域マインド教育Ⅲ
		地域マインド教育Ⅳ
		血液系
		代謝内分泌系
		感染・腫瘍免疫系
		循環器系
		呼吸器系
		消化器系
		神経系
		腎・泌尿器系
		特殊感覚系(耳鼻咽喉科・頭頸部外科)

		特殊感覚系(眼科)
		運動器系
		精神医学系
		生殖系
		リウマチ・膠原病系
		小児科学
		皮膚科学
		麻酔科学
		救急医学
		病理診断学
		臨床検査医学
		画像医学
		放射線治療
		リハビリテーション
		歯科口腔外科学
		形成外科学
		*看護体験実習
		医と法
		医療情報学
		個人情報
		緩和医療
		総合医療
		医療安全
		腫瘍内科学
		東洋医学
		病態栄養治療学
		IT 医療
		がんゲノム
		病棟実習Ⅰ
		病棟実習Ⅱ
		黒潮地域総合診療
		黒潮災害・救急
		臨床実習入門
		臨床実習
		臨床実習(選択制)

別表 2, 3 省略

和歌山県立医科大学学生懲戒規程

制 定 平成 27 年 3 月 31 日和医大規程第 90 号

最終改正 令和 3 年 12 月 1 日和医大規程第 71 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和歌山県立医科大学学則（平成 18 年 4 月 1 日和医大規則第 1 号）第 56 条及び和歌山県立医科大学大学院学則（平成 18 年 4 月 1 日和医大規則第 2 号）第 41 条の懲戒並びに和歌山県立医科大学助産学専攻科に関する規程（平成 20 年 2 月 22 日和医大規程第 107 号）第 12 条のうち賞罰に関し、必要な事項を定める。

(懲戒の種類)

第 2 条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 退学 退学させ、和歌山県立医科大学学則 26 条及び和歌山県立医科大学大学院学則第 21 条に規定する再入学は認めない。

(2) 停学 6 か月以内の有期停学又は無期停学とし、この間の登学及び本学学生としての活動を禁止する。

(3) 訓告 文書により注意を与え、戒める。

(その他の教育的措置)

第 3 条 学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として、口頭又は文書による嚴重注意を行うことがある。

(懲戒等の判断基準)

第 4 条 懲戒等の要否及び種類の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。
また、懲戒により学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果

(2) 故意又は過失の程度

(3) 被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度

(4) 他の学生及び社会に与える影響

(5) 過去の非違行為の有無

(6) 非違行為後の対応

2 懲戒の種類決定は、懲戒処分標準例（別表）によるものとする。ただし、個別の事案の内容によっては、これによらない場合もあるものとする。

3 懲戒処分標準例に掲げられていない非違行為は、懲戒処分標準例を参考に決定するものとする。

(調査委員会の設置)

第 5 条 学生部長は、学生の懲戒に該当する行為を知り得たときは、直ちに学長に報告するとともに、当該事案に関する調査を行うための学生懲戒調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

(調査委員会の組織)

第 6 条 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 学生部長が指名する学部教務学生委員会委員 若干名
- (3) その他学生部長が必要と認めたもの 若干名

2 調査委員会に委員長を置き、前項第(1)号の委員をもって充てる。

(謹慎)

第7条 学長は、当該事案が第2条第(1)号の退学又は同条第(2)号の停学に該当することが明白であると認めた場合は、懲戒処分決定前に謹慎を命ずることができるものとする。この場合、原則として謹慎期間は1か月を超えないものとする。

2 前項により謹慎を命じた場合は、登学及び本学学生としての活動を制限する。また、謹慎の期間は停学期間に算入できるものとする。

(調査)

第8条 調査委員会は非公開とし、慎重かつ速やかに当該事案にかかる事実調査を行うものとする。

2 調査委員会は、当該学生に対し、調査する旨を告知するものとする。

3 調査委員会は、当該学生又は関係者から事情若しくは意見を聴取し、必要と認める場合は、資料の提出を求めることができるものとする。

4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

5 調査委員会は、当該事案が医学部又は医学研究科の学生に関するものである場合は医学部教務学生委員会に、保健看護学部又は保健看護学研究科の学生に関するものである場合は保健看護学部教務学生委員会に、薬学部の学生に関するものである場合は薬学部教務学生委員会に、助産学専攻科の学生に関するもの及び複数の学部又は研究科の学生に関するものである場合は学生部委員会に速やかに調査結果を報告するものとする。

(懲戒案等)

第9条 学部教務学生委員会及び学生部委員会（以下「学部教務学生委員会等」という。）は、調査委員会の報告に基づき、当該事案を審議し、懲戒の可否及び懲戒案等を明記した報告書を作成し、学長に報告するものとする。

(学生の弁明)

第10条 学部教務学生委員会等は、当該学生に対し、処分案の内容を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。この場合において、当該学生が正当な理由なく口頭による弁明の場に出席しなかった場合又は弁明書を提出しなかった場合には、弁明する権利を放棄したものとみなす。

2 学部教務学生委員会等は、弁明に際し、当該学生から補助するもの（保証人、弁護士、通訳等を含む。）の同席について求めがあったときは、2名以内に限りこれを認めるものとする。

3 学部教務学生委員会等は、当該学生からの弁明が妥当であると判断した場合には、学長に報告するとともに、調査委員会に再調査を指示することができるものとする。

(懲戒の決定)

第11条 学長は、教授会、研究科委員会又は専攻科委員会及び教育研究審議会の審議を経て、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

(懲戒処分の通知等)

第12条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、学生及び学生の保証人に対し、懲戒処分の内容及びその

理由を文書により通知するものとする。ただし、社会人学生及び留学生の場合は当該学生への通知のみとする。

2 懲戒の発効の日は、当該学生が懲戒処分のお知らせを知り得た日とする。

3 第7条第2項の謹慎が適用されている場合で、決定した懲戒が停学の場合の発効日は、謹慎の初日とすることができる。

(懲戒の公示)

第13条 懲戒処分を行った場合は、学部、研究科又は専攻科、学年、懲戒の内容及びその理由を学内掲示板に1週間公示するものとする。

2 その他の教育的措置を行った場合は、学長が必要と判断する事案については、前号に準じて公示するものとする。

(懲戒に関する記録)

第14条 懲戒処分を行った場合は、その内容を学籍簿に記録するものとする。ただし、成績証明書及び推薦書等にはその内容を記載しないものとする。

(異議申立て)

第15条 懲戒処分を受けた学生は、当該処分に異議がある場合は、学長に対し、懲戒の発効日から30日以内に別記様式により異議申立てをすることができる。

2 学長は、再調査の必要があると認めたときは、学生部長に対して再度、調査委員会の設置を指示するものとする。この場合の調査等については、第5条から第10条に規定する手続きを経るものとする。

3 学長は、再調査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。

4 学長は、第2項の調査の結果、懲戒処分の減免の必要があると認めた場合は、第11条、第12条第1項及び第13条第1項を準用し、懲戒の決定、懲戒処分の通知、懲戒の公示を行うものとする。

5 異議申立ては、懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(無期停学の解除)

第16条 学部教務学生委員会等は、無期停学の発行日より6カ月を経過した後に、その解除が適当であると認めるときは、その解除を発議する。

2 無期停学の解除は、教授会、研究科委員会又は専攻科委員会及び教育研究審議会の審議を経て、学長が行う。

3 学長は、無期停学の解除を決定した場合は、当該学生に対し、文書により通知するものとする。

(懲戒処分と学籍異動等)

第17条 学長は、事案を既に確認している場合で、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に退学（自主退学）の願い出があったときは、この願い出を受理しないものとする。

2 学長は、停学中の学生から休学の願い出があった場合は、この願い出を受理しないものとする。

3 休学中の学生が停学処分となった場合は、当該学生の停学期間中の休学を認めないものとする。

4 停学期間は、在学期間に含めるものとする。

(逮捕・拘留時の取扱い)

第18条 学長は、学生が逮捕・拘留され、大学が本人に接見することができない状況であっても、懲戒処分が妥当であると判断した場合は、懲戒処分を行うことができるものとする。

(事務)

第 19 条 学生の懲戒に関する事務は、医学部又は医学研究科の学生に係る事案については学生課、保健看護学部、保健看護学研究科又は助産学専攻科の学生に係る事案については保健看護学部事務室、薬学部の学生に係る事案については薬学部事務室において処理する。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

別表(第4条関係)

懲戒処分標準例

区 分	非 違 行 為 の 種 類	懲 戒 の 標 準
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	痴漢行為(覗き見、盗撮その他の迷惑行為を含む。)	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学

	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は訓告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
飲酒	飲酒を強要し重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
研究活動	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を行った場合	退学、停学又は訓告
試験不正行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学又は訓告
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
その他の非違行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	人権侵害行為	退学、停学又は訓告

	セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等に当たる行為	退学、停学又は訓告
	ソーシャルメディアの不適正使用で悪質な場合	退学又は停学
	ソーシャルメディアの不適正使用	停学又は訓告
	本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為	退学、停学又は訓告
本学学則その他規程等に違反する行為		退学、停学又は訓告
その他学生としての本分に反する行為		退学、停学又は訓告

異議申立書

令和 年 月 日

和歌山県立医科大学学長 様

異議申立者 所属学部・研究科・専攻科
学 年
学籍番号
氏 名

下記のとおり異議を申し立てます。

記

異議申立てに係る処分等の内容

異議申立てに係る処分があったことを知った日

異議申立ての内容

異議申立ての理由

和歌山県立医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン

1. 目的

ソーシャルメディアを利用することにより、自由闊達な議論を行うことができ、また、発言や投稿を通じて社会参加することには、一定の意義が認められます。

しかしながら、ソーシャルメディアへの情報発信は、個人が自由に発言や投稿することで不特定多数の者が常時閲覧できる特性上、一個人としての意見であっても時には、反感・反発を招いたり、投稿者の安全が脅かされたり、その他多大な不利益が発生することがあります。また、不正確な情報等により、意図しないトラブル（いわゆる炎上を含む。）が発生し、結果的に本学の教職員及び学生（以下、構成員という。）としての品位を貶めたり、大学の信頼・名誉を失墜させたり、ついには大学運営に障害を生じさせることとなります。特に、大学の機密情報を個人が自由勝手に投稿するような状況になれば、即、大学運営が重大な危機を迎えることとなります。

和歌山県立医科大学の構成員としての自覚と責任を持った上で、ソーシャルメディアを適切に利用し、その有用性を十分に活用できるよう、構成員がソーシャルメディアを利用するに当たっての基本的な心構え・遵守事項をまとめたソーシャルメディア利用ガイドラインを策定するものです。

2. ソーシャルメディアとは

ソーシャルメディアとは、Line、Twitter、Facebook、YouTube、Instagram、ブログ、掲示板に代表される、インターネット上で利用者が情報を発信することにより形成されるサービスの総称をいいます。

3. 遵守事項・心構え

(1) 関係法令、学内諸規則等を遵守すること。

ソーシャルメディアの利用や情報発信にあたっては、国の法令、県・市町村の条例や本学の諸規則等を遵守してください。また、海外渡航中など国外においては、自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法を遵守してください。

(2) 基本的人権、プライバシー権、著作権、肖像権、商標権等を侵害しないこと。

情報発信に際して、読み手や受け取る側の基本的人権を侵害することは許されません。また、個性、多様性を尊重し、自身の考え方を押し付けず、異なる意見や考え方、生き方をお互いに認め合うコミュニケーションを取ってください。

また、個人情報登録・公開の際は各ソーシャルメディアの利用規約を十分に確認した上で、個人情報保護に留意願います。特に、第三者の特定に繋がるような情報を発信し、他人のプライバシーを侵害するようなことは絶対にしないでください。

さらに、情報発信に際しては、文書・画像・音楽・ブランドマーク・ソフトウェア・その他著作物等の取り扱いに注意するとともに、肖像権、商標権などの他人の権利や利益を不当に侵害することのないように関連する法令を遵守してください。

(3) 本学の一員として自覚と責任を持った行動をすること。

ソーシャルメディアを利用し、コミュニケーション活動を行う場合、社会全体から大学の構成員を代表したイメージで受け取られることを十分自覚してください。その上でその発信が本学組織の見解であるかのような誤解を招いたり、個人や大学の名誉を損なったりすることのないよう良識ある情報発信を行ってください。

- (4) 発信する情報は、事実に基づく正確な内容とすること。

一人ひとりの情報発信が社会に対して何らかの影響を与えることを十分に認識し、正確な情報を発信してください。

- (5) 発信者責任を自覚すること。

Twitter や Instagram 等で匿名登録していても必ず発信者は特定されます。また、公開範囲を限定していても思わぬ形で広がっていくこともあります。その責任は(発信者)本人が負うことになるので十分注意してください。

また、SNS 投稿後、自身が情報を削除しても、第三者が保存・アーカイブ化し、未来永劫、人物情報として利用されることがあります。個人情報以外にも行動履歴等から個人が特定される事例もあるので十分注意してください。

- (6) 誤った情報を発信した場合、直ちにそのことを認め、早急に訂正すること。

ネット上での情報拡散は想定を遙かに上回る速度です。誤った情報を放置するのではなく、早急な情報訂正が自分自身を守ることに繋がります。自分の発言が虚偽であった場合には、迅速にその誤りを訂正し、謝罪しましょう。

- (7) 他者(団体)の名誉を棄損する情報や誹謗中傷となる情報を発信しないこと。

他者の個性を尊重し、異なる思想や意志を認め合いましょう。感情的な情報発信は他者を傷つけてしまいます。また、人権尊重の基本理念や倫理に反する特定の個人や団体への誹謗中傷、差別的な内容、猥褻な内容の発言や投稿は、特定の法律に違反しない場合であっても許されるものではありません。これらの内容を含む表現を行わないようにしてください。

- (8) 発信者自身の個人情報も含めて、プライバシー保護に十分注意を払うこと。

個人情報を登録・公開する際は、各ソーシャルメディアの利用規約を十分に確認した上で、個人情報保護に留意願います。特に、第三者の特定につながるような情報を発信し、他人のプライバシーを侵害するようなことは絶対にしないでください。

また、最近は、Line や Twitter、Facebook でアカウントが乗っ取られるケースが増えています。発信者自身の住所、携帯番号、メールアドレス、クレジットカード等の個人情報等の取り扱いには十分注意しましょう。

- (9) 守秘義務のある情報を発信しないこと。

患者情報や研究成果、入試情報、財務情報や企業との共同研究に際して相手先企業から提供を受けた研究情報等、本学は様々守秘義務のある情報を保有していますので、これらの情報を発信してはいけません。また、学生にあつては、授業やサークル等で知り得た情報で守秘義務の対象となる場合は、発信してはいけません。

さらに、本学での業務や学修上知り得た情報が守秘義務の対象となることもあり、これらの情報の発信が懲戒処分の対象となることがありますので十分注意してください。

ただし、これらは「公益通報者保護法」に基づく情報発信を排除するものではありません。

- (10) 本学の正当な権利、利益、信頼、名誉を損なう恐れのある情報を発信しないこと。

和歌山県立医科大学に関連する内容で、本学の正当な権利、利益、信頼、名誉を損なう恐れのあるような情報を発信した場合、発信者を特定した上で、法的措置をとることがあります。例え個人的な情報

の発信であっても、そのことが本学の正当な権利、利益、信頼、名誉を損なうこととなった場合、発信者を懲戒処分とするとともに、内容によっては法的措置をとることがありますので、十分注意してください。

(11) 授業における情報倫理に反する行為をしないこと。

講義の受講にあたっては、情報倫理に反することのないよう、以下の行為を禁止します。

- ①授業を妨害する行為(遠隔授業等に対する不正アクセスや不適切な行為等を含む。)をすること。
- ②遠隔授業において、配布された URL、ミーティング ID やパスワードを他人と共有すること。
- ③授業で使用する音声ファイル、動画、画像ファイル、教材、資料などを許可なく録画や録音により保存し、他者に送付したり、SNS などインターネット上にアップロードしたりすること。
- ④授業担当教員や受講者の動画・画像や音声を許可なく録画や録音により保存したり、それらを SNS などインターネット上にアップロードしたりすること。
- ⑤受講者の氏名、年齢、学籍番号などの個人情報を SNS などインターネット上にアップロードしたり、外部に漏洩したりすること。
- ⑥授業担当教員や受講者について、SNS などで誹謗中傷したり、誤った情報を発信したりすること。

(12) その他公序良俗に反する情報を発信しないこと。

本学の構成員としての自覚を持ち、品位のある情報発信を行ってください。

4. ソーシャルメディアの利用によるトラブル事例

「3. 遵守事項・心構え」を守らないソーシャルメディアの安易な利用は、次のようなトラブルや結果を招くことになるので絶対にやらないでください。

①「今日は〇〇な患者さんがいた！」などの投稿(プライバシーの保護・機密情報の取扱い等)

→患者さんのプライバシーの侵害のみならず、本学の信用失墜にも繋がる行為です。後々投稿した本人が特定され、大学運営に大きな問題となります。

②未成年飲酒、公共交通機関の不正乗車、賭博麻雀、その他不正行為を告白(法令遵守等)

→そもそもこれらの行為は許されるものではありません。法的処分の対象になりうる他、学内でも処罰の対象となります。

③アルバイト先での機密情報を暴露(機密情報の取扱い等)

→企業に不利益を与えた場合、損害賠償を求められることとなります。

④「〇〇君は今日××で飲み会」など友人の情報や交友関係が無断で投稿(プライバシーの保護等)

→人間関係の悪化や思わぬトラブルを生むこととなります。

⑤ニュース等に対する偏った思想のつぶやき(誤った情報発信等)

→例えば個人的なページでの発信であっても、自分とは関係のない場所で取り上げられ、炎上・いやがらせなどの事態を招くことがあります。

⑥悪質なデマや不正確な情報の発信(正しい情報の発信等)

→軽い冗談のつもりでも、大きな社会問題となった事例もあります。ソーシャルメディアの情報伝播速度は投稿者の想定を遙かに超えるものであり、取り返しのつかない事態に陥るおそれがあります。

⑦学生自身が「学内でPCR検査を受けた。どうやら同学年で陽性者がいるのだろう。」と

Twitter でつぶやく行為(プライバシーの保護・機密情報の取扱い)

→自身の情報を発信しているつもりでもプライバシーの保護違反、本学の機密性、信頼を損なうこととなってしまうので、このような内容は発信しないでください。

⑧学生課等の事務局や授業担当教員から学生に対して発出された機密性のある文書をソーシャルメディアに投稿(機密情報の取扱い・本学の信頼を損なう恐れ)

→このような行為は本学の正当な権利、利益、信頼、名誉及び品位を損なうこととなり、懲戒処分の対象となりますので十分注意してください。

5. 違反行為に対する措置等

「和歌山県立医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン」を逸脱するような行為は、「和歌山県立医科大学学則」「公立大学法人和歌山県立医科大学職員懲戒規程」「懲戒処分の基準」「和歌山県立医科大学学生懲戒規程」等に基づき懲戒対象となる場合があります。

また、本学に所属する(所属した)一員によるソーシャルメディアでの活動において、何らかの係争に発展した場合、又は本学の正当な権利、利益、信頼、名誉及び品位が失われたと判断した場合、本学はそれらの価値を守り、社会的責任を果たす目的で、該当者のソーシャルメディア活動について調査することがあります。

また、本学一員(本学一員であった者)のソーシャルメディア活動により本学が何らかの係争に巻き込まれた場合や、何らかの被害を被った場合、当事者に損害賠償を求める場合があるので留意してください。

6. 相談・連絡先

万が一、個人情報漏えいや炎上などのトラブルが発生した場合、又はその恐れがある場合は、すぐに下記部署まで報告してください。

○教職員の方

- ・職員が所属する所属長
- ・危機対策室

○学生の方

- ・各学部担当課・担当事務室

和歌山県立医科大学医学部入学前の既修得単位等の認定に関する規程

制 定 平成 17 年 12 月 6 日和医大規程第 号
最終改正 平成 27 年 3 月 31 日 和医大規程第 82 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、和歌山県立医科大学学則（平成 18 年和医大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 18 条の規定に基づき、和歌山県立医科大学医学部（以下「本学部」という。）の第 1 年次に入学した者に係る入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第 2 条 入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。ただし、入学時に第 2 号から第 4 号までのうち、既に本学部提出している書類についてはその限りでない。

- (1) 既修得単位等認定申請書（別記様式）
- (2) 卒業証明書又は退学証明書
- (3) 成績証明書又は単位修得証明書
- (4) その他既修得単位等の認定に必要な書類

(認定基準)

第 3 条 既修得単位等の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定を受けようとする既修得科目は、本学部の当該授業科目の時間数と同等以上のものでなければならない。
- (2) 認定する授業科目及び単位は、本学部において現に開設している授業科目（講義を主とする授業科目に限る。）及びその単位数とする。

(認定方法)

第 4 条 既修得単位等の認定は、本学部の教務学生委員会（以下「教務学生委員会」という。）がその審査を行い、本学部の教授会の審議を経て学長が行う。

2 前項の教務学生委員会による審査は、当該授業科目担当教員の意見を聴いて行うものとする。

(成績評価等)

第 5 条 認定した授業科目の成績評価は、「認定」とし、その単位数とともに学籍簿に表示する。

2 認定結果については、申請者に通知する。

(既修得単位の認定限度)

第 6 条 学則第 18 条第 1 項及び第 2 項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、本学部において修得した単位以外のものについては、25 単位を超えないものとする。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第2条関係）

既 修 得 単 位 等 認 定 申 請 書

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

和歌山県立医科大学医学部医学科
学籍番号
氏 名

次のとおり本学入学前の既修得単位等の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

(単位を修得した大学の名称及び卒業等の年月)				
認定希望授業科目名	単位数	既 修 得 科 目 名	単位数	備 考

和歌山県立医科大学医学部における進級判定・卒業判定に対する異議申立てに関する規程

制 定 令和3年12月1日和医大規程第72号

(目的)

第1条 本規程は、和歌山県立医科大学医学部における進級判定・卒業判定に対する異議申立があった場合、進級判定・卒業判定の透明性を確保するため、その手続について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学生」とは、本学に在学している医学部生をいう。

(異議申立事由)

第3条 当該期の進級判定・卒業判定について、次の各号の一に該当する場合に限り異議を申し立てることができる。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) 教育要項や授業時間内での指示等により周知している進級判定・卒業判定の方法から、明らかに逸脱した評価であると思われるもの
- (3) その他異議申立てを行うにあたり合理的又は客観的な根拠があるもの

(異議申立手続)

第4条 学生は自らの進級判定・卒業判定に関して、異議がある場合は、判定結果の発表日から7日以内に「進級判定・卒業判定異議申立書」（別記様式1）により学長に異議を申し立てることができるものとする。

2 学長は、医学部教務学生委員会委員のうち学長が指名する複数の委員（以下「学長が指名する委員」という。）に当該異議申立てに係る事実関係の調査をさせるものとする。

3 学長が指名する委員は、申立て内容を確認し、必要に応じて当該学生、不合格科目担当教員（以下「担当教員」という。）に面談等を実施したうえで、担当教員に対し不合格理由に関する回答を求めるものとする。

4 学長が指名する委員は、担当教員からの回答内容を確認し、必要に応じて担当教員に面談を実施し成績評価が適正かを判断したうえで、その結果を学長に報告するものとする。

5 学長は、異議申立を認め進級判定・卒業判定が覆る場合は、教授会に意見を求めなければならない。

6 学長は、原則として、申立てのあった日から10日以内に「進級判定・卒業判定異議申立てに対する回答書」（別記様式2）により当該学生に回答するものとする。

7 異議申立てへの回答に対しての再異議申立ては認めない。

8 「進級判定・卒業判定異議申立書」の提出窓口及び「進級判定・卒業判定異議申立てに対する回答書」の交付窓口は学生課とする。

附則

- 1 この規程は、令和３年１２月１日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「和歌山県立医科大学医学部における進級判定・卒業判定に対する異議申立てに関する申し合わせ」（平成２７年６月１２日施行）を廃止する。

和歌山県立医科大学医学部・大学院医学研究科博士課程履修プログラム取扱内規

(目的)

第1条 和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）の医学部と大学院医学研究科において多様な博士課程履修プログラムを設け、旺盛なリサーチマインドを有する医学部生に対して早期に研究の機会を与えるとともに、学部教育、大学院教育及び卒後臨床研修を円滑に接続することで、日進月歩の医学医療に対応できる医学研究者を育成する。

(構成)

第2条 和歌山県立医科大学医学部・大学院医学研究科博士課程履修プログラムは、コース1（卒後順次型）、コース2（卒後並行型）、コース3（学部挿入型）、コース4（学部並行・卒後並行型）及びコース5（学部並行・卒後順次型）の5つのコースで構成する。

2 各コースの履修形態は、別図のとおりである。

(コース1・コース2)

第3条 コース1（卒後順次型）及びコース2（卒後並行型）により大学院医学研究科博士課程へ入学を希望する者は、和歌山県立医科大学大学院学則（平成18年和医大規則第2号。以下「大学院学則」という。）第19条各号（第7号を除く。）に該当する者とし、本学所定の博士課程募集要項に沿って受験しなければならない。

(コース3)

第4条 コース3（学部挿入型）により大学院医学研究科博士課程への入学を希望する者は、大学院学則第19条第7号に該当する者とし、本学所定の博士課程募集要項に沿って受験しなければならない。

(コース4・コース5における大学院準備課程)

第5条 コース4（学部並行・卒後並行型）及びコース5（学部並行・卒後順次型）において医学部で履修する大学院準備課程（以下「準備課程」という。）に登録できる者は、本学の医学部1年から4年終了時までの者とする。

2 準備課程への登録を希望する者は、別紙様式1「大学院準備課程登録申出書」により登録するものとする。

3 準備課程において所属可能なコースは、別表に定めるものとする。

この場合において、別紙様式2により予め担当指導教員の同意を得るものとする。

4 準備課程の履修開始時期については、毎年度4月又は10月とし、それに先立って第2項の規定に基づく登録を行うものとする。

5 準備課程への登録及び準備課程期間中の経費は、実費負担を要する場合を除き無料とする。

(準備課程の修学条件)

第6条 準備課程に登録した者は、医学部在学期間中に次の各号に掲げる修学条件を全て満たさなければならない。

(1) 担当指導教員の研究指導に基づく論文(原著論文1編以上、共著可、和文・英文でも可)が医学研究科委員会の審査に合格すること。

(2) 大学院医学研究科共通科目講義(博士・修士課程共通)又は大学院特別講義(博士・修士課程共通)へ10回以上出席すること。

2 前項第2号の出席に際しては、別紙様式3「履修時間記録表」に講義担当者の押印を受けるものとする。この場合において、当該履修記録については、博士課程入学後講義に出席したものとして取り扱うものとする。

3 第1項第2号に掲げる講義は、医学部講義の日時と重複しないよう配慮するものとする。

4 医学研究科委員会は、別紙様式4による申請に基づき、第1項の規定による修学条件を達成したかについて判定し、認められた者に対して大学院準備課程修学証明書(別紙様式5)を交付する。

(コース4・コース5における大学院医学研究科博士課程入学条件)

第7条 コース4(学部並行・卒後並行型)及びコース5(学部並行・卒後順次型)における大学院医学研究科博士課程への入学条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本学医学部を卒業又は卒業見込みの者で、前条第4項の規定による大学院準備課程の修学を認められるか又は認められる見込みであること。

(2) 学則第20条の規定による本学博士課程入学試験に合格すること。

2 コース4又はコース5の学生は、博士課程入学試験のうち外国語試験については、準備課程期間中に受験できるものとする。この場合において、受験料は要しない。

3 前項の外国語試験合格者に対して外国語試験合格証明書(別紙様式6)を交付する。

(コースの辞退)

第8条 コース4及びコース5における準備課程に登録した学生は、準備課程の修学を辞退することができる。

2 辞退する場合には届出(別紙様式7)を行わなければならない。

(大学院医学研究科博士課程修了の要件)

第9条 各コースの大学院医学研究科博士課程の修了要件は、大学院学則第26条のとおりとする。

(大学院医学研究科博士課程の早期修了の要件)

第10条 各コースの大学院医学研究科博士課程の早期修了の要件は、和歌山県立医科大学学位規程施行細則（平成17年4月1日制定。以下「細則」という。）第20条及び第21条に規定する要件とし、細則第21条前段の論文は、次の各号に掲げる要件とする。

- (1) コース1、コース2及びコース3については、英文論文（筆頭著者合計も可）のインパクトファクター（I F）が申請時3以上であること。
- (2) コース4及びコース5については、英文原著論文（筆頭・査読有り）があること。

(学長への委任)

第11条 この内規に定めることのほか、本履修プログラムの管理運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

別紙様式1～7省略

<和歌山県立医科大学医学部・大学院医学研究科博士課程履修プログラム>

コース 1 (卒後順次型)

1	2	3	4	5	6	→	初期	初期	D1	D2	D3	<u>D4</u>
---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	-----------

コース 2 (卒後並行型)

1	2	3	4	5	6	→	初期	初期		
							D1	D2	D3	<u>D4</u>

コース 3 (学部挿入型)

1	2	3	4	D1	D2	D3	<u>D4</u>	5	6
---	---	---	---	----	----	----	-----------	---	---

④ コース 4 (学部並行・卒後並行型)

1	2	3	4	5	6	→	初期	初期		
大学院準備課程							D1	D2	D3	<u>D4</u>

⑤ コース 5 (学部並行・卒後順次型)

1	2	3	4	5	6	→	初期	初期	D1	D2	D3	<u>D4</u>
大学院準備課程												

<注>

- (1) 1～6は医学部の学年、D1～D4は大学院の学年を示す。
- (2) 初期は初期臨床研修の略。
- (3) 大学院準備課程は、医学部1年～4年終了時まで登録。
- (4) いずれのコースも早期修了要件を満たせばD3で大学院修了。

和歌山県立医科大学の気象警報発令時の授業等の取扱いに関する申合せ

平成16年11月26日評議会報告

最終改正 平成26年 9月17日

- 1 この申し合わせ事項は、和歌山市に暴風警報又は特別警報（以下「警報」という。）が発令された場合の授業及び試験の取扱いについて定める。
- 2 警報が午前7時現在発令中又は午前7時から午前8時50分までの間に発令された場合は、第1時限、第2時限及び第3時限の授業は休講とし、試験は延期する。
- 3 前項に定める警報が、午前11時現在において引き続き発令中の場合は、その日の全ての授業は休講とし、試験は延期する。
- 4 警報が午前8時50分以降発令された場合は、学部長が指示する。
- 5 前項に定める場合における学外での実習は、前項の規定にかかわらず、当該実習の担当教員の指示によるものとする。
- 6 休講となった授業の補講及び延期された試験の実施については、学部長が決定する。
- 7 この申し合わせ事項の実施に関し必要な事項については、学部長が別に定める。

附 則

この申し合わせは、平成16年11月26日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成26年 9月17日から施行する。

教育要項

気象警報発令時の授業及び試験について

和歌山市に暴風警報又は特別警報（以下「警報」という。）が発令された場合の取扱い

- (1) 警報が午前7時現在発令中又は午前7時から午前8時50分までの間に発令された場合は、第1時限、第2時限及び第3時限の授業は休講とし、試験は延期する。

また、発令された警報が、午前11時現在において引き続き発令中の場合は、その日の全ての授業は休講とし、試験は延期する。

- (2) 警報が午前8時50分以降発令された場合は、医学部長が指示する。

※ なお、学外での実習は、上記にかかわらず、当該実習の担当教員の指示によるものとする。

公立大学法人和歌山県立医科大学における授業料その他の費用に関する規程

制 定 平成 18 年 4 月 1 日和医大規程第 30 号

最終改正 令和 2 年 10 月 23 日和医大規程第 47-2 号

(趣旨)

第 1 条 公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）における授業料その他の費用に関しては、学則及び他の法令に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料、入学金及び検定料の額)

第 2 条 法人において徴収する授業料、入学金及び検定料の額は、別表のとおりとする。

- 2 大学入学共通テストの成績及び出願書類等による選抜（以下「共通テスト等による選抜」という。）並びに和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）の個別学力検査等による選抜（以下「個別選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第 1 項にかかわらず、共通テスト等による選抜に係る額は 4,000 円とし、個別選抜に係る額は 13,000 円とする。
- 3 共通テスト等による選抜及び個別選抜のうち一方を第 1 段階選抜として実施し、その合格者のみを対象に他方を第 2 段階選抜として実施する場合、出願書類等の提出時に両方の選抜に係る検定料の額を合わせて徴収し、うち第 1 段階選抜の不合格者に対しては、第 2 段階選抜に係る検定料の額を返還するものとする。
- 4 本学大学院（以下「大学院」という。）に在学する学生のうち、その標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り授業料の年額にその標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。なお、授業料の年額が定められた長期履修学生が長期在学期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて算出した授業料の年額に当該長期履修学生が在学した期間の年数（その期間に 1 年に満たない端数があるときは、1 年）を乗じて得た額から当該長期履修学生が在学した期間（学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、前条の規定にかかわらず、納入通知書により理事長が指定する日までに納めなければならない。
- 5 医学部、保健看護学部及び薬学部への転学、編入学又は再入学に係る入学金及び検定料の額は、第 1 項の規定によるものとする。
- 6 大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条第 1 項ただし書きの規程により、大学院の修士課程を修了し、2 年以内に大学院の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 7 大学院の修士課程を修了し、2 年以内に引き続き大学院の博士課程に進学する者については、第 1 項に規定する入学金及び検定料を徴収しないものとする。

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の二期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、授業料の2分の1の額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月、後期にあつては11月に徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、大学院研究生にあつては、入学時に1年分の授業料を徴収するものとする。

(入学金の徴収方法)

第4条 入学金は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第5条 検定料は、入学、転学、編入学、若しくは再入学又は論文博士外国語試験の出願を受理するときに徴収するものとする。

(学位審査手数料及び大学院博士研究員登録手数料)

第6条 学位審査及び大学院博士研究員登録にかかる手数料は次のとおりとする。

学位審査	1件につき 100,000円
大学院博士研究員登録	1件につき 12,000円

2 学位審査手数料及び大学院博士研究員登録手数料は、当該審査の申請が受理されたときに納付しなければならない。

3 既納の学位審査手数料及び大学院博士研究員登録手数料は返還しない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、その他法人の費用に関しては、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成10年度以前に入学した者の授業料は、第2条第1項の規定にかかわらず当該入学年度の授業料の額とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 本学の大学院修士課程を終了し、平成25年度大学院保健看護学研究科博士後期課程入学試験を受験する者については、第2条第1項に規定する入学金及び検定料を徴収しないものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 23 日から施行する。

(別 表)

区 分	授 業 料	入学金	検定料
医学部 、保健看 護学部 及び薬 学部	学生 1 人年額 535,800 円 研究生 1 人年額 120,000 円 研修生 1 人年額 120,000 円 聴講生 1 単位につき 14,800 円 特別聴講学生 1 単位につき 14,800 円 科目等履修生 1 単位につき 14,800 円	県内生 1 人282,000 円 医学部県外生 1 人752,000 円 保健看護学部県外生 1 人423,000 円 薬学部県外生 1 人564,000 円	1 人につき 17,000 円
大学院	学生 1 人年額 535,800 円 大学院研究生(甲) 1 人年額 120,000 円 大学院研究生(乙) 1 人年額 375,600 円 聴講生 1 単位につき 14,800 円 特別聴講学生 1 単位につき 14,800 円 特別研究学生月額 29,700 円	1 人282,000 円	1 人につき 30,000 円
専攻科	学生 1 人年額 535,800 円	学内、県内 1 人169,200 円 県外 1 人253,800 円	1 人につき 18,000 円
論文博 士			外国語試験 1 人につき 10,000 円

備考

- 1 研究生及び研修生の授業料については、入学時に月単位で徴収できるものとし、月額を 10,000 円とする。
- 2 大学院の特別聴講学生又は特別研究学生（以下「特別学生」という。）の授業料については、大学院と他の大学院との相互単位互換又は特別研究学生交流に関する協議により、大学院が受け入れる特別学生の授業料と他の大学院が受け入れる特別学生に類する学生の授業料とを相互に徴収しない旨定めた場合は、徴収しない。

- 3 大学院の研究生（甲）のうち、入学時において、公的医療機関等に常時勤務する者の授業料については、次に掲げる当該公的医療機関等の所在地の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
- (1) 新宮市、西牟婁郡又は東牟婁郡 1人につき年額 50,000 円
 - (2) 和歌山県内（(1)に掲げる地域を除く。） 1人につき年額 80,000 円
- 4 本学の特別聴講学生の授業料については、本学と他の大学(短期大学を含む。以下この備考において同じ。)との相互単位互換に関する協議により、本学が受け入れる特別聴講学生の授業料と他の大学が受け入れる特別聴講学生に類する学生の授業料とを相互に徴収しない旨定めた場合は、徴収しない。
- 5 「県内生」とは入学を許可された者のうち、その者を扶養する義務者が県内にし、かつ、次の基準に適合する要件を備えているものをいい、「県外生」とはその他のものをいう。
- (1) 入学日現在における入学を許可された者の扶養義務者が、入学日以前3年間引き続き和歌山県内に居住していること。
 - (2) 前号に該当しない者であっても理事長において、実質上前号の場合に相当すると認める者
- 6 専攻科における入学金の区分は入学を許可された者のうち、「学内」とは本学を卒業した者、「県内」とは勤務地又は住所地が入学以前3年間引き続き和歌山県内に存する者、「県外」とはその他の者をいう。

和歌山県立医科大学修学奨学金（臨床研修者用）貸付事務取扱要領

制 定 平成18年8月29日

最終改正 平成23年2月22日

（目的）

第1条 この要領は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）卒業後、本学において、臨床研修（以下「研修」という。）をする意思のある学生に対する修学奨学金（以下「貸付金」という。）の貸付けに関する事項を定め、もって将来の和歌山県の医学、医療の発展に貢献することを目的とする。

（貸付対象者）

第2条 貸付対象者は、卒業後本学において2年間の研修を行う意思のある本学医学部6年生とする。

（貸付人員）

第3条 貸付人員は、本学医学部定員の2割程度を限度とする。（ただし、予算の範囲内）

（貸付金額等）

第4条 貸付金額は、月額100,000円を限度とし、貸付金を希望する者（以下「申請者」という。）の選択により下記の金額を貸し付ける。

（1） 月額 50,000円

（2） 月額 100,000円

2 貸付利率は、無利子とする。

3 貸付方法は、貸付決定者本人の希望口座に毎月末振り込むものとする。ただし、事務の都合上2か月分以上合わせて振り込むことがある。

（募集及び貸付期間）

第5条 貸付金の募集は毎年度4月に行い、貸付期間は4月から翌年3月までの12か月間とする。ただし、追加募集を行う場合、貸付期間は募集月の翌月から翌年3月までとする。

（貸付金の申請）

第6条 申請者は、次の申請書類を理事長に提出しなければならない。

（1） 貸付金申請書 （様式1）

（2） 貸付金申請理由書 （様式2）

（3） 誓約書 （様式3）

（4） 保証人の印鑑証明書

（保証人）

第7条 貸付金の申請に際しては、貸付金返還の支払責任を負うことのできる成年者の保証人1名を要する。

2 保証人は、貸付金を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、貸付けを受けた者が返還できない場合（貸付けを受けた者の死亡による場合を含む。）はその者の代わりに貸付金を返還する。

3 保証人は、貸付金申請書に署名するものとする。

（選考及び貸付けの決定）

第8条 理事長は、第6条の規定による申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付けの適否について決定する。

2 理事長は、前項の規定により貸付けの適否を決定したときは、貸付金貸付決定通知書（様式4）により申請者に通知する。

（借用証書）

第9条 貸付金の貸付けを受ける者は、貸付金貸付借用証書（様式5）に収入印紙をちょう付して理事長に提出しなければならない。

（貸付けの決定の取消し及び貸付けの休止）

第10条 理事長は、貸付金の貸付けを受けている者（以下「修学奨学生」という。）が貸付期間において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けの決定を取り消すものとする。

（1）退学（死亡、心身の故障による退学を含む。）したとき。

（2）本学で研修を行う意思がなくなったことにより、貸付けを辞退したとき。

（3）性行又は学業が著しく不良となったと認められるとき。

（4）その他目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 理事長は、修学奨学生が大学を休学しているときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで貸付金の貸付けを休止する。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた貸付金があるときは、その貸付金は、当該修学奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分に充てることができる。

3 理事長は、前2項の規定に基づき貸付けの決定を取り消し、又は貸付けを休止するときは、貸付金貸付取消通知書（様式6）又は貸付金貸付休止通知書（様式7）により当該貸付けの決定を取り消し、又は貸付けを休止する修学奨学生に通知するものとする。

4 理事長は、修学奨学生が大学に復学したときは、貸付金の貸付けを再開し、修学金貸付再開通知書（様式8）により修学奨学生に通知するものとする。

（貸付金の返還）

第11条 修学奨学生は、医師免許を取得後、直ちに本学において研修を開始しなければならない。

2 貸付金は、修学奨学生が医師免許取得後本学において研修を開始した月の翌月から2年間で返還するものとする。

- 3 貸付金の返還は、原則均等月賦とし、指定した日までに支払うものとする。
- 4 貸付金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の全額と貸付けを受けた日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ、年10%の利息を付けて、当該事由が生じた日の属する月の翌月末までに一括返還しなければならない。
 - (1) 本学で研修しないとき。
 - (2) 研修を中止したとき。
 - (3) 医師免許を取得しないとき。
 - (4) 卒業後2年以内に医師免許を取得できなかったとき。
 - (5) 貸付金の最終振込月から1年以内に本学学部を卒業できなかったとき。
 - (6) 前条の規定により貸付けの決定を取り消されたとき。

(返還期限の延長)

- 第12条 理事長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する貸付金の返還期限を延長することができる。
- 2 前項の規定により貸付金の返還期限の延期を求めようとする者は、貸付金返還期限延期申請書(様式9)を理事長に提出しなければならない。

(延滞利息)

- 第13条 貸付金の貸付けを受けた者が、貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき金額に年14.6%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めたときはこの限りではない。

(貸付金の返還の猶予)

- 第14条 貸付金の貸付けを受けた者が、次の各号に該当するときは、その事由が継続する間は貸付金の返還を猶予する。
- (1) 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。
 - (2) 医師免許を取得できなかったとき。ただし、返還猶予期間は最長2年とする。
 - (3) 育児休業の間
 - (4) 本学大学院に進学したとき。ただし、標準修業年限を越えての猶予はできない。
 - (5) その他理事長が認めたとき。
- 2 前項の規定により返還の猶予を受けようとする者(以下「返還猶予申請者」という。)は、貸付金返還猶予申請書(様式10)に前項各号に該当する事実を証する書面を添えて理事長に提出しなければならない。
 - 3 理事長は、前項の貸付金返還猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、書面によりその諾否を返還猶予申請者に通知するものとする。

(届出)

- 第15条 貸付金の貸付けを受けた者で貸付金の返還が完了していない者は、次の各号の

いずれかに該当するときは、届出書（様式１１）にその該当する事実を証する書面を添えて３０日以内に理事長に届け出なければならない。

（１）氏名又は住所を変更したとき。

（２）大学又は大学院を退学したとき。

（３）研修を中止したとき。

（４）大学又は大学院における修学、研修の修了に耐えられない程度の心身の故障を生じたとき。

（５）保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは破産の宣告を受けたとき。

（６）本学卒業後、２年以内に医師免許を取得できなかったとき、又はしなかったとき。

２ 保証人は、貸付金の貸付けを受けた者が死亡したときは、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

（補足）

第１６条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成１８年８月２９日から施行する。

附 則

この要領は、平成２２年２月２３日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年２月２２日から施行する。

和歌山県立医科大学修学奨励金（基礎医学研究者用）貸付事務取扱要領

制 定 平成18年8月29日

最終改正 令和 3年3月29日

（目的）

第1条 この要領は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）卒業後、本学において、基礎医学研究（以下「研究」という。）に従事する意思のある学生に対する修学奨励金（以下「貸付金」という。）の貸付けに関する事項を定め、もって本学の研究の奨励に寄与することを目的とする。

（貸付対象者）

第2条 貸付対象者は次の者とする。

- （1）卒業後、本学基礎医学教室において研究に従事する意思のある本学医学部6年生
- （2）卒業後、本学基礎医学教室において研究に従事する意思のある本学保健看護学部4年生
- （3）卒業後、本学基礎医学教室において研究に従事する意思のある本学薬学部6年生

（貸付人員）

第3条 貸付人員は、若干名とする。（ただし、予算の範囲内）

（貸付金額等）

第4条 貸付金額は、月額100,000円を限度とし、貸付金を希望する者（以下「申請者」という。）の選択により下記の金額を貸付ける。

- （1） 月額 50,000円
- （2） 月額 100,000円

2 貸付利率は、無利子とする。

3 貸付方法は、貸付決定者本人の希望口座に毎月末振り込むものとする。ただし、事務の都合上2か月分以上合わせて振込むことがある。

（募集及び貸付期間）

第5条 貸付金の募集は毎年度4月に行い、貸付期間は4月から翌年3月までの12ヶ月間とする。ただし、追加募集を行う場合、貸付期間は募集月の翌月から翌年3月までとする。

（貸付金の申請）

第6条 申請者は、次の申請書類を理事長に提出しなければならない。

- （1）貸付金申請書 （様式1）
- （2）貸付金申請理由書 （様式2）
- （3）誓約書 （様式3）
- （4）基礎医学教室主任教授推薦書（様式4）
- （5）保証人の印鑑証明書

(保証人)

第7条 貸付金の申請に際しては、貸付金返還の支払責任を負うことのできる成年者の保証人1名を要する。

2 保証人は、貸付金を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、貸付を受けた者が返還できない場合（貸付を受けた者の死亡による場合を含む。）はその者の代わりに貸付金を返還する。

3 保証人は、貸付金申請書に署名するものとする。

(選考及び貸付の決定)

第8条 理事長は、第6条の規定による申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付適否について決定する。

2 理事長は、前項の規定により貸付の適否を決定したときは、貸付金貸付決定通知書（様式5）により申請者に通知する。

(借用証書)

第9条 貸付金の貸付けを受ける者は、貸付金貸付借用証書（様式6）に収入印紙を貼付して理事長に提出しなければならない。

(貸付の決定の取消し及び貸付の休止)

第10条 理事長は、貸付金の貸付けを受けている者（以下「修学奨学生」という。）が貸付期間において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けの決定を取り消すものとする。

（1）退学（死亡、心身の故障による退学を含む。）したとき。

（2）本学で研究を行う意思がなくなったことにより、貸付けを辞退したとき。

（3）性行又は学業が著しく不良となったと認められるとき。

（4）その他目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 理事長は、修学奨学生が大学を休学しているときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで貸付金の貸付を休止する。この場合において、これらの月の分として既に貸付された貸付金があるときは、その貸付金は、当該修学奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分に充てることができる。

3 理事長は、前2項の規定に基づき貸付の決定を取り消し、又は貸付を休止するときは、貸付金貸付取消通知書（様式7）又は貸付金貸付休止通知書（様式8）により当該貸付の決定を取り消し、又は貸付を休止する修学奨学生に通知するものとする。

4 理事長は、修学奨学生が大学に復学したときは、貸付金の貸付を再開し、修学金貸付再開通知書（様式9）により修学奨学生に通知するものとする。

(貸付金の返還)

第11条 修学奨学生は、本学学部卒業後、直ちに本学基礎医学教室において研究を開始しなければならない。

2 貸付金は、修学奨学生が本学基礎医学教室において研究を開始した月の翌月から5年

間で、返還するものとする。

3 貸付金の返還は、原則均等月賦とし、指定した日までに支払うものとする。

4 貸付金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の全額と貸付けを受けた日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ、年10%の利息を付けて、当該事由が生じた日の属する月の翌月末までに一括返還しなければならない。

- (1) 本学基礎医学教室で研究を開始しなかったとき。
- (2) 本学基礎医学教室での研究を中止したとき。
- (3) 貸付金の最終振込月から1年以内に本学学部を卒業できなかったとき。
- (4) 前条の規定により貸付けの決定を取り消されたとき。

(返還期限の延長)

第12条 理事長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する貸付金の返還期限を延長することができる。

2 前項の規定により貸付金の返還期限の延期を求めようとする者は、貸付金返還期限延期申請書(様式10)を理事長に提出しなければならない。

(延滞利息)

第13条 貸付金の貸付けを受けた者が、貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき金額に年14.6%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めたときはこの限りではない。

(貸付金の返還の猶予)

第14条 貸付金の貸付けを受けた者が、次の各号に該当するときは、その事由が継続する間は貸付金の返還を猶予する。

- (1) 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。
- (2) 育児休業の間
- (3) 本学大学院に進学したとき。ただし、標準修業年限を越えての猶予はできない。
- (4) 本学大学院研究生として研究を開始したとき及び本学基礎医学教室において教職に就いたとき。ただし、返還猶予期間はいずれも通算5年とする。
- (5) 本学附属病院において臨床研修を受けている2年間。

なお、本学医学部卒業後、医師免許を取得できるまで1年間は返還を猶予できる。

- (6) その他理事長が認めたとき。

2 前項の規定により返還の猶予を受けようとする者(以下「返還猶予申請者」という。)は、貸付金返還猶予申請書(様式11)に前項各号に該当する事実を証する書面を添えて理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の貸付金返還猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、書面によりその諾否を返還猶予申請者に通知するものとする。

(返還債務の免除)

第15条 理事長は、貸付金の貸付けを受けた者が、次の各号に該当するときは、貸付金の返還債務を免除することができる。

(1) 本学基礎医学教室において教職に就き5年以上在職したとき。

(2) その他理事長が認めたとき。

2 前項の規定による貸付金の返還債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書(様式12)を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の返還免除申請書の提出があったときは、これを審査し、貸付金返還免除決定通知書(様式13)によりその諾否を返還免除申請者に通知するものとする。

(届出)

第16条 貸付金の貸付けを受けた者で貸付金の返還が完了していない者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(様式14)にその該当する事実を証する書面を添えて30日以内に理事長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 大学又は大学院を退学したとき。

(3) 研究を中止したとき。

(4) 大学又は大学院における修学、研究の修了に耐えられない程度の心身の故障を生じたとき。

(5) 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は、保証人が死亡したとき、若しくは破産の宣告を受けたとき。

(6) 本学で研究を開始できなかったとき、又はしなかったとき。

2 保証人は、貸付金の貸付けを受けた者が死亡したときは、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

(補足)

第17条 この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成18年8月29日から施行する。

附則

この要領は、平成22年2月23日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式1～14省略

和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金給付事務取扱要領

制 定 平成23年1月25日

(目的)

第1条 この要領は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）を卒業後、和歌山県内の医療機関等に就業する意思のある本学医学部生に対し、和歌山県立医科大学医学部学生支援奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(給付対象者)

第2条 給付対象者は次の各号に該当する者とする。ただし、平成20年度以降に地域医療枠で入学者した者については除く。

- (1) 経済的理由等により学業に専念できない状況にあると認められる者
- (2) 本学で2年間の卒後臨床研修を終えた後、県内の医療機関等において、奨学金の給付を受けた期間の2分の3に相当する期間（本学での卒後臨床研修2年間を含む。）を医師（医学研究者を含む。）として就業する意思のある者
- (3) 品行方正で学業成績が優秀な者又は学業成績の向上が見込まれる者

(給付対象人員)

第3条 給付対象人員は、各学年2名を限度とする。

(給付金の額等)

第4条 給付金額は、月額50,000円とする。

- 2 年間の給付金額は、4月から翌年3月までの12か月分とする。
- 3 給付方法は、給付の決定を受けた者の指定する銀行口座に、4月分から9月分までは5月までに、10月分から3月分までは、10月までに振り込む。
- 4 給付期間は、給付対象者が第2条に該当する限り、本学を卒業するまでの間とする。

(募集)

第5条 奨学金の募集は、毎年度2月に行うものとする。

- 2 募集の対象となる者は、新年度新たに3年生に進級する者とする。

(奨学金の申請)

第6条 奨学金の給付を受けようとする者（以下、「給付申請者」という。）は、次の申請書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金申請書 (様式1)
- (2) 奨学金申請理由書 (様式2)
- (3) 誓約書 (様式3)
- (4) 身上調書 (様式4)
- (5) 保証人の印鑑証明書

(保証人)

第7条 奨学金の申請に際しては、奨学金返還の支払責任を負うことのできる成年者の保証人1名を要する。

- 2 保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものとし、奨学生が返還できない場合はその者の代わりに奨学金を返還する。

3 保証人は、奨学金申請書に署名するものとする。

(選考及び給付の決定)

第8条 理事長は、第6条の規定による申請書類の提出があったときは、医学部教務学生委員会において審査の上、給付の適否について決定する。

2 理事長は、前項の規定により給付の適否を決定したときは、奨学金給付決定通知書(様式5)により給付申請者に通知する。

(給付の中止)

第9条 理事長は、奨学金の給付を受けている者(以下「奨学生」という。)が給付期間において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、給付を中止するものとする。

(1) 退学(死亡、心身の故障による退学に限る。)したとき。

(2) 休学したとき。

(3) 進級(初回に限る。)又は卒業できなかったとき。

(4) 給付を辞退したとき。

(5) その他、理事長が中止を必要と認めたとき。

2 理事長は、奨学生が大学を休学しているときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで奨学金の給付を中止する。この場合において、これらの月の分として既に給付された奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分に充てることができる。

3 理事長は、前項の規定に基づき給付を中止するときは、奨学金給付中止通知書(様式6)により当該給付を中止する奨学生に通知するものとする。

4 理事長は、奨学生が大学に復学したときは、奨学金の給付を再開し、奨学金給付再開通知書(様式7)により奨学生に通知するものとする。

(給付の決定の取消し)

第10条 理事長は、奨学生が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、給付の決定を取り消すものとする。

(1) 奨学金の給付を受けた期間の2分の3に相当する期間、県内の医療機関等に医師(医学研究者を含む。)として就業しないことが判明したとき。

(2) 卒業後2年以内に医師免許を取得できなかったとき。

(3) 医師免許を取得しないことが判明したとき。

(4) 退学(死亡、心身の故障による退学を除く。)したとき。

(5) 進級(2回目)できなかったとき

(6) 品行又は学業が著しく不良となったと認められるとき。

(7) その他理事長が返還を必要と認めたとき。

2 理事長は、前項の規定に基づき給付の決定を取消したときは、奨学金給付取消通知書(様式8)により奨学生に通知するものとする。

(奨学金の返還)

第11条 奨学金の給付を受けた者が、前条の規定により給付の決定を取り消された者は、その日から1年以内に奨学金の全額を返還するものとする。

(返還期限の延長)

第12条 理事長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する奨学金の返還期限を延長することができる。

2 前項の規定により奨学金の返還期限の延期を求めようとする者は、奨学金返還期限延長申請書(様式9)を理事長に提出しなければならない。

(延滞利息)

第13条 奨学生が、奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき金額に年14.6%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めたときはこの限りではない。

(奨学金の返還の猶予)

第14条 奨学生が、次の各号に該当するときは、その事由が継続する間は奨学金の返還を猶予する。

(1) 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(2) 育児休業の間

(3) その他理事長が返還の猶予を必要と認めたとき。

2 前項の規定により返還の猶予を受けようとする者(以下「返還猶予申請者」という。)は、奨学金返還猶予申請書(様式10)に前項各号に該当する事実を証する書面を添えて理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の奨学金返還猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、書面によりその諾否を返還猶予申請者に通知するものとする。

(給付の終了)

第15条 奨学金は、寄付金を財源とすることから、寄付の受入に関する状況の変化により、給付を中止せざるを得ない事態が生じた場合は、第4条第4項の規定に関わらず給付を終了する。

附 則

この要領は、平成23年1月25日から施行する。

附 則

この要領の施行後初めて行う第5条第1項の規定による奨学金の募集は、同条第2項の規定にかかわらず、募集の対象となる者は、新年度新たに3年生又は4年生に進級する者とする。

和歌山県立医科大学の校章に関する規程

制 定 平成19年 1 月 23 日 和医大規程第 4 号

第 1 条 この規程は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）の校章について定めるものとする。

第 2 条 本学の校章は、別図のとおりとする。

第 3 条 この規程に定めるもののほか、校章の使用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年 1 月 23 日から施行する。

別図



（参考）医聖・華岡青洲が全身麻酔薬として用いた「痛仙散」の主成分であるマンダラゲ（チョウセンアサガオ）の花と「医」の文字を図案化したもの。

和歌山県立医科大学の校章使用規程

制 定 平成19年1月23日和医大規程第5号

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学の校章に関する規程第3条の規定に基づき、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）の校章の使用等について必要な事項を定める。

第2条 本学（学生団体を含む。）は、品位を損なわないよう配慮し、広く校章を使用するものとする。

第3条 本学以外の者が校章を使用する場合は、別紙様式により学長に願い出て許可を得なければならない。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、校章の使用を許可しないものとする。

(1) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。

(2) その他校章の使用目的及び使用方法等が不適当なとき。

この規程に定めるもののほか、校章の使用等に関し必要な事項は、別に定める。

第4条 校章に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年1月23日から施行する。

別紙様式

和歌山県立医科大学校章使用申請書

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

申請者

住所

氏名（団体の場合は代表者名）

和歌山県立医科大学の校章を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

項 目	内 容	備 考
使 用 目 的		
使 用 方 法		
使 用 期 間		
使 用 責 任 者		
そ の 他		

和歌山県立医科大学医学部福利厚生棟管理規程

制 定 平成10年 9月 1日和医大規程第 3号
最終改正 平成22年11月10日和医大規程第50号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学医学部福利厚生棟（以下「福利厚生棟」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 福利厚生棟は、学生、教員、職員の交流を通じて人間関係を密にし、併せて自主的学習と福利厚生
の推進を図るものとする。

(管理責任者)

第2条 福利厚生棟の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、医学部長とする。

(使用者の範囲)

第3条 福利厚生棟は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）の学生、教員、職員その他管理責任者が特に認める者が使用することができる。

(休館日)

第4条 福利厚生棟の休館日は、次のとおりとする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(開館時間)

第5条 福利厚生棟の開館時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(遵守事項)

第6条 福利厚生棟を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 室内の整理整頓、消灯、戸締まり等を確実に行うこと。
- (3) 施設、設備及び備品等を用途以外に使用し、破損し、又は亡失しないこと。
- (4) 熱器具類は、持ち込まないこと。
- (5) 電気、空調及び火気の後始末を確実に行うこと。
- (6) 喫煙はしないこと。
- (7) 所定の場所以外に掲示、張り紙等をしないこと。
- (8) 使用後は、速やかに原状に回復すること。

(損害賠償)

第7条 使用者は、故意又は過失により、福利厚生棟の施設、設備又は備品等を破損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(福利厚生棟の事務)

第8条 福利厚生棟の庶務は、学生課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、福利厚生棟の管理に関し必要な事項は、学長の承認を得て、管理責任者が定める。

附 則

この規程は、平成10年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月10日から施行する。

和歌山県立医科大学医学部講義室等の使用に関する申合せ

平成 10 年 9 月 1 日教授会決定

最終改正 平成 27 年 7 月 1 日

第 1 趣旨

和歌山県立医科大学医学部(以下「本学部」という。)の講義室、臨床講堂及びゼミ室(以下「講義室等」という。)の使用に関し、次の事項を申し合わせる。

第 2 使用の範囲

講義室等は、授業及び研究に支障がないときに限り、次の各号に掲げる事項について使用を認めることができる。

- (1) 和歌山県立医科大学(以下「本学」という。)主催の行事
- (2) 本学の各所属が組織的に主催する事業
- (3) その他本学の教育、研究に寄与するものであって、医学部長(以下「管理責任者」という。)が特に認めたもの

第 3 使用者の範囲

講義室等を使用することができる者は、本学の学生(本学大学院の学生を含む。)、教職員とする。ただし、管理責任者が特に認めた者についてはこの限りでない。

第 4 使用できる日及び時間

- 1 講義室等は、次の各号に掲げる日を除き使用することができる。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律 178 号)に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- 2 使用できる時間は、午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。
- 3 管理責任者が特に認めた場合は、前 2 項の規定にかかわらず使用させることができる。

第 5 使用の手続

講義室等を使用しようとする者は、原則として使用予定日の 7 日前までに使用承認申請書(別記第 1 号様式)を管理責任者に提出し、その承認書(別記第 2 号様式)の交付を受けなければならない。

第 6 使用承認の取消等

- 1 講義室等の使用者は、承認書に掲げる注意事項を誠意を持って守らなければならない。
- 2 使用者が前項の規定に反した場合は使用承認を取消すと共に、以後の使用を承認しないこともある。

第 7 賠償責任

使用者は、その責めに帰すべき理由により、講義室等の施設、設備及び備品等を破損又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

第 8 補則

この申合せに定めるもののほか、講義室等の使用に関する必要な事項は、学長の承認を受けて管理責任者が定める。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この申合せは、平成27年7月1日から施行する。
- 2 「和歌山県立医科大学医学部セミナー室等の使用に関する申合せ」は、廃止する。

(別記第1号様式)

和歌山県立医科大学医学部講義室等使用承認申請書

年 月 日

和歌山県立医科大学医学部長 様

申請者（使用責任者）

所 属

職氏名

印

連絡先電話番号

(行事等の主催者・団体名)

下記のとおり、講義室等の使用の承認を申請します。

記

1 使用日時 令和 年 月 日 () 時 分 から
令和 年 月 日 () 時 分 まで

2 使用場所(使用場所を○で囲んで下さい。)

病 院 棟： 臨床講堂 1(大) 臨床講堂 2(小)

基礎教育棟： 講義室 1 講義室 2 講義室 3

ゼミ室 (1) (2) (3) (4)

(5) (6) (7) (8)

3 使用目的

4 使用対象者

5 使用予定人員 名 (学内者 名、学外者 名)

6 映像音響設備を使用する場合は、品名を記入してください。

7 誓 約 使用上の諸規定を遵守することを誓約します。

(別記第2号様式)

和歌山県立医科大学医学部講義室等使用承認書

年 月 日

様

和歌山県立医科大学医学部長

年 月 日付けで申請のあった講義室等の使用について、下記のとおり承認します。

記

- 1 使用日時 令和 年 月 日 () 時 分 から
令和 年 月 日 () 時 分 まで
- 2 使用場所 病 院 棟： 臨床講堂1(大) 臨床講堂2(小)
基礎教育棟： 講義室1 講義室2 講義室3
ゼミ室 (1) (2) (3) (4)
(5) (6) (7) (8)

3 使用条件

講義室等の使用者は、次の注意事項を遵守して下さい。

- (1) 使用目的以外に使用しないで下さい。
- (2) 室内の整理整頓に心がけて下さい。
- (3) 施設、設備及び備品等を用途外使用し破損、又は亡失しないで下さい。
- (4) 電気、空調及び火気の後始末、戸締まり等を確実に行って下さい。
- (5) 室内での飲食及び喫煙は、行わないで下さい。
- (6) 会場案内等の掲示を必要とする場合は、学生課と相談して下さい。
又掲示物には、主催者(教室名)、責任者名を記載して下さい。
- (7) 使用条件に違反した時は、使用承認を取消し以後の使用を承認しないことがあります。
- (8) その他事務局学生課の指示に従って下さい。

和歌山県立医科大学医学部体育施設使用規程

制 定 平成10年9月 1日和医大規程第 5号
最終改正 平成18年5月29日和医大規程第110号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学医学部体育館、グラウンド及びテニスコート
(以下「体育施設」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者及び使用目的の範囲)

第2条 体育施設は、和歌山県立医科大学(以下「本学」という。)の主催する行事、正課の体育の
授業、クラブ活動その他学生部長(以下「管理責任者」という。)が特に必要と認める行事に参加
する者は使用することができる。

(使用日)

第3条 体育施設は、次に掲げる日を除き、使用することができる。ただし、管理責任者が特に必要
があると認めるときは、臨時に使用し、又は使用を休止することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 12月25日から翌年1月4日までの日

(使用時間)

第4条 体育施設を使用することができる時間(以下「使用時間」という。)は、別表のとおりとする。
ただし、管理責任者が特別の事情があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用の承認)

第5条 体育施設を使用しようとする者(本学の体育の授業に使用しようとする者を除く。以下「申
請者」という。)は、体育施設を使用しようとする日の7日前までに体育施設使用承認申請書(別記
第1号様式)を管理責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理責任者は、前項の承認をしたときは、申請者に体育施設使用承認書(別記第2号様式)を交
付するものとする。

(使用の方法及び使用心得の遵守)

第6条 体育施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、体育施設を使用しようとするときは管
理責任者に前条第2項の使用承認書、学生証その他体育施設の当該使用をすることができる者であ
ることを証する書類を提示した上、鍵を受け取り、当該使用を終えたときは、施錠の上、鍵を返還
しなければならない。

2 使用者は、体育施設を使用するときは、前条第2項の使用承認書に付する条件及び管理責任者が
定める使用心得を遵守しなければならない。

(賠償責任)

第7条 使用者は、故意又は重大な過失により、体育施設の設備等を破損し、又は滅失したときは、
その損害を賠償しなければならない。

(この規程に違反した場合の措置)

第8条 管理責任者は、使用者がこの規程に違反したときは、体育施設の使用承認を取り消し、又は
使用を中止させることができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は、学長の承認を受け
て管理責任者が定める。

附 則

この規程は、平成10年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月29日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別記第1号様式（第5条関係）

和歌県立医科大学医学部体育施設使用承認申請書

年　月　日　和歌山県立

医科大学　学生部長　様

申請者（使用責任者）
住　所
氏　名
学　年
電　話（　　）
クラブ部長名

印

年生
—
印

下記のとおり体育施設の使用の承認を申請します。

記

使　用　施　設　名	1 体育館　　　2 グラウンド　　　3 テニスコート							
使　用　目　的	1 クラブ活動（クラブ名 ）							
	2 その他（ ）							
使　用　期　間	年　月　日（　　）　時　分から 年　月　日（　　）　時　分まで							
使　用　計　画	曜　日	月　火　水　木　金						
	時　間	時　分から　時　分まで						
使　用　人　員	本学関係者	学　生 教職員	名（うち男子　名、女子　名）					
	その他	名						
備　考								

（注）使用計画の欄は、使用期間中、毎週同じ曜日、同じ時間に使用する場合に記載すること。曜日は、該当するものを○で囲むこと。

年 月 日 和歌山県立

印

使用施設名	1 体育館 2 グラウンド 3 テニスコート					
使用目的	1 クラブ活動（クラブ名） 2 その他（）					
使用期間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで					
使用計画	曜日	月 火 水 木 金				
	時間	時 分から 時 分まで				
使用人員	本学関係者	学 生 名（うち男子 名、女子 名） 教職員 名				
	その他	名				
備考						

- 135 -

(別表)

施 設 名	使 用 時 間	
	平 日	休業日（和歌山県立医科大学学則（昭和５７年和歌山県規則第６号）第１１条に規定する休業日をいう。）
体 育 館	午前９時～午後９時	午前９時～午後５時
グラウンド	午前９時～午後７時	午前９時～午後５時
テニスコート	午前９時～午後７時	午前９時～午後５時

開館時間及び使用時間は以下のとおりとする。

体育館の開館時間は平日においては午前９時から午後９時までとし、休業日（和歌山県立医科大学学則（昭和５７年和歌山県規則第６号）第１１条に規定する休業日をいう。）においては午前９時から午後５時までとする。

グラウンド及びテニスコートの使用時間は平日においては午前９時から午後７時までとし、休業日（和歌山県立医科大学学則（昭和５７年和歌山県規則第６号）第１１条に規定する休業日をいう。）においては午前９時から午後５時までとする。

和歌山県立医科大学医学部課外活動施設使用規程

制 定 平成 10 年 9 月 1 日和医大規程第 7 号
最終改正 平成 16 年 4 月 1 日和医大規程第 120 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、和歌山県立医科大学医学部課外活動施設（以下「課外活動施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第 2 条 課外活動施設は、和歌山県立医科大学のクラブその他医学部教務学生委員会委員長（以下「管理責任者」という。）が特に必要と認める行事に参加する者は使用することができる。

(使用日)

第 3 条 課外活動施設は、毎日使用することができる。ただし、管理責任者が特に必要があると認めるときは、臨時に使用を休止することができる。

(使用時間)

第 4 条 課外活動施設を使用することができる時間（以下「使用時間」という。）は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。ただし、管理責任者が特別の事情があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用の承認等)

第 5 条 課外活動施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用責任者を定め、毎年 4 月末日までに課外活動施設使用承認申請書（別記第 1 号様式）を管理責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用心得の遵守)

第 6 条 課外活動施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、前条第 2 項の承認書に付する条件及び管理責任者が定める使用心得を遵守しなければならない。

(賠償責任)

第 7 条 使用者は、故意又は重大な過失により、課外活動施設の設備等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、課外活動施設の管理運営に関し必要な事項は、学長の承認を受けて管理責任者が定める。

附 則

この規程は、平成 10 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

和歌山県立医科大学医学部課外活動施設使用承認申請書

年 月 日

和歌山県立医科大学

医学部教務学生委員会委員長 様

クラブ名

使用責任者住所

氏名

印

部 長 名

印

下記のとおり、課外活動施設の使用の承認を申請します。

記

使 用 施 設 の 名 称	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使 用 人 員	男子 名、女子 名、計 名

（注）使用者全員の名簿を添付すること。

別記第2号様式（第5条関係）

和歌山県立医科大学医学部課外活動施設使用承認書

年 月 日

様

和歌山県立医科大学 医学部教務学生委員会委員長 印

年 月 日付けで申請のあった課外活動施設の使用について、下記のとおり承認します。

使用施設の名称	
使用目的	
使用期間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
使用人員	男子 名、女子 名、計 名

記

なお、課外活動施設の使用に当たっては、次の事項を遵守してください。

- （１）室内の整理整頓、消灯、戸締まり等を確実に行ってください。
- （２）施設及び備品等を用途以外に使用し、破損し、又は亡失しないください。万一、これらを破損し、亡失したときは、直ちに管理責任者にその旨を届け出てください。
- （３）熱器具類は、持ち込まないください。
- （４）火気、衛生及び清掃に留意してください。
- （５）所定の場所以外に掲示、張り紙等をしないでください。
- （６）その他係員の指示に従ってください。

和歌山県立医科大学の学生団体設立に関する申合せ

制 定 平成 18 年 4 月 1 日

最終改正 令和 3 年 7 月 20 日

(趣旨)

第 1 和歌山県立医科大学の学生の課外活動における団体設立に関し、必要な事項を申し合わせる。

(団体の設立)

第 2 学生が課外活動を行うため、学内において団体を設立しようとするときは、本学の教員のうちから部長、副部長を定め、団体設立願（別記第 1 号様式）に別紙を準用した団体の規約及び会員名簿を添えて学生部長に提出し、学生部委員会の承認を得なければならない。なお、現存する団体と活動内容が一致する場合は、原則設立を認めない。

2 学生部長は団体設立の承認をしたときは、団体設立承認書（別記第 1 号様式）を申請者に交付するものとする。

(団体活動の継続)

第 3 前項の承認を得た学生団体（以下「学生団体」という。）が、その活動を継続する場合、毎年 4 月末までに、団体活動継続願（別記第 2 号様式）に団体の会員名簿を添えて学生部長に提出し、学生部委員会の承認を得なければならない。

2 学生部長は団体活動継続の承認をしたときは、団体活動継続承認書（別記第 2 号様式）を申請者に交付するものとする。

(会計報告)

第 4 学生団体は、第 3 の団体活動継続願の提出とともに、学生部長に会計報告書を提出するものとする。

2 上記会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(団体の解散又は活動の停止)

第 5 学生団体が解散したときは、団体解散届（別記第 3 号様式）を学生部長に提出しなければならない。

2 学生団体の行為が本学の諸規定に違反し、又は学内の秩序を乱すと認められるときは、学生部長は、当該学生団体の解散を命じ、又は期間を定めてその活動の停止を命じることができる。

附 則

この申合せは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。

団 体 設 立 願

年 月 日

和歌山県立医科大学 学生部長 様

設立代表者
学 部
学籍番号
年 次
氏 名 印
部 長
氏 名 印
副部長
氏 名 印

下記のとおり団体を設立したいので、申請します。

記

団 体 名	
活 動 内 容	
活 動 場 所	
設 立 予 定 月 日	年 月 日
代 表 者 氏 名	
代 表 者 連 絡 先	
会 費 徴 収 の 有 無	有（年額 円） ・ 無

注 規約及び会員名簿を添付すること。

団 体 設 立 承 認 書

様

上記、申請のとおり団体設立を承認します。

年 月 日

和歌山県立医科大学 学生部長

印

別記第2号様式

団 体 活 動 継 続 願

年 月 日

和歌山県立医科大学 学生部長 様

代表者
学 部
学籍番号
年 次
氏 名 印
部 長
氏 名 印
副部長
氏 名 印

下記のとおり団体活動を継続したいので、申請します。

記

団 体 名	
活 動 内 容	
活 動 場 所	
活 動 期 間	年 月 日～ 年 月 日
代 表 者 名	
代 表 者 連 絡 先	
会 費 徴 収 の 有 無	有（年額 円） ・ 無

注 会員名簿を添付すること。

団 体 活 動 継 続 承 認 書

様

上記、申請のとおり団体活動継続を承認します。

年 月 日

和歌山県立医科大学 学生部長

印

団 体 解 散 届

年 月 日

和歌山県立医科大学 学生部長 様

代表者
学 部
学籍番号
年 次
氏 名 _____ 印
部 長
氏 名 _____ 印
副部長
氏 名 _____ 印

下記のとおり団体を解散したいので、届け出ます。

記

団 体 名	
解 散 年 月 日	年 月 日
解 散 の 理 由	

欠席届の扱いについて

(平成 19 年 5 月 30 日 教務学生委員会決定)

大学公認クラブ活動においての欠席届を提出する場合以下の点に留意すること

- ・ 参加する試合等の資料（主催者側からの通知文書等）を届に添付すること
- ・ 所定の様式により、クラブ顧問の教員及び授業担当教員の意見書を添付すること
- ・ 提出期限は欠席しようとする日の一週間前迄とする
- ・ 届を提出しても受理されない場合がある

(様式)

意見書

下記の者が課外活動のために欠席することについて、やむをえないものと認めます。

記

期間 年 月 日～ 年 月 日
学年 氏名

(理由) 例：(会場名)での〇〇大会出席のため 等

年 月 日

学生部長 様

部 部長 印

(様式)

意見書

下記の者が課外活動のために欠席することについて、やむをえないものと認めます。

記

期間 年 月 日～ 年 月 日
学年 氏名

(理由) 例：(会場名)での〇〇大会出席のため 等

年 月 日

学生部長 様

講義担当 印

和歌山県立医科大学図書館規程

制 定 平成 10 年 9 月 1 日和医大規程第 8 号

最終改正 令和 3 年 3 月 29 日和医大規程第 130 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）の図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書館の名称及び位置)

第 2 条 本学に置かれる図書館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館	和歌山市紀三井寺 811 番地の 1
和歌山県立医科大学図書館三葛館	和歌山市三葛 580 番地
和歌山県立医科大学図書館伏虎館	和歌山市七番丁 25 番 1

(利用者の範囲)

第 3 条 図書館を利用できる者は、本学の教職員等、大学院生等、学部学生等とする。

2 前項の規定にかかわらず、学外者で特に図書館長（以下「館長」という。）の許可を得た者は、その許可の範囲内で図書館を利用することができる。

(休館日)

第 4 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

2 館長は、蔵書点検その他特に必要と認めるときは、学長の承認を得て、前項各号に掲げる休館日のほか、臨時に休館することができる。

3 館長は、特に必要と認めるときは、学長の承認を得て、第 1 項各号に掲げる休館日であっても、臨時に開館することができる。

(開館時間)

第 5 条 図書館の開館時間は、紀三井寺館にあつては、月曜日から金曜日までは午前 9 時から午後 10 時まで、土曜日は午前 10 時から午後 5 時までとし、三葛館及び伏虎館にあつては、午前 9 時から午後 10 時まで（夏期及び春期休業期間は午前 9 時から午後 5 時 30 分まで、土曜日は午前 10 時から午後 5 時まで）とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(遵守事項)

第 6 条 図書館を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 静粛を保つこと

(2) 飲食及び喫煙をしないこと

(3) 館内秩序を乱し、他の利用者の迷惑になる行為をしないこと

(4) その他係員の指示に従うこと

(館内閲覧)

第 7 条 図書館内においては、貴重図書を除くすべての図書を自由に閲覧することができる。

2 貴重図書の閲覧をしようとするときは、館長の許可を受けなければならない。

(転貸の禁止)

第 8 条 貸出を受けた図書は、いかなるときにも転貸してはならない。

(図書の返却)

第9条 貸出を受けた図書は、必ず期限内に返却しなければならない。ただし、教職員、学生等が退職、卒業、その他の理由により本学に在職または在籍しなくなったときは、期限内であっても直ちに返却しなければならない。

(貸出期間中の返還要求)

第10条 館長は、貸出中の図書について必要があると認めたときは、いつでもこれを返却させることができる。

(弁償の責任)

第11条 利用者が図書等を破損し、又は亡失したときは、現品をもって弁償しなければならない。ただし、現品により弁償しがたいときは、館長の指定する金額をもって弁償しなければならない。

(利用の停止等)

第12条 館長は、図書館の利用に関する諸規程に反する者及びその他図書館の利用について著しく不都合な行為のあった者に対し、図書館の利用を制限又は禁止することができる。

(図書等の寄贈又は寄託)

第13条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(委員会)

第14条 図書館の企画及び運用等に関する重要な事項を審議するため、図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、館長は、学長の承認を得て図書館の利用について必要な事項を定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年9月1日から施行する。

(和歌山県立医科大学附属図書館規程の廃止)

2 和歌山県立医科大学附属図書館規程（昭和46年7月20日和医大規程第7号）は、廃止する。

附 則（昭和12年6月1日和医大規程第2号）

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県立医科大学医学部学生自治会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、和歌山県立医科大学医学部学生自治会と称する。
- 第2条 本会は、和歌山県立医科大学医学部学生全員をもって構成する。
- 第3条 本会は、学生の自治による相互の団結力をもって学生生活全般の向上発展を計ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 組 織

- 第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の機関を設ける。
1. 学生大会
 2. 代議員会

第1節 学 生 大 会

- 第6条 学生大会は、本会の最高議決機関であり、自治会会長がこれを招集する。
学生大会は、年1回開き臨時学生大会は次の場合開く。
1. 代議員会が必要と認めた場合
 2. 全会員の5分の1以上が連名書式で要求した場合
- 第7条 学生大会の招集及び議題は少なくとも開催の1週間前に告示する。
ただし、臨時大会の場合は、この期間を縮めることができる。
- 第8条 次の事項は、学生大会の議決を得ることを決定
1. 本会の運営に関する最高方針の決定
 2. 予算、決算の承認
 3. 本会会則の制定改廃
- 第9条 学生大会は、全会員の4分の1以上の出席（委任状を認める）をもって成立する。
- 第10条 学生大会の決議は、出席者（委任状を認める）の過半数をもって決定する。
ただし、可否同数の時はこれを議長が決定する。
- 第11条 学生大会の議長団を自治会長以外の会員から、書記（2名以上）を全会員の中からその都度選出する。
- 2 議長団は学生大会を代表し、大会の秩序を維持し議長を司る。
 - 3 議長団は前条の但し書きの場合を除いて議決権を持たない。
 - 4 書記は、議事録を作成する。
- 第12条 学生大会は流会になった時は、代議員会を開き、第8条の会則に関する事項を除く他は議決することができる。
ただしこの場合は、次の学生大会もしくは全学投票による承認を必要とする。
- 第13条 総会で決定すべきことであって緊急に処理をする必要あり、臨時学生大会を開く暇のない場合は、全学投票でこれを決定する。
- 2 前項の場合の定数は、総会に準ずる。
 - 3 全学投票に関する業務、管理は、代議員会が行い、投票方法、期間、その他必要事項は、代議員会の決定に基づく。
- 第14条 会員以外の出席及び発言は、出席者の過半数の要請でこれを拒否することができる。

第2節 代 議 員 会

- 第15条 代議員会（以下「議会」という。）は、本会の学生大会に次ぐ議決機関であり、また最高執行機関である。

- 2 議会は、全会員を代表する代議員でこれを組織する。
- 3 議会は、そのもとに、各種実行委員会を置くことができる。
- 第16条 代議員は、各学年より3名、原則として立候補制によって選出する。
- 第17条 代議員の任期は1年とし、その年の1月1日より12月31日までとする。
ただし、再任はこれを妨げない。
- 第18条 代議員の選挙は、毎年12月にこれを行う。
- 2 前項の選挙は、前期代議員があたる。
- 3 1学年の選挙は5月に行い、2学年の代議員がこれにあたる。
- 第19条 代議員会に次の役職を設ける。
- 会長 1名 副会長 1名
書記 1名 副書記 1名
会計 1名 副会計 1名
- 第20条 会長及び副会長は、代議員のなかからこれを互選する。
- 2 任期は、代議員の任期に準ずる。
- 3 会長は、総会を代表し、これを招集し議事を司る。また対外的に全会員を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、この職務を代行する。
- 5 会長及び副会長の評決権は可否同数の時のみこれを与える。
- 6 辞任、解任およびこれらに伴う事案についての決議は代議員の過半数の賛成をもって決定する。
- 第21条 書記は代議員の中から互選し、次の事項に従事する。
1. 議会議事録の作成保管
2. 議会内部、他機関との事務的な連絡折衝
3. 議会に関する情報の公表
4. その他、議会又は会長が必要と認めた業務
- 第22条 会計は代議員の中から互選し、次の事項に従事する。
1. 会長、副会長と協議し会計報告を作成
2. 議会、学生大会で会計報告
3. 予算案に基づき、自治会の会計を運用
4. 自治会会費の徴収
5. その他、議会または会長が必要と認めた業務
- 第23条 定例議会は、月1回にこれを開き、会長が招集する。
ただし、第1回の議会の招集は、前年度の会長がこれを行う。
- 第24条 臨時議会は、次の場合、これを開き、会長が招集する。
1. 会長が必要と認めた場合
2. 代議員総数の3分の1以上が必要と認めた場合
3. 会員の6分の1以上が連名書式で要求した場合
4. 学生大会が流会となった場合
- 第25条 議会は、次のことを議決する。
1. クラスからの提出議案
2. 前条の場合提出された議案
3. 予算の審議
4. 各種実行委員会からの提出議案
- 第26条 議会は、全代議員の10名以上の出席をもって成立する。
- 2 委任状は、原則としてこれを認めない。ただし、会長が正当かつやむを得ない場合と認めた時、これを出席として取り扱うが議決にはくわえない。
- 3 議事は、出席代議員の過半数の賛成でこれを決定する。
- 第27条 議会及び議会議事録は、原則として公開する。
- 第28条 代議員の解任罷免は、選出母体全員の過半数の意思による。
- 2 学生大会の議決により代議員の一部又は全部を罷免することができるものとする。
- 第29条 代議員の補充は、前条の場合これを行い、選出方法は第16条に準ずる。ただし、任期は前任者の残期間とする。

第30条 議会は必要に応じて保健看護学部学生自治会及び薬学部学生自治会との話し合いの場を設ける。

第3節 クラブ

第31条 クラブとは、自治会会員中の同好者によって組織される文化並びに体育関係の団体であって自治会に所属しているものをいう。

2 自治会は、その希望するクラブに自由に参加し、活動することができる。

第32条 クラブは必要に応じて自治会に協力しなければならない。大学の必要な施設や協力を受ける権利と、必要に応じて大学に協力する義務を有する。

第33条 クラブの設立廃止についての最終決定権は議会がこれを有する。

第3章 財 政

第34条 本会の経費は、会費・寄付金・その他をもってこれに当てる。

第35条 本会は学生大会において決定された会費年額一定額を納付しなければならない。
ただし、納付方法については細則に従う。

第36条 特別の事情があるものについては、議会の決議の上、会費を減免することがある。

第37条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

第38条 毎年度の経費については、会計年度の始めに代議員が予算案を作成・審議の上、学生大会で承認を得るものとする。

第39条 剰余金は、これを次年度へ繰り越すものとする。

第4章 会 則 改 正

第40条 本会則の改正は、全会員の過半数以上の承認を得なければならない。

附 則

1. この会則は平成17年1月1日から施行する。

2. この会則は令和4年3月1日から施行する。

3. この規定により、自治会会長等この規定に定める各種の委員が決定されるまでの間は、なお、従前の例による。

和歌山県立医科大学医学部同窓会定款

昭和 45 年 4 月	制 定
平成 10 年 10 月	改 訂
平成 11 年 10 月	改 訂
平成 20 年 10 月	改 訂
平成 21 年 9 月	改 訂
平成 29 年 9 月	改 訂
令和 元年 6 月	改 訂
令和 3 年 9 月	改 訂

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、和歌山県立医科大学医学部同窓会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を和歌山市紀三井寺 8 1 1 番地 1、和歌山県立医科大学内に置く。

(支部)

第 3 条 本会は、理事会の議を経て支部を設置することが出来る。

(目的)

第 4 条 本会は、和歌山県立医科大学と連携を保ち、医学の振興に寄与すると共に、母校の発展と会員相互の向上発展ならびに親睦扶助を図ることを目的とし、その目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 医学ならびに医療に関連する諸問題の研究会
- 2 学事の奨励
- 3 会員名簿及び会誌の編纂
- 4 会員の向上発展ならびに親睦、扶助
- 5 広く住民の保健福祉の向上発展を図るための事業
- 6 その他本会の目的達成のため適当と認めた事業

第 2 章 会員

(種別)

第 5 条 本会の会員は、次の各項に定めた者をもって構成する。

1 会員

和歌山県立医科大学医学部（和歌山県立医学専門学校を含む）の卒業生

2 正会員

和歌山県立医科大学医学部（和歌山県立医学専門学校を含む）の卒業生本会に入会し、別に定める年会費を納めた者及び年会費を免除されている者。

3 学生会員

本学医学部入学の学生

4 特別会員

他大学出身で、本学に在籍し、本会の主旨に賛同して入会を希望し、理事会の承認を受けた者。退職後も希望があれば、引き続き特別会員となることができる。

5 名誉会員

本学および本会に特別功労のあった者で、理事会の承認を受けた会員。

(入会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、本会の事務所を通し会長に申し込まなければならない。

(入会金および会費)

第 7 条 本会会員は所定の入会金および年会費を納めなければならない。但し、納入額については別に定めるところによる。

2 入会金は、入学時または入会時に銀行口座振込又は現金にて納入する。

3 年会費は、毎年度に請求し、銀行口座振込、口座振替又は現金にて納入する。

(住所等の変更)

第8条 会員は、住所、氏名および勤務先等に変更を生じた場合は速やかに本会に通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 本会の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- 1 物故者
- 2 退学者
- 3 本会の名誉を著しく傷つけ、理事会、総会において除名された者。

第10条 会員が本会の資格を失った場合は、既納の入会金並びに会費はこれを返還しない。

第3章 役員および職員

(種別及び定数)

第11条 本会に次の役員をおく。但し、役員は正会員で構成する。

- 1 会長 1名
 - 2 副会長 2名
 - 3 理事 若干名
 - 4 監事 2名
- 2 会長、副会長および監事は理事会において、理事の中より互選、推薦により選出し、総会の承認を得なければならない。

(任期)

第12条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、補充を行う。その任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行う。
- 4 役員の任期の起算は、4月1日とする。
- 5 役員が本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、また特別の事情がある場合は、その任期中でも理事会および総会の決議により会長がこれを解任することが出来る。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、定款および総会の決議に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、会務および財産状況を監査する。

(報酬)

第14条 本会の役員には、報酬を支給しない。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、会長の任期による。
- 4 顧問は、会長の求めに応じ意見をのべることができる。

(職員)

第16条 本会の事務を処理するため、職員を置くことが出来る。

- 2 職員は、理事会の承認を経て、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第4章 支部長および評議員

(支部長)

第17条 支部長は各支部を統括し、支部の事業を遂行、評議員の選出に協力する。

- 2 各支部長は、支部に所属する正会員の中より互選、推薦により選出する。
- 3 支部長は、本会の理事となる。
- 4 各支部には、副支部長を置くことが出来る。
- 5 副支部長は、支部長に支障がある場合、職務を代行する。但し、理事会では決議権を有しない。
- 6 支部長、副支部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 副支部長は、本会の評議員の中より選出する。

(評議員)

第18条 本会には、正会員より選出された評議員を置く。

2 評議員は評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ、重要案件の協議に参画する。

3 評議員は各卒業年度毎に1名を、また支部においては別に定める定数の評議員を支部長の推薦または正会員の互選、推薦により選出する。

4 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

(総会)

第19条 総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3カ月以内に会長が召集する。

3 臨時総会は、理事会の決議により、または監事が必要と認めたとき、さらに会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき、20日以内に、会長が召集しなければならない。

第20条 総会の招集は、会員に対し、少なくとも10日前にその会議で審議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

第21条 総会において次の事項は、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告および収支決算

(2) 事業計画および収支予算

(3) 財産目録

(4) 入会金並びに会費の額および徴収方法に関する事項

(5) 役員の選任

(6) その他理事会において必要と認めた事項

第22条 総会の議長、副議長は、会長が任命する。

第23条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ議事を議決することが出来ない。但し、当該議事につき書面または他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第24条 総会に議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 会員数および出席者数(委任者数)

(3) 審議事項および決議事項

(4) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長およびその会議で選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印し保存しなければならない。

第25条 総会の要項および決議事項は、全会員に通知する。

(理事会)

第26条 理事会は、理事をもって構成し、毎年2回以上開催、会長がこれを召集する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 現在理事数の3分に1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあった場合

(3) 監査上疑義があり、監事から召集の請求があったとき。

(4) 臨時理事会の招集は、とくに(2)、(3)号に該当する場合は20日以内に行わなければならない。召集の日時、場所および審議事項は書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第27条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項。

(3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項。

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第29条 理事会については、第23条から第25条までの規定を準用する。

(評議員会)

第30条 評議員は、会員を代表し、評議員会を組織し、定款に定める事項を審議する。

2 会長が、これを召集し、総会前に開催することを原則とする。

3 評議員会には、評議員の互選、推薦により議長1名、副議長1名を選任する。

4 会議は、評議員数の2分の1の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席とみなす。

5 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第31条 臨時評議員会を会長は理事会の議を経て召集することが出来る。

2 緊急を要し臨時評議員会を開催できない場合は、通信によりこれを議決することが出来る。

第32条 評議員会決議事項および総会報告事項は下記の事項とし、承認又は決議を経て、総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告および決算

(2) 事業計画および予算

(3) 財産目録

(4) 入会金並びに会費の額および徴収方法に関する事項

(5) 役員の選任

(6) その他重要事項

(委員会)

第33条 本会に、委員会を置くことが出来る。

2 会長、副会長、若干名の正会員をもって構成する。

第34条 委員会は、理事会から委任された事項を検討、決議する。

第35条 委員は、会長が任命し理事会の承認を経なければならない。会の招集は会長が行う。

第6章 資産および会計

第36条 本会の資産は、理事会の決議により会長が保管する。

2 資産のうち現金は、理事会の決議により確実な有価証券を購入するか、定額郵便預金とするか、確実な信託銀行に信託するか、もしくは定期預金として会長が保管する。

第37条 本会の事業遂行に要する費用は、入会金、年会費および寄付金をもってこれにあてる。

第38条 本会の収支決算書は毎会計年度終了後3カ月以内に作成し、事業報告、財産目録、会員数、および会員の異動状況書とともに監事の意見をつけて、理事会、評議員会および総会の承認をうけなければならない。

第39条 本会の収支決算に余剰金があるときは、理事会、評議員会および総会の承認を受けて翌年に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更および解散

第40条 この定款は、理事会、評議員会および総会出席者の3分の2以上の決議を経なければ変更することが出来ない。

第41条 本会の解散は、理事会、評議員会および総会出席者の4分の3以上の決議を経なければならない。

第42条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会、評議員会および総会出席者の4分の3以上の決議を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

第8章 附 則

第43条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第44条 この定款についての細則および会費徴収規定は、理事会、評議員会および総会の決議を経て別に定める。

定款細則

第1章 支部

(支部)

第1条 定款第3条による支部は次の通りとする。但し、必要に応じ理事会の決議を経て増減することが出来る。

医科大学、和歌山市、海南・海草、橋本・伊都、那賀、有田、御坊・日高、田辺・西牟婁、新宮・東牟婁、南大阪、大阪、兵庫県、中国、四国、北信越、関東、京都・滋賀、奈良、北海道・東北、中部、九州・沖縄。

第2条 上記支部に所属しない会員は近隣支部へ加入を申し出ることが出来る。

(会員の異動)

第3条 支部会員の異動、入会者については事務所よりそれぞれの支部に連絡する。

第2章 役員の選出

(理事)

第4条 理事は各期評議員の中から20名を、各支部評議員の中から20名を会長が推薦する。

2 支部長は理事となる。

3 理事は総会の承認を得なければならない。

(評議員)

第5条 本会に評議員をおく。選出人数および方法は以下の通りとする。

2 各卒業年度別評議員は年度毎に1名を互選、推薦により選出する。

3 支部評議員の選出は各支部においては、別に定める定数の評議員を支部長の推薦又は各支部の正会員の互選、推薦により選出する。

4 支部評議員の定数は正会員100名以下の支部では2名、101～200名では3名、これ以上の人数では100名につき1名を増員する。

5 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 評議員の選出は、改正年の2月末日までに正会員数に基づいてこれを行い、速やかにその結果を会長に報告しなければならない。

7 定数等の変更は、理事会、評議員会および総会の決議を経て行う。

第3章 会費等徴収規定

第6条 本規定は、定款第2章第7条の規定により会費等について次の通り定める。

1 入会金 30,000 円

入会金は入学時または本会に入会した時点で銀行口座または現金にて納入することとする。

2 年会費 5,000 円

会費は、毎年度請求し、銀行口座振込、口座振替または現金にて納入する。

3 会員の入会金および年会費については、次の通りとする。

正会員は入会金および年会費を徴収する。

学生会員、名誉会員は年会費を徴収しない。

特別会員は年会費のみ徴収する。

4 以下の場合には、会費を免除することが出来る。

(1) 会員が長期療養のため医師活動が不可能な場合で、診断書を提出し、理事会において会費納入不可能と認めた場合。

(2) 会員が80才に達し、本人の申し出があった場合。

第3章 慶弔規定

第7条 本学教授で定年退職の場合は、感謝の意を込めて記念品を贈る。

2 会員中破格の栄誉を受けたものは、会報に掲載し、祝意を表する。

3 会員が逝去した場合は、その旨を速やかに事務所に連絡し、会長が会葬するか、弔電、供花等により哀悼の意を表する。

第4章 細則の変更

第8条 この細則は、総会の承認を経なければ、これを変更出来ない。

附 則

この定款細則の一部変更は、通常総会で決議した日（令和元年年6月15日）から施行する。

医 師 法 （抄）

最終改正 平成30年7月25日法律第79号

第一章 総 則

〔医師の任務〕

第一条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免 許

〔免許〕

第二条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

〔絶対的欠格事由〕

第三条 未成年者には、免許を与えない。

〔相対的欠格事由〕

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

〔免許の取消・業務停止及び再免許〕

第七条 医師が、第四条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 3年以内の医業の停止
- 三 免許の取消し

- 2 前項の規定による取消処分を受けた者（第四条第三号若しくは第四号に該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあった者として同項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条第一項及び第二項の規定を準用する。

第3章 試 験

〔試験の目的〕

第九条 医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

〔試験の実施〕

第十条 医師国家試験及び医師国家試験予備試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

〔医師国家試験の受験資格〕

第十一条 医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者
- 二 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの

- 三 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

第四章第一節 臨床研修

〔臨床研修〕

第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

第五章 業 務

〔医業〕

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

〔診療に応ずる義務等〕

第十九条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

第八章 罰 則

〔罰則〕

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて医師免許を受けた者

- 2 前項第一号の罪を犯した者が、医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附 則 （平成19年6月27日法律第96号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和元年6月14日法律第37号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第3条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

和歌山県立医科大学医学部学生の行動規範

令和 5 年 6 月 20 日教授会決定

1. 法令等の遵守

私たちは、和歌山県立医科大学の構成員として活動するにあたり、本学の教育理念を深く理解し、法令、学内諸規則及び社会規範を遵守します。

2. 倫理の保持

私たちは、勉学に励み、自ら研鑽して、豊かな人間性と高邁な倫理観、幅広い教養を身につけるとともに、高度で専門的な知識・技能を修得します。

3. 人権と多様性の尊重

私たちは、多様な個性を認めるとともに、一人ひとりの人権と人格を尊重し、あらゆる差別、偏見及びハラスメントにつながる言動は行いません。

4. 個人情報の保護

私たちは、守秘義務と個人情報保護を徹底し、SNS等インターネットを含めた情報発信や管理については細心の注意を払います。

5. 地域社会貢献・国際社会貢献

私たちは、これまで本学が創出・継承・蓄積してきた知に対して敬意を払い、本学における、学習及び研究活動が社会からの付託を受けていることを理解し、課外活動などを通して、地域社会貢献並びに国際社会貢献に努力します。